

令和6年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和6年3月6日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和6年 3月 6日

至 令和6年 3月21日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 承認第 1号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

日程第 7 承認第 2号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 発委第 1号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について

日程第 9 発委第 2号 白馬村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

日程第10 議案第 1号 工事の施行に関する変更協定の締結について

日程第11 議案第 2号 白馬村農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第12 議案第 3号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

日程第13 議案第 4号 白馬村黒豆沢土砂災害による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第 5号 白馬村犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第15 議案第 6号 白馬村文化財保護条例の制定について

日程第16 議案第 7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第 8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第 9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第11号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第14号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第15号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第16号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第17号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第18号 白馬村体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第29 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第22号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第23号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計予算
- 日程第34 議案第25号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 令和6年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第37 議案第28号 令和6年度白馬村下水道事業会計予算
- 日程第38 予算特別委員会の設置について

令和6年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和6年3月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第1号 報告、質疑

6) 承認事項

承認第1号及び承認第2号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

7) 議案審議

発委第1号及び発委第2号 説明、質疑、討論、採決

議案第1号から議案第3号まで及び議案第24号から議案第28号（村長提出議案）説明、
質疑、討論、採決

議案第4号から議案第28号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8) 予算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 承認第 1号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
3. 承認第 2号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 議案第 1号 工事の施行に関する変更協定の締結について
5. 議案第 2号 白馬村農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
6. 議案第 3号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
7. 議案第 4号 白馬村黒豆沢土砂災害による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定について
8. 議案第 5号 白馬村犯罪被害者等支援条例の制定について
9. 議案第 6号 白馬村文化財保護条例の制定について
10. 議案第 7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
14. 議案第11号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について
15. 議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
16. 議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
17. 議案第14号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例について
18. 議案第15号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について
19. 議案第16号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

20. 議案第17号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について
21. 議案第18号 白馬村体育施設条例の一部を改正する条例について
22. 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）
23. 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
24. 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
25. 議案第22号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）
26. 議案第23号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）
27. 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計予算
28. 議案第25号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
29. 議案第26号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
30. 議案第27号 令和6年度白馬村水道事業会計予算
31. 議案第28号 令和6年度白馬村下水道事業会計予算

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

昨年12月にみそら野地区で発生した土砂災害により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

また、1月には能登半島地震が発生しました。犠牲となられた方々とそのご遺族に対しまして、衷心より哀悼の意を表します。

負傷された方々をはじめ、被害に遭われ避難生活を余儀なくされている被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

これより、犠牲者の方々のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと存じます。ご起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 黙祷。

(黙 祷)

議長（太田伸子君） 黙祷を終わります。ご着席ください。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、令和5年11月、12月、令和6年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書及び令和5年度財政援助団体等監査の結果報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会令和6年第1回定例会が2月7日及び8日に行なわれました。また、白馬山麓事務組合議会令和6年第1回定例会が2月27日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長(太田伸子君) 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番 切久保達也議員、第5番 加藤ソフィー議員、第6番 尾川耕議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長(太田伸子君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和6年第1回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から3月21日までの16日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの16日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(太田伸子君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) おはようございます。

令和6年第1回白馬村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、前回の12月定例会閉会以降、12月16日に白馬村黒豆沢で土砂災害が発生し、大量の土砂流入により多くの被災家屋が発生しました。被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、新年1月1日には、石川県能登地方を震源とする最大震度7の大地震が発生し、北陸地方に甚大な被害をもたらしました。ただいま皆様と黙祷をささげさせていただきましたが、改めましてお亡くなりになられました方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

これらの災害に対する本村の対策につきましては、この後述させていただきますが、住民の皆様におかれましては、いつどこで起こるか分からない災害に対する日頃からの備えを改めてお願い申し上げます。

この冬は暖冬により、本村においても降雪の少ないシーズンとなっておりますが、そうした中でも複数回まとまった降雪があり、白馬村内は、この時期、全てのスキー場で麓まで雪があり、コロナ禍前を上回る数のお客様にお越しいただいておりますことを大変ありがたく思います。この雪が

少しでも長く残り、よいシーズンの終盤を迎えられますことを祈念するところであります。

さて、令和6年能登半島地震における本村の対応としましては、石川県町長会を通じて、災害救助法の適用対象となった石川県の7町を支援するために55万円の義援金を長野県町村会を窓口にして送ったほか、村議会と村からそれぞれ、糸魚川市に10万円、富山県上市町と朝日町に5万円の見舞金を贈呈しました。

加えて、役場庁舎とふれあいセンターの窓口では日本赤十字社の義援金を受け付けており、村民の皆様からの心のこもったご支援は、2月末で累計23万5,000円余りになったと社会福祉協議会から報告を受けております。この場をお借りしまして、ご支援いただきました皆様にご心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

一方、人的支援につきましては、日本水道協会中部地方支部からの応援要請により給水応援派遣に2名、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会からの応援要請により1名、長野県合同災害支援チーム「チームながの」の一員として2名、計5名を七尾市、輪島市、羽咋市、志賀町へ派遣したところであります。村では、今後も被災地の一刻も早い復旧と復興に向けた活動を支援してまいりますので、引き続き議員各位並びに村民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

一方、昨年12月16日に本村で発生しました黒豆沢土砂災害について、住家の被害認定の状況でございますが、1次調査の結果、全壊が1棟、大規模半壊が2棟、半壊が3棟、床下浸水などの一部損壊が6棟、合計12棟であります。今後、必要に応じて2次調査を行ないませんが、厚い土砂に埋もれ中に入れない建物もあり、その土砂の撤去が課題となっているところであります。

村では災害発生直後から災害対策本部を設置し、計25回の対策会議を開催し、被災された皆様の支援と災害復旧、情報収集にあたってまいりました。

具体的な支援の状況ですが、発災直後には役場多目的ホールに避難所を設置し、最大で27世帯53名の方々が避難され、災害発生以降3日間で延べ229名分の食料の配給を行ないました。

また、旅館ホテル組合会白馬支部との協定に基づき、村内の宿泊施設のご協力により、ホテル等への二次避難に移行しましたが、避難指示区域の順次縮小により、ほとんどの方が自宅等への帰宅が可能になったため、現在は1世帯2名の方が村営住宅に入居している状況であります。

また、12月23日には、災害ボランティアの協力も得て災害廃棄物の第1回収を行ない、1トントラック3台分、軽トラック7台分程度の廃棄物及び宅地内土砂の撤去を行ないました。今後は、雪解け、土砂撤去の状況を見つつ、家屋の解体、第2次以降の災害廃棄物の回収を行なう予定です。

なお、1月25日には、現場の状況が落ち着いてきていることから避難区域を縮小し、災害対策本部を災害警戒本部に移行しましたが、引き続き被災された皆様への支援を継続してまいります。

また、12月21日、2月15日には被災された住民向けの説明会を開催し、支援策の内容など

をご説明させていただくとともに、被災した住家の所有者に対し罹災証明書を交付しました。

さらに12月29日には、長野県姫川砂防事務所による災害現場に関する説明会を開催いただき、現地の状況について説明いただきました。今後も、被災された皆様への情報提供については随時実施してまいりたいと考えています。

次に、復旧工事ではありますが、現在、長野県姫川砂防事務所において応急の砂防工事を進めていただいておりますが、先週3月2日にはアンカーネットの設置工事が完了したと伺っておりまして、引き続き安全に配慮しながら、土砂をストックするための堆積工を進めていただいているところであります。特に、現在も、まだ避難指示が解除されていないエリアにつきましては土砂の堆積量も多いことから、村主体により宅地内の土砂排出事業を行なう準備を進めており、令和6年度当初予算に関連費用を計上させていただいたところであります。

また、土砂の流入により被害を受けた農地や用水路などの農業用施設につきましても、今春の営農に影響が出ないよう早期復旧を目指す作業を進めています。現場には、いまだ大量の土砂が堆積し、また、先ほども申し上げましたように、春先には融雪による二次被害が発生する危険性もごございます。村としましても、一日も早く住民の皆様が以前と同じ生活が送れますよう復旧・復興に努めてまいりたいと考えておりますが、それにはやはり、ある程度の時間が必要になります。引き続き被災された皆様に寄り添った施策を進めてまいりたいと考えていますので、議会の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

次に、この冬のシーズンの状況について、途中経過ではありますが、報告させていただきます。

1月末までの村内スキー場の利用者数は、前年比118%となる47万6,000人余りでありました。これを2019、20シーズンと比較しますと110.7%になります。大町市と小谷村を含めたHAKUBA VALLEYエリアの10スキー場では、2019、20シーズン比で118%となっており、そのうち全体の約4割を占める外国人観光客は140%と大きくコロナ前を上回り、昨年4月の水際措置撤廃以降、訪日外客数は右肩上がり急回復を遂げていることが分かります。

なお、HAKUBA VALLEY TOURISMでは、2月の状況も踏まえると、今シーズン終了時点で外国人観光客数は50万人超、最大で57万人に達すると予測を上方修正しています。

今シーズンは外国人観光客が急回復する中で、受入れ面での課題が改めて浮き彫りになっているシーズンでもあります。特に顕著であるのは交通面で、タクシーを予約できないといった課題に加えて、スキー場間を結ぶシャトルバスが満車で利用することができないといったケースが頻発したようです。HAKUBA VALLEY TOURISMが今シーズンの外国人観光客数を大幅に上方修正したことから分かるように、予想以上の入り込みがあった結果であるとも言えますが、一方で受入れ態勢を整えるため、そして満足度を低下させないためには正確な需要予測が重要であるということを再認識したところであります。

それでは、各課における事業実施状況についてご報告させていただきます。

まず、総務課関係ですが、2月5日から6日の2日間、河津町との姉妹都市提携40周年を記念し、「河津桜まつり行き・白馬村民号」として41名の村民の皆様の参加を頂き河津町を訪問してまいりました。期間中はあいにくの天気ではございましたが、河津町の皆様から温かい歓迎を頂き、美しい河津桜を眺め、両町村民が楽しく交流することができました。

また、来年度は太地町への交流訪問を予定してございます。今後とも、より一層、姉妹都市との友好を深めてまいりたいと考えています。

次に、令和5年度のふるさと白馬村を応援する条例に基づく寄附動向は、1月末の対前年比で件数ベースでは1,767件の減少となっているものの、寄附金ベースでは約2,500万円余り増加しており、年間累計額では5億2,000万円を超える寄附額となり、過去最高となった前年最終の寄附額約5億3,000万円に迫るペースとなっています。これは昨年10月に適用された、いわゆる国の50%ルールの厳格化に伴う駆け込み需要により、10月までの寄附額が増加したことが主な要因です。一方、11月以降はその反動もあり、例年に比べて、件数、金額とも落ち着いた状態で推移しています。

他方、セールシートを活用した企業版ふるさと納税や、特定のプロジェクトを指定するガバメントクラウドファンディングによる寄附額の合計は大幅に増加しており、過去最高額になる見込みです。

いずれにしても、大変多くの皆様に白馬村を応援していただいていることに対し改めて感謝申し上げますとともに、寄附者の思いをしっかりと受け止め、事業の推進とその成果につなげてまいりたいと思います。

公共交通関係については、1月末に開催した白馬村地域公共交通会議において、これまでの乗合タクシーふれ愛号と観光AIデマンドタクシーを統合した新たな交通体系となる白馬デマンドタクシーを令和6年4月1日から運行する計画を正式に決定しました。住民はもとより、訪れた観光客の皆様にとっても気軽に、便利に、安心して利用できる地域の足として、親しまれる地域交通としてつくり育ててまいりたいと思っています。

住民課関係ですが、昨年11月から今年1月までの転入届出数は1,033件、うち950件、約92%が外国人が関係する手続となっています。その結果、本村の2月の人口は9,249人となり、このうち外国人は1,339人、約14.5%を占めます。世帯の割合で見ますと、25.7%が外国人を含む世帯となっています。この短期滞在外国人の転出は既に始まっていますが、転入と同数の約950件を想定しており、一般的な国内の移動時期とも重なることから、住民課窓口の混雑を懸念しています。

また、この後の専決処分報告にもございますが、3月1日からは戸籍の広域交付が開始され、住民課の対応業務は、より一層の利便性の向上とともに多様さを増すものになってきています。

環境衛生関係では、2月1日から行政収集分のペットボトルについても、サントリーホールディングス株式会社及びサントリー食品インターナショナル株式会社と覚書を締結し、ペットボトルをリサイクルして、再びペットボトルを作り出す水平リサイクルに移行しました。これは、令和3年に北アルプス広域連合が締結した協定に参画するもので、4月以降は白馬村から排出する約23トンのペットボトルは全て水平リサイクルに移行し、現在よりも一段階高い次元でのリサイクル活動に取り組むこととなります。

税務課関係ですが、村税の1月末の徴収状況は、徴収率の前年同月比で現年分が0.2ポイント増、滞納繰越分が3.9ポイント減、合計では1.6ポイント増となっています。

また、観光人口の増減によって変動がある2つの税目の前年同月との比較では、たばこ税は累計収入額が5,890万円余りで200万円余りの増、入湯税は3,550万円余りで460万円余りの増となっています。

なお、黒豆沢土砂災害により被災された納税義務のある方を対象として、令和6年度に課税する村民税、固定資産税、軽自動車税の軽減または減免を行なうため、本定例会に、白馬村黒豆沢土砂災害による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例を提出いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

健康福祉課関係ですが、新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種がこの3月31日をもって終了します。65歳以上の高齢者の接種率は、令和6年2月18日現在57.5%となっています。今後は、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に、65歳以上の高齢者を対象にした定期接種へと移行していく予定です。

次に、策定を進めてまいりました第7期白馬村障害福祉計画、第4期白馬村障害者福祉計画、第3期白馬村障害児福祉計画、白馬村高齢者福祉計画及び白馬村健康増進計画は、白馬村社会福祉推進委員会及び白馬村健康づくり推進協議会でそれぞれ計画策定に関する協議を重ね、各計画案のパブリックコメントを実施したところです。本村の高齢者福祉、障がい者福祉、健康増進の基本となるこれら計画に基づき、来年度から諸施策を推進してまいります。

観光課関係ですが、外国人観光客の回復が確実視されていたこの冬は、昨冬の実証運行で大きな成果を達成した白馬ナイトデマンドタクシーを拡充し、観光客の移動ニーズに応える態勢を整え、加えてレストランの予約が取れない、宿泊施設のスタッフが予約対応に追われるといった移動の先にある課題の解決に向けて、レストラン予約サービスとの連携を実証しつつ、白馬ナイトデマンドタクシーの本格運行を実施しました。2月末までのアプリの登録者数は4,620人、乗車人数は8,926人で、いずれもオーストラリアを中心とする外国人観光客が全体の7割近くを占めています。また、降車後に、アプリ内でサービスの満足度を5段階評価で尋ねましたが、回答者の94%が最高評価である5をつけており、時間どおりの運行を多くの方が評価していました。

レストラン予約サービスをモニター導入した店舗は20店舗でありましたが、既に同じサービス

を利用していた9店舗を加えると、29店舗でレストラン予約サービスが稼働したことになります。2月18日までの状況になりますが、これらの店舗ではオンラインによる予約の総件数は約7,900件、総人数が約3万6,000人という実績でありました。サービス導入によって、店舗側でどの程度の負担が軽減されたのか、また宿泊施設での負担軽減はどうであったのか、さらには利用者の評価はどうかなど、詳細な分析はこれからになりますが、一定の成果を上げたものと見ています。

農政課関係ですが、白馬産のコシヒカリが、12月に開催された第20回お米日本一コンテストinしずおかにおいて日本一になりました。近年の白馬の米は、各種コンテスト等で上位入選を果たし、客観的に米のおいしさが証明されています。改めて関係者各位のご努力に敬意を表する次第であります。

林務関係では、ナラ枯れ対策ガバメントクラウドファンディングを実施したところ、全国の皆様から550万円余りのご寄附を頂きました。この場をお借りして心から感謝申し上げます。頂いた寄附金は、ナラ枯れ対策の重要な財源として活用させていただきます。

また、木材の利活用という面では、適正処理をしたナラ枯れ材の住民配付や、長野県の協力を頂きマウスパッドを製作し、学校や住民に配付しました。今後も、木育活動の一環として取組を進めてまいります。

次に、長野県発注の北城南部地区ほ場整備事業は表土不足等により工事が遅れ、今春、一部作付できない農地があります。今後も関係者と連携の上、早期完了を目指し事業を進めてまいります。

国土調査関係では、能登半島地震の地殻変動により国土地理院の基準点が北西に7センチずれたため、今年度実施していた地籍調査事業が一時中断となり、来年度に繰越しとなります。

上下水道課関係ですが、予定していた水道施設の更新工事も順調に進み、無事竣工しています。下水道事業では効率的な施設の改築更新を実施するため、水処理施設の耐震診断とストックマネジメントの実施計画を策定しました。

また、4月1日から野平地区の農業集落排水事業が、特別会計から地方公営企業法の規定の全部を適用する企業会計へ移行するための作業に取り組んでいるところであります。

次に、教育委員会関係、教育課ですが、学校における感染症の状況は、この2月、3月はインフルエンザが流行し、村内学校では、感染拡大を防ぐために学級閉鎖が相次ぎました。新型コロナウイルス感染症も落ち着いたとはいえ、いまだに数名の罹患者が見られる状況であります。学校では、感染症に十分注意しながら、スキー大会や姉妹都市交流などを行なうことができていると報告を受けていますが、引き続き、手洗いなど基本的な感染症対策を行なっていただくようお願いしました。

村内小中学校では、この定例会の会期中に卒業式が執り行われます。今年度は、多くの来賓を招いての式典と聞いています。私も議員の皆様とともに、希望を胸に卒業する児童生徒の皆さんの輝

く未来に祝福を贈りたいと思っています。

子育て支援課関係ですが、これまで進めてまいりました保育施設等の整備により、この冬は、就労のため保育園を希望しても入園できずに待機児童となるお子さんが、例年に比べ減少しました。また、来年度4月以降、保育施設等の状況は、3歳以上児がしろま保育園96名、白馬幼稚園53名、3歳未満児がしろま保育園42名、ファミリアはくば5名、サンライズキッズ保育園白馬園15名、白馬幼稚園3名で、4つの施設で保育、教育をいたします。

また、子育ての節目における子育て世帯へのお祝い金として、はくばっ子応援給付金を、卒業を迎える中学3年生63名、小学6年生69名の保護者にご案内し支給しています。

生涯学習スポーツ課では、正月恒例の箱根駅伝におきまして、本村出身の東海大学2年生、花岡寿哉選手が2区に出場しました。昨年の3区での活躍に続き、今年も多くの村民に夢と感動を与えてくれました。

また、この冬は全国各地で雪不足により大会開催が危ぶまれる報道がある中で、本村におきましても、1月後半の白馬少年スキー大会のジャンプ・コンバインド種目や、2月後半のノルディックスキー子どもの日イベントが中止となってしまいましたが、全日本クロスカントリースキー大会や全国高校選抜スキー大会、ノルディック種目等は無事開催することができ安心しております。

図書館等複合施設の関係では、複合施設としての建設に加え、子育て支援センターと図書館を分離して建設した場合と、子育て支援センターのみを建設した場合の財政シミュレーションを行ない、基本方針をまとめましたので、本定例会の中で説明させていただきます。

最後に、新年度予算についてでございます。令和6年度予算では、第5次総合計画の基本理念を実現させるための事業に加え、社会環境の変化や脱炭素社会の実現に向けてゼロカーボンビジョンの推進、デジタルトランスフォーメーションの推進、子育て支援の推進、農地の保全と地産の推進、支え合う福祉と健康の村づくりの推進、世界水準を意識した観光の村づくりの推進の6点を重点的かつ積極的に取り組むべき分野として予算編成を行ないました。

また、予算編成作業に当たっては、一般財源の枠配分方式を用いて歳出の圧縮を行なうとともに、財政健全化判断比率の上昇を食い止めるため、地方債の新規発行額は、これまでに引き続き元金償還額以下に抑える方針としました。予算規模では67億600万円で、前年度当初予算60億5,600万円と比較すると6億5,000万円、10.7%の増となります。

重点事業としましては、犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業に1億400万円余り、GX推進支援委託事業に800万円、スマートビレッジ推進とLGWANネットワークの無線化に5,800万円余り、スクールバス運行事業に2,800万円余り、福祉交通と観光交通を融合させたAIデマンドタクシーの運行に要する費用に4,900万円余り、保健福祉ふれあいセンターの空調設備設置に2,000万円余り、農業機械等の導入支援として300万円余り、リフト券を返礼品とするふるさと納税を現地で行なうことができる仕組みづくりに5,000万円余り、八方池

山荘建て替えのためのアドバイザー業務に2,400万円余り、黒豆沢土砂災害の復旧に2億円余り、そして公債費比率や実質公債費比率の抑制に努めるため、地方債の繰上償還に1億6,000万円余りを計上しています。

続いて、特別会計等の予算規模であります。国民健康保険事業勘定特別会計は10億8,010万円で、前年比4,917万2,000円の増額になっています。長野県が示す保険料水準の統一に向けたロードマップにより、令和9年度までに二次医療圏の医療水準による標準保険料に各市町村が応益割保険料を近づけていく必要があります。5年をかけて段階的に税率を引き上げてまいりますが、令和6年度はそのための税率改正を予定しており、この後に条例の一部改正を提案させていただきます。

後期高齢者医療特別会計は1億3,553万円で、前年比2,510万円の増額となっています。

水道事業会計は、収益的収入が3億2,422万2,000円、収益的支出が3億427万円、資本的収入は1億652万2,000円、資本的支出が1億8,267万7,000円で、不足する7,615万5,000円は損益勘定留保資金等で補填することとしています。

下水道事業の公共下水道事業会計は、収益的収入が4億7,978万9,000円、収益的支出が4億7,624万6,000円、資本的収入は4億1,264万1,000円、資本的支出が4億8,669万6,000円で、不足する7,405万5,000円は損益勘定留保資金等で補填することとしています。

令和6年度から企業会計となる農業集落排水事業会計は、下水道事業の中に区分を設けて計上し、予算規模は収益的収入が545万8,000円、収益的支出が545万7,000円、資本的収入は30万7,000円、資本的支出が158万2,000円で、不足する127万5,000円は損益勘定留保資金等で補填することとしています。

本定例会に提出しました案件は、報告1件、承認2件、議案28件であります。議案につきましては、いずれも上程の際、順次、担当課長より提案理由の説明を申し上げますので、慎重なご審議、議決を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（太田伸子君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてご

説明申し上げます。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

おめくりいただきまして、専決第12号の内容ですけれども、令和5年12月1日午後5時20分頃、白馬村大字北城6417番1付近の村道0106号線上で本村職員が運転する公用車両が、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車と接触し、サイドミラーを損傷させたものであります。

村は、損害賠償請求者との示談により、車両の修理代金9,845円を賠償したものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第1号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

議長（太田伸子君） これより承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6 承認第1号及び日程第7 承認第2号は承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第6 承認第1号及び日程第7 承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第1号及び承認第2号は委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第6 承認第1号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第6 承認第1号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 承認第1号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和5年度白馬村一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年12月21日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を

求めるものでございます。

おめくりいただきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,524万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億4,914万8,000円とするものでございます。本補正予算は、昨年12月16日に発生した黒豆沢土砂災害に関連するものでございます。

6ページ、歳入明細を御覧ください。

10款地方交付税は、普通交付税の追加交付分として4,860万7,000円。14款国庫支出金は、現年発生公共土木施設災害復旧負担金として2,001万円、災害等廃棄物処理事業補助金として1,250万円。15款県支出金は、被災者生活再建支援補助金として787万5,000円、農業施設災害復旧事業補助金として2,250万円。

7ページ、18款繰入金は、財政調整基金繰入金として365万7,000円。21款村債は、農林業施設と公共土木施設の災害復旧事業債を3,010万円増額するものでございます。

次に、8ページの歳出明細を御覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費は、黒豆沢土砂災害支援事業として災害対応のための職員人件費、避難所に避難した被災者の食糧費、被災者生活再建支援補助金などに2,409万9,000円。

4款2項1目塵芥処理費は、災害廃棄物処理委託料として2,500万円。

9ページ、7款2項2目道路維持費は、災害復旧に関連する村道維持補修工事として1,000万円。10款1項2目現年発生農地農林施設災害復旧費は、農地と農業用施設復旧のための設計委託料と工事費に5,130万円。

おめくりいただきまして10ページ、10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧費は、土砂撤去等に係る設計委託料、工事費としまして3,485万円をそれぞれ増額するものでございます。

予算書のほうは3ページまでお戻りください。

第2表、地方債補正については、工事費に係る起債3,990万円を限度額として変更するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第1号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求め

ます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第7 承認第2号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第7 承認第2号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。堤住民課長。

住民課長(堤則昭君) 承認第2号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

承認第2号専決処分書は、令和6年2月20日に専決処分を行なったものです。

令和6年3月1日施行の戸籍法改正により、全国の戸籍の証明書の発行が可能になります。この改正は、それに伴う書きぶりの調整と新たに発生する電子証明書の手数料の設定を行なったものです。

本条例改正は、令和5年12月の閣議決定に基づくものですが、令和6年3月1日の施行を義務づけられているため、専決で対応することとなりました。内容について説明します。

それではまず、新たに設定する電子証明書の手数料について説明します。

新旧対照表2ページ、左から2枠目にある戸籍電子証明書提供用識別符号、1通400円を新設します。これは、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード有効期限3か月のもので、それを記したものです。英数字16桁のパスワードのことになります。

4ページの下段、左から2枠目にある除籍電子証明書提供用識別符号、1通700円、これを新設します。これは、さきの電子証明書提供用識別符号の除籍になったものになります。

附則として、施行期日は令和6年3月1日となります。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

次に、発委の審議に入ります。

日程第8 発委第1号及び日程第9 発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

△日程第8 発委第1号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について

△日程第9 発委第2号 白馬村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第8 発委第1号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について及び日程第9 発委第2号 白馬村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番津滝俊幸議会運営委員長。

議会運営委員長（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。

発委第1号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について及び発委第2号 白馬村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、関連がございますので一括で説明いたします。

この2つの条例は、地方自治法の改正により、白馬村議会議員個人が白馬村との請負が政令で定める金額300万円まで可能となったことから、白馬村政治倫理条例の所要の改正と議員個人の請負の状況の透明性を図るため、白馬村議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものがあります。

まず、発委第1号の白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例では、第9条において、議員及びその配偶者は白馬村との工事の請負を制限しておりましたが、300万円まで可能とするものです。

発委第2号の白馬村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定では、先ほど説明したとおり、議員個人の請負の状況の透明性を図るため、請負の状況を公表するものであります。

この2つの条例の施行日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用するものです。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決に入ります。

先ほど一括議題といたしました2件の発委について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

それぞれ発委ごとに討論、採決を行ないます。

発委第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第1号について採決いたします。発委第1号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

発委第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第2号 白馬村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第10 議案第1号から日程第12 議案第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第10 議案第1号から日程第12 議案第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第1号から議案第3号までについて委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決することいたします。

△日程第10 議案第1号 工事の施行に関する変更協定の締結について

議長(太田伸子君) 日程第10 議案第1号 工事の施行に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長(矢口俊樹君) 議案第1号 工事の施行に関する変更協定の締結につきましてご説明いたします。

本議案は、東日本旅客鉄道株式会社長野支社と締結しておりました大和出踏切の工事施行に関する協定につきまして、工事費の精算に伴う変更協定手続の必要が生じたために、地方自治法第

96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的及び場所は、大糸線神城駅構内の大和出踏切拡幅工事です。変更前の協定金額は1億5,871万2,000円、変更後の協定金額は1億4,911万3,277円で、差引き959万8,723円の減額となります。

契約の相手方は議案書記載のとおりでございますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号 工事の施行に関する変更協定の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第2号 白馬村農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第2号 白馬村農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第2号について説明いたします。

令和6年4月1日より、白馬村農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い関係条例の整備を行なうものです。議会の初日に採択が必要な理由は、令和6年度の農業集落排水事業の予算を企業会計で計上させていただくためです。

それでは、関係条例の整備について説明いたします。お配りした新旧対照表を御覧ください。

1ページ上段、特別会計条例の改正ですが、設置、第1条の「白馬村農業集落排水事業特別会計」を削るものです。

順番が前後して申し訳ありませんが、3ページを御覧ください。

白馬村水道事業及び下水道事業条例の中で、設置に関し、第1条第2項の中、下水道事業に「公

共下水道、農業集落排水事業をいう。以下同じ。」を加えます。法の全部適用に関し、第1条の2の中で農業集落排水事業に法の全部を適用する記述を加え、経営の基本、第2条の第4項として農業集落排水事業の経営規模を加えます。

また、4月より水道行政の担当省庁の移管により、第17条第1項第1号で「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

続きまして、2ページ目の白馬村農業集落排水施設の設置と管理に関する条例ですが、こちらは条例の題名を「白馬村農業集落排水施設の管理に関する条例」と改め、設置に関する第3条を削除し、その他の語句や表現を整理しました。

お戻りいただきまして、1ページ目下段の白馬村農業集落排水事業分担金徴収条例では、第3条中、「村長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行なう村長」とするものです。

なお、これらの条例は令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上となります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号 白馬村農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第3号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第3号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第3号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,856万円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億2,770万8,000円としたいものでございます。

5ページ、歳入明細を御覧ください。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

14款2項6目総務費国庫補助金1億4万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の精算による減額と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付による増額でございます。

18款1項4目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金700万円の減額と、51目財政調整基金繰入金1,011万3,000円の減額は、ただいま説明いたしました交付金を財源として振り替えることによりまして減額をするものでございます。

続きまして6ページ、歳出明細を御覧ください。

交付金を活用しました給付、生活者・事業者支援のための事業費の計上、財源の振替に係るものでございます。それでは、主な内容につきましてご説明をさせていただきます。

7ページ、3款1項1目原油価格・物価高騰緊急支援給付金6,394万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による低所得者への支援として、3万円を給付した事業の精算でございます。

説明欄の中段、物価高騰対応重点交付金事業の低所得世帯支援分7,230万5,000円の増額は、同じく低所得世帯に追加で7万円を給付する事業に係る給付費と事務費でございます。先の3万円給付と合わせまして、低所得世帯への給付額を10万円にするものでございます。なお、ここでいいます低所得世帯とは、住民税非課税世帯のことを指しております。

さらに、説明欄の下段、物価高騰対応重点交付金事業の給付金・定額減税一体支援分4,445万円の増額は、10万円の給付を均等割のみ課税世帯にまで拡充する事業に係る給付費と事務費でございます。

8ページを御覧ください。

中段にあります3款2項1目低所得者子育て世帯給付金事業1,332万5,000円は、10万円を給付した世帯に18歳以下の子を扶養している場合には、18歳以下の子1人につき5万円を追加給付する事業の給付費と事務費でございます。

5款1項3目特産品事業1,371万4,000円の増額は、物価高騰対応重点支援交付金を活用し、特産品開発を行なう事業者を支援するためのものでございます。

10ページから11ページにかけては、6款観光商工費、7款土木費、9款教育費につきましては、いずれも交付金の充実に伴い財源を振り替えるものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第3号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第7号)を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第4号 白馬村黒豆沢土砂災害による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定について

議長(太田伸子君) 日程第13 議案第4号 白馬村黒豆沢土砂災害による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長(山岸茂幸君) 議案第4号 白馬村黒豆沢土砂災害による被災者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

令和5年12月16日に発生しました黒豆沢土砂災害により被災された方で、村税の納税義務のある方に対し、令和6年度に課税する村民税、固定資産税、軽自動車税の軽減、減免について定めるものであります。

1枚おめくりください。

第1条は制定の趣旨、第2条は村民税の減免について規定し、第1項では村民税の納税義務者が土砂災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合には、令和6年度分の村民税を免除する旨を規定し、第2項は納税義務者が所有する住宅が半壊以上の被害を受け、かつ令和5年中の所得金額が1,000万円以下である納税義務者に対して、表に掲げる区分による率を乗じて得た額を、軽減または免除する旨を規定しております。

第3条は固定資産税の減免について規定し、納税義務者が所有する土地及び家屋が土砂災害により令和6年度使用できない場合には、当該土地及び家屋に係る固定資産税を免除するものです。

裏面を御覧ください。第4条は軽自動車税の減免について規定し、土砂災害により軽自動車等を使用することができないと村長が認めるものについて、軽自動車税を免除するものであります。

第5条は減免に当たり申請書の提出を求め、第6条では減免の可否を決定し、申請者に対し通知する旨を、第7条は虚偽の申請など不正行為があった場合には減免を取り消す旨を規定しております。

第8条では事務処理の関係から、令和6年度に限り、この減免の申請者について、固定資産税の第1期の納期を5月20日から5月31日までとしたいものであります。

附則といたしまして、第1項では本条例の施行日を令和6年4月1日と規定し、第2項で本条例の効力を令和7年3月31日までと規定するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第5号 白馬村犯罪被害者等支援条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第5号 白馬村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第5号 白馬村犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例は、平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法の規定に基づき犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、村及び村民等の責務を明らかにするとともに、村の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために制定をするものでございます。

それでは、条例案の1ページを御覧ください。

主な制定内容でございますが、第2条定義では、本条例で使用する主な用語の定義を規定しております。

2ページにかけまして、第3条基本理念では、犯罪被害者等を支援するための基本的な考え方について定めております。

第4条及び第5条では、村の責務と村民等の役割を示しております。

第6条支援体制の整備では、犯罪被害者等の支援窓口の設置、関係機関との連携協力体制の整備を定めております。

第8条から、3ページの第12条では、基本理念に従って目的を達成するに当たり、それぞれの施策を示しております。

第13条支援の制限では、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行なうことが適切でないと認められるときは支援を行わないこととする旨を規定しております。

続きまして、附則を御覧ください。第1項では、条例の施行日を本条例の公布の日と規定しております。4ページ、第2項では、白馬村営住宅管理条例の一部改正を定めております。この改正は、条例第10条居住の安定に係る施策のため、村営住宅管理条例第5条に規定する入居者資格に、新たに犯罪被害者等を加えるための改正を行なうものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第6号 白馬村文化財保護条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第6号 白馬村文化財保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 白馬村文化財保護条例の制定についてご説明します。

本条例については、上位法であります文化財保護法の改正に伴う条例の全部改正を行なうものがあります。主な改正内容をご説明いたします。

第2条定義につきましては、新たに文化財の定義を設けるものでございます。

第4条指定では、文化財の定義を追加修正するものでございます。

第5条選定保存技術につきましては、文化財保護法の改正に準じまして、文化財の保存のために欠くことのできない技術を選定保存技術として規定し、条項を追加するものでございます。

第6条記録の作成等につきましては、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の基準に準じて追加するものでございます。

第7条登録につきましては、有形登録文化財、無形登録文化財の文化財保護法改正に準じまして、登録文化財を追加するものでございます。

第9条でございますが、所有者の同意と保持者の認定。同意については、保持者もしくは保存団体の記載と所有者が判明しない場合の記載を追加するものでございます。

第13条でございます。所有者の管理義務及び管理責任者。こちらについては所有者の管理義務と管理責任者の選任、解任に関する文言を新規で追加するものでございます。

第14条から第17条にかけまして、これまで、第8条の中の行為の制限として事前の届出を定めていたものにつきまして、条を分けて記載するものでございます。

第18条修理の届出。あらかじめ教育委員会に届け出る旨の文言を追加するものでございます。

第22条報告及び調査でございますが、所有者等に報告を求めることや同意を得て立入調査を行なう旨の規定を新たに追加するものでございます。

第23条所有者等変更に伴う権利義務の承継。こちらは、所有者が変更となっても、命令、指示、処分等の義務が承継する旨の規定を新たに追加するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日は令和6年4月1日からとしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

△日程第17 議案第8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第16 議案第7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第17 議案第8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 議案第7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同様の趣旨でございますので一括ご説明を申し上げます。

本改正は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を一般職の職員と同様にするための改正でございます。

それでは、議案第7号でご説明をさせていただきますので、議案第7号、議案を2枚おめくりいただきまして新旧対照表を御覧ください。

期末手当について定めております第7条を、一般職の職員の給与に関する条例において、一般職の期末手当の支給基準等を規定する第26条から第27条の3までの諸規定を準用する改正を行なうものでございます。

また、第2項では、1会計年度内において任期の合計が6か月以上に至ったとき、第3項では、6月に支給する期末手当は前会計年度における任期との合計が6か月以上に至ったときは、いずれも6か月以上の会計年度任用職員とみなす規定を定めております。

以上が共通の部分の説明でございます。

続きまして、議案第7号における別表第2の改正についてご説明を申し上げます。引き続き新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

教育委員会で新たに任用いたします地域学校協働活動推進員の報酬額を定めるもので、その額を時間額1,500円以内で規則で定める額とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正条例の附則を御覧ください。両条例とも令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第18 議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表でご説明しますので、議案書の最終ページを御覧ください。

第2条では事業の区分として、ふるさと納税をしていただく寄附者の皆様の意向を反映するための事業を定めておりますが、第1号のスポーツの振興に、健康増進に関する事業を加えるものでございます。

次に、第5条では寄附金の積立てについて規定しておりますが、これまでは寄附金額から寄附者への返礼品の贈呈に要する経費を差し引いた額を基金として積み立てていましたけれども、昨年10月1日から、総務省告示による募集適正基準の改正により、寄附金の募集に要する費用はワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随経費も含めて寄附額の50%以下とするとされましたことから、条文中の文言を「寄附金の募集に要する経費」に改めたいものでございます。

裏面の改正条例、附則を御覧ください。この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第19 議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

趣旨は税率改正です。長野県が示す国民健康保険運営の中期的改革方針に基づき、令和9年度までに二次医療圏内の各市町村が応益割保険料を標準保険料に近づけていく必要があることから、令和5年の白馬村国民健康保険運営協議会で承認された内容に従い、令和6年度からの国民健康保険税率の改正を行なうものです。

新旧対照表を御覧ください。

1ページから3ページにかけて、第3条から第9条の2において、国民健康保険税に内包されている医療分、後期分、介護分それぞれの所得割額、均等割、世帯別平等割における税率の変更を示しております。

また、3ページ最下段以降、第23条に規定する第3条から第9条の2に対する各軽減分についての国民健康保険税に内包されている医療分、後期分、介護分それぞれの所得割額、均等割、世帯別平等割における税率の変更を示しております。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第11号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第20 議案第11号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 議案第11号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、長野県が行なう子育て支援施策の3歳未満児の保育料減免支援拡充事業に伴うものです。

2枚おめくりいただいて、新旧対照表を御覧ください。

別表第1、備考の6、所得割課税額が5万7,700円未満の世帯の場合は、第1子は半額、第2子以降は0円とするもの。備考の8、所得割課税額が5万7,700円以上の世帯の場合は、第

2子は半額、3子以降は0円とするに改めるものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものですが、経過措置としまして同年3月以前の保育料につきましては従前の例によります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

△日程第22 議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第22 議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2件の議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括ご説明申し上げます。

本改正は、こども家庭庁が設置されたことに伴い、関係法律の改正等による条例の一部を改正するものです。

改正箇所が多くは、子ども・子育て支援法の引用改正に伴う条項ずれや文言の修正及び事務移管によるものです。

その他の主な改正について、議案第12号をご説明いたしますので、議案を3枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の3ページ、第7条の2につきましては、家庭的保育事業者の安全計画の策定等に関する事項について規定し、第7条の3につきましては、送迎などで自動車を運行する場合の児童の所在の確認を確実にこなうことなどを規定し加えております。

5ページ、第13条の削除は、民法及び児童福祉法の改正に伴うものです。

第14条第2項、衛生管理等は、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止等の研修並びに訓練を定期的に実施する」に改めております。

1枚おめくりいただいて、7ページ、第49条は、「記録等を書面に代えて電子計算機等電磁的記録により行なうことができる」と規定し加えております。

お戻りいただき、改正条例の附則を御覧ください。この条例は公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものです。

続きまして、議案第13号についてご説明します。

4枚おめくりいただいて、新旧対照表を御覧ください。

主な改正は、新旧対照表2ページ、第2条定義に、「第23号特定地域型保育事業」を加えるものです。

また、最終ページから3枚お戻りいただいた22ページに、「第53条電磁的記録等」を加えるものです。

お戻りいただき、改正条例の附則を御覧ください。この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑に入ります。

議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第14号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第23 議案第14号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 議案第14号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、白馬南小学校に放課後等子ども教室を開設することに伴うものです。

新旧対照表を御覧ください。

第3条名称及び位置に、「名称、南小放課後子ども教室、位置、長野県北安曇郡白馬村大字神城7035番地」を加えるものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第15号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第24 議案第15号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第15号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正につきましては、太陽光発電施設の設置が禁止される区域として、第5条第12号で指定されております白馬村文化財保護条例で定める区域について、同条例の全部改正に伴い、引用先の条項を改めるものであります。

1枚お戻りいただきまして、附則により、この条例の施行日を令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第16号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第25 議案第16号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 議案第16号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、使用区分の名称を改めるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

別表第2において、村営運動場の部、トレーニングセンターの部、B&G海洋センターの部の区分を、村民使用とそれ以外を一般使用に改めるものでございます。

また、備考欄に村民使用と一般使用についての規定を定め、村民使用とは白馬村の居住者及び村

内の事業所に勤務している者の使用をいい、一般使用とは村民使用以外の使用をいうと規定するものでございます。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は4月1日からとするものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第17号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第26 議案第17号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 議案第17号 ウイング21条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

この条例の一部改正は第2条の表中のランニングトラックホールとなっていた表現を修正し、ランニングトラックとホールに分けるものでございます。

続いて、別表1の1から1の4までを改めるものでございますが、まず別表1の1につきましては、アリーナでの使用形態のない3分の2の使用と3分の1の使用の区分を削り、施設の使用区分を、村民使用と一般使用を夏季特別貸出に改め、備考欄の3と4に村民使用と一般使用の規定を設けるものでございます。

別表1の2は、ホール使用について、使用区分を村民使用、一般使用、興行使用の区分に分け、備考欄3、4、5にそれぞれの規定を設けるものです。

別表1の3は、使用区分にあるエントランスホールは、貸出しを行なっていないため削除するものでございます。

別表1の4は、トレーニングルームの改修を行なうため料金の見直しを行ない、新たに村民回数券を設けるなどの改正を行なうものです。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は4月1日からとし、別表1の4につきましては、トレーニングルームの改修を行なうため7月1日から適用したいというものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 議案第18号 白馬村体育施設条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第27 議案第18号 白馬村体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 議案第18号 白馬村体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

この条例の一部改正は、別表第1の南部及び北部トレーニングセンターとB&G海洋センター体育館の無人体育施設において、開場時間を午前9時から午前5時に早めるものです。

各施設はカードキーの貸出しによる入館となっており、暑い夏の時期に早朝の涼しい時間帯において、合宿での利用等に対応するため改正するものです。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は4月1日からとしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）

議長（太田伸子君） 日程第28 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,594万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を70億1,176万7,000円とするものでございます。

8ページ、歳入明細を御覧ください。主なものについてご説明申し上げます。

上段の、12款1項3目農林業費負担金196万円の増額は、ほ場整備事業に係る白馬村土地改良区からの負担金275万円の増額と、犬川用水電動ゲート・小水力発電事業の開始年度変更に伴う地元負担金79万円の減額であります。

下段の、14款1項3目災害費国庫負担金1,771万5,000円の減額は、9月の豪雨災害復旧事業の事業費精算によるものでございます。

9ページ上段、14款2項3目土木費国庫補助金262万9,000円の減額は、村道改良国庫

補助金の事業費精算によるものでございます。

同じく、5目観光商工費国庫補助金731万1,000円の減額は、八方池山荘建て替え検討に伴う先導的官民連携支援事業補助金の額の確定によるものであります。

同じく、7目農林業費国庫補助金1,045万円の減額は、犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業に係る補助金を県支出金へ組み替えることによるものでございます。

下段の、15款1項1目民生費県負担金291万6,000円の減額は、後期高齢者医療基盤安定負担金額の確定と児童手当の実績に伴うものであります。

10ページを御覧ください。

15款2項4目農林水産業費県補助金1,739万3,000円の増額は、事業費確定に伴う各交付金の減額と、黒豆沢土砂災害に係る農業施設災害復旧補助金895万円の増額、先ほど申し上げました犬川用水に係る県支出金への組替えによる1,045万円などであります。

11ページの下段、17款1項1目一般寄附金8,000万円の減額は、ふるさと納税による寄附額の見込みによるものであります。この減額により、予算額は6億6,100万円余りから5億8,100万円余りに減額になりますが、昨年度の寄附額を若干上回ると見込んでおります。

12ページを御覧ください。

上段の、18款1項4目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金230万円の増額は、事業費の確定により320万円を減額しましたが、ナラ枯れ対策のために呼びかけたクラウドファンディングに550万円を超える寄附があったことから、森林病害虫防除事業へ充当するものであります。

同じく、51目財政調整基金繰入金823万7,000円の増額は、歳出の要求額との差額を調整するためのものであります。

13ページ、21款1項10目災害復旧債1,680万円の減額は、農地農林業施設災害復旧事業債において、9月の豪雨災害及び黒豆沢土砂災害の復旧に係る工事費が確定したことによるものであります。

同じく、92目災害復旧債800万円の減額は、現年発生公共土木災害復旧事業債において、9月の豪雨災害復旧に係る工事費が確定したことによるものであります。

続きまして14ページ、歳出明細を御覧ください。

今回、補正する事業の多くは事業費の確定によるものですので、金額につきましては省略いたしまして、主な事業の増減理由についてご説明をさせていただきます。

2款1項6目ふるさと納税事業の減額は、歳入で説明しましたとおり、寄附額の減額に伴うものであります。

同じく、白馬高校支援事業は、白馬山麓事務組合の補正予算（第2号）により負担金を減額するものであります。

15ページ、9目地球温暖化対策事業の減額は、事業実績によるものであります。

16ページを御覧ください。

下段の、2款4項3目長野県議会議員選挙の減額も、事業の実績に伴うものであります。
先へ進みまして、19ページを御覧ください。

3款1項7目福祉医療費給付事業の増額は、受診者の増加に伴うものであります。

20ページを御覧ください。

3款2項1目児童手当等給付事業において、施設型給付費で1,470万円の増額がある一方で、児童手当では1,500万円の減額があり、トータルで減額になるものであります。

21ページ下段、4款1項1目合併浄化槽整備事業の減額は、事業費の確定によるものであります。

22ページをお願いします。

4款1項2目保健予防事業の増額は、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金の返還のためのものであります。

23ページの上段、4款2項2目し尿処理事業は、白馬山麓事務組合の補正予算（第2号）により負担金を減額するものであります。

24ページを御覧ください。

5款1項4目ほ場整備事業の増額は、北城南部地区の事業費について、国の予算配分が増額したことに伴い、事業費が増額になったことによるものであります。

進みまして、27ページをお願いします。

7款2項3目村道改良国庫補助事業の減額は、事業費の確定によるものであります。

29ページを御覧ください。

下段の、9款2項2目南小学校教育振興事業と北小学校教育振興事業でそれぞれ増額しておりますけれども、教科書の改定により教員用の教科書指導書を購入するためのものであります。

31ページをお願いします。

上段の、10款1項2目現年発生農地農業用施設災害復旧事業の減額は、9月の豪雨災害及び黒豆沢土砂災害の復旧費用について、概算要求していた額の確定によるものであります。

下段の、10款2項2目は現年発生公共土木施設災害復旧事業の減額も、9月の豪雨災害に伴う復旧費用を概算要求しておりましたが、事業費の確定によるものであります。

32ページをお願いします。

12款1項3目ふるさと納税基金事業の減額は、先ほどご説明しましたとおり、寄附額の減額に伴うものであります。

予算書のほうは、5ページのほうまでお戻りください。5ページをお願いします。

第2表、地方債補正につきましては、各事業の事業費が確定したことにより起債額も変更になるものであります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第29 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について説明します。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億4,524万2,000円とするものです。

5ページの歳入明細を御覧ください。

3款1項1目保険給付費等交付金5,150万円の増額は、一般被保険者の療養給付費、高額療養費が増額となったことに伴い、県の補助金が増えたことによるものです。

5款1項1目一般会計繰入金22万円の増額は、保険基盤安定事業の確定に伴い、一般会計からの繰入額が確定したことによるものです。

続いて、歳出について説明します。6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費は、12月定例会で認められた出産被保険者の産前産後期間の国民健康保険税軽減措置に係るシステム改修費用として22万円の増額。

2款1項1目一般被保険者療養給付費4,000万円、2項1目一般被保険者高額療養費1,150万円の増額は、歳入で説明しました保険給付費等交付金の増によるものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第30 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第30 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億969万5,000円とするものです。

5ページの歳入明細を御覧ください。

3款1項1目一般会計繰入金19万3,000円の増額は、人間ドック受診者の増加によるものです。

2目の保険基盤安定繰入金122万1,000円の減額は、金額の確定による減額です。

4款1項1目繰越金は、金額の確定により5,000円を増額するものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項2目保健事業費19万8,000円の増は、人間ドックに係るものです。

2款1項1目広域連合負担金122万1,000円の減は、保険基盤安定繰入金の確定によるもので、いずれも歳入で説明したものになります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第31 議案第22号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）

議長（太田伸子君） 日程第31 議案第22号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第22号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、1款水道事業収益に334万8,000円を追加し3億2,697万2,000円とし、支出では、1款水道事業費用を447万6,000円減額し2億9,176万6,000円とし、第3条では、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億9,096万9,000円に改め、1款資本的収入を85万2,000円減額し1億906万2,000円とし、支出では、1款資本的

支出を914万円減額し3億3万1,000円とするものです。第4条では、予算第8条に定める職員給与費を491万6,000円減額し4,754万8,000円とするものです。

内訳としては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の主なものは、収益的収入で、その他営業収益の加入分担金を250万円、受取利息及び配当金の有価証券利息として84万8,000円を増額しています。収益的支出では、配水及び給水費で会計年度任用職員1名分の給与と法定福利費338万6,000円を減額しております。

2ページ目の資本的収入及び支出の主なものは、収入で企業債の180万円の減額、支出では建設改良費の工事請負費400万円、メーター費300万円を減額しております。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第32 議案第23号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）

議長（太田伸子君） 日程第32 議案第23号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第23号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

第2条として、収益的支出の1款下水道事業費用に2,001万1,000円を追加し4億7,766万5,000円とするものです。この補正は、営業費用の減価償却費の不足による増額となります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第23号までは、お手元に配付してあります令和6年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第23号までは常任委員

会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第33 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計予算

議長（太田伸子君） 日程第33 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第24号 令和6年度白馬村一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

私からは歳入全般と議会、監査及び総務課所管の歳出についてその概要を説明し、その他の歳出につきましては、担当課長等が順次説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般会計予算書2ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億600万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為の期間及び限度額については9ページをお開きください。

第2表、債務負担行為として、まず、八方池山荘官民連携事業アドバイザー業務ですが、八方池山荘建て替えのため、令和6年度から7年度にかけて条件整備のほか、実施方針、要求水準書案、各種公募書類等の策定、審査委員会の設立、運営などを委託するものであります。

次に、戸籍システム標準化対応業務ですが、現在自治体ごとに運用している戸籍システムを全国統一的な仕様にしてクラウド化することで、国内どこの自治体からでも戸籍に関する書類を発行できるようにするものであります。

続きまして第3条、地方債の目的等につきましても引き続き9ページ、第3表を御覧ください。

交付税の不足を補うため臨時財政対策債を1,170万円、以下、道路新設改良事業に1億770万円、黒豆沢土砂災害の復旧事業に8,100万円などにより、合計2億9,190万円の借入れを予定しております。起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行で、利率3.5%以内であります。

2ページのほうへお戻りください。

第4条、一時借入金の借入れの最高額は15億円と定めております。

続きまして、歳入明細をご説明申し上げます。12ページへお進みください。

12ページから13ページにかけて、歳入の21.4%を占める1款村税は14億3,514万8,000円です。個人村民税が大きく減少しておりますけれども、定額減税が実施されることによるもので、減収分は全額地方特例交付金で補填をされます。

14ページ、2款地方譲与税から16ページの8款環境性能割交付金は、いずれも長野県の収入見込みや、過去の交付実績から推計して歳入額を見込んでおります。

16ページ、9款地方特例交付金は、先ほど申し上げました、個人村民税の定額減税に伴う減収補填特例交付金を6,008万円を見込んでいます。

歳入の33%を占めます10款地方交付税22億2,000万円は、普通交付税では国の財政計画から増額を見込み、特別交付税では過去の交付実績から算出し、合わせて1億2,200万円の増額を見込んでいるものであります。

17ページ下段から18ページにかけて、12款分担金及び負担金6,967万9,000円は、前年度より1,609万4,000円の減額であります。

18ページの3段目から19ページにかけては、13款使用料及び手数料7,142万9,000円は、前年度より195万6,000円の増額であります。

20ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金2億246万円は、2,831万1,000円の増額であります。

20ページ下段から22ページにかけては、2項国庫補助金3億5,522万6,000円は、前年度より6,470万9,000円の増額であります。

22ページの下段、15款県支出金1項県負担金1億3,100万2,000円は、前年度より1,433万7,000円の増額であります。

23ページ下段から25ページにかけては、2項県補助金1億3,947万9,000円は、前年度より726万1,000円の増額であります。

26ページ、16款財産収入1項財産運用収入1,804万6,000円は、前年度より172万7,000円の増額であります。

27ページの2段目、17款寄附金は4億2,400万8,000円で、2億5,290万8,000円の増額であります。これは、ふるさと白馬村を応援する寄附金の年間の見込額を過去の実績等を考慮して、年度当初に計上することとしたものによるものであります。

27ページ下段から30ページにかけては、18款繰入金は6億8,410万7,000円で、2億5,060万4,000円の大幅な増額であります。令和6年度は先送りができない特殊な財政事情もありまして、財政調整基金からの繰入れを当初から4,578万6,000円を計上しております。

また、返済が続いておりますウイング21に係る村債の元金償還が財政を圧迫しておりますので、その繰上償還の財源とするため、減債基金を1億6,246万3,000円計上していることも増額の大きな要因であります。

さらに来年度は、保健福祉ふれあいセンターにエアコンを設置するため、福祉基金から2,038万3,000円を繰り入れるほか、ふるさと白馬村を応援する基金からは、28ページに記載のとおり4億3,849万5,000円を各事業に充当いたします。

30ページ中段、19款繰越金は3,000万円です。

30ページの下段から33ページにかけては、20款諸収入全体では1億2,655万5,000円です。

33ページ下段から34ページにかけての村債であります。内容につきましては、先ほど地方債で説明したとおりであります。

続きまして、35ページから始まります歳出明細を御覧ください。

1款議会費7,490万6,000円は、議員の報酬と手当、事務局職員の人件費などです。

36ページから39ページ、2款1項1目一般管理事業2億3,560万5,000円は、特別職と総務課及び会計室職員、障がい者枠も含めました会計年度任用職員の人件費などを計上しております。

39ページから40ページ、2目財産管理事業6,578万6,000円は、庁舎等の維持管理費が主なものであります。庁舎空調設備等リース料2,258万7,000円のほか、多目的ホールの屋内消火栓設備改修工事363万円を計上しております。

41ページ、5目姉妹都市提携事業756万9,000円は、河津町、太地町などの姉妹都市交流に係る費用でございます。

同じく41ページから42ページ、6目企画一般事業4,174万4,000円は、北アルプス広域連合経常経費に係る負担金が1,719万5,000円、協働のまちづくり推進補助金800万8,000円を計上しております。

42ページ、情報化対策事業6,797万3,000円では、白馬村スマートビレッジ推進計画を強力に前進させてまいります。文書管理、電子決済、電子交付システムの構築、LINEを活用したオンライン村役場の構築、書かない窓口の構築などを実施します。

44ページ、ふるさと納税事業1億9,974万5,000円は、寄附金の募集に要する経費を計上しております。

46ページから47ページ、8目電算事業4,276万5,000円は、LGWANネットワークの無線化対応委託料に951万5,000円を計上しております。

47ページから48ページ、9目環境政策費では地球温暖化対策事業に1,322万7,000円を計上し、環境GX専門人材の設置費用として800万円、ゼロカーボン推進補助金として296万円を計上しております。

少々飛びます、53ページお願いします。

53ページの上段、6項1目監査委員費、監査事業61万7,000円は監査委員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などです。

飛びまして、100ページの下段から102ページにかけて、8款1項1目非常備消防事業3,369万3,000円は、消防団員の報酬、公務災害補償の掛金、退職報償金などです。

102ページ、2目広域常備消防費は北アルプス広域連合への負担金など1億7,845万円、3目消防施設費は消火栓設置工事費やその他管理負担金などで400万円、4目防災費、防災事業は災害時の衛星携帯電話などに係る通信運搬費や新防災情報配信システムの保守委託料などで

1,541万9,000円を計上しております。

少々飛びまして124ページ、11款公債費9億708万8,000円は長期債の償還の元金及び利子、一時借入金の利子でございます。歳入でも触れましたとおり、ウイング21に係る村債の元金償還が財政を圧迫していることから、繰上償還を予定するものであります。

124ページ下段から127ページにかけまして、12款諸支出金1項基金費2億1,935万5,000円は財政調整基金の利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金、ふるさと白馬人づくり基金利子に基づく積立金であります。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 次に、鈴木会計室長。

会計管理者会計室長（鈴木広章君） 会計室の関係についてご説明します。

予算書は46ページになります。

2款1項7目会計管理費は560万円です。主な内容は口座振替手数料224万2,000円、納付書読取機器の借り上げ料91万5,000円、大北農協より会計室窓口に職員を1名派遣いただいております、この負担金が80万円です。

会計室の関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 税務課関係につきましてご説明いたします。

予算書は48ページをお開きください。

2款2項徴税费1目税務総務費、説明欄の税務総務事業5,501万8,000円の主なものは、職員及び会計年度任用職員の人件費で、前年度より1,663万3,000円の減額となります。

49ページを御覧ください。

2目賦課徴収費は前年度比1,187万9,000円減額の3,526万9,000円で、説明欄の賦課徴収事業3,112万2,000円の主なものは、各税目の賦課収納に要する賦課収納業務電算委託料1,479万4,000円、庁内で活用するGISシステム更新のための地番図更新等委託料377万3,000円、村税還付金及び還付加算金530万円が主なものとなります。

下から3行目の債権回収事業414万7,000円の主なものは、50ページを御覧ください。下から3行目の長野県地方税滞納整理機構負担金241万5,000円が主なもので、滞納整理機構への移管件数は13件を予定しております。

税務課関係は以上となります。

議長（太田伸子君） 次に、堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） それでは、住民課の所管分について説明します。

予算書50ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費4,481万6,000円は住基、戸籍に係る電算委託料、戸籍コンビニ交付システムの使用料です。戸籍システム標準化に係る整備費用により、前年度比で1,993万2,000円増額しております。

51ページで、北アルプス広域連合負担金538万3,000円は、住基ネット、戸籍システムの共同サーバーの運用経費の負担金です。

飛びまして64ページ、3款1項6目住民総務費は2億5,302万4,000円です。住民総務事業1,994万1,000円は、人件費のほかは保護司の活動などの経費、住民国保事業1億458万8,000円は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金、後期高齢者医療事業1億2,849万5,000円は、療養給付費負担金8,317万2,000円と、65ページに移りまして、長野県後期高齢者広域連合負担金492万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金が3,058万8,000円です。7目福祉医療費4,277万1,000円は、福祉目的の医療費給付になります。

飛びまして72ページ、3款3項1目年金総務費484万9,000円は、人件費のほかは電算委託料。

74ページに移って、4款1項1目環境衛生費は6,248万円、うち環境衛生事業は3,626万6,000円で、北アルプス広域負担金537万8,000円は葬祭場の運営負担金です。

74ページの公衆トイレ管理事業954万1,000円を計上しております。

78ページをお願いします。

4款2項1目塵芥処理費2億4,430万7,000円。主なものは79ページに移って、一般廃棄物処理手数料840万円で大町市への埋立手数料、塵芥処理委託料4,539万5,000円はごみの収集運搬、処分等に要する費用、土地借り上げ料384万7,000円は、白馬リサイクルセンター及びリサイクルプラザ用地の借り上げ料。また、新たに導入予定のごみ分別アプリの利用料23万3,000円を含んでおります。18節負担金、補助金及び交付金1億8,392万8,000円は、北アルプス広域連合負担金として1億8,068万5,000円。これは、ごみ処理施設の運転、維持管理及び施設整備に係る費用の負担金です。令和6年度では大町リサイクルパークストックヤード等建設工事施工管理、大町市グリーンパーク第3期工事、生活環境影響基本設計が計画されており、前年度より5,768万円余りの減となっております。なお、大町市環境プラント焼却棟解体撤去工事は終了し、白馬リサイクルプラザの建設工事は繰越事業にて実施となります。2目し尿処理費1億580万8,000円は、クリーンコスモ姫川の維持管理、下水道投入施設整備事業等に係る白馬山麓事務組合負担金で、下水道投入施設建設に係る負担分の上乗せにより、前年比2,255万5,000円の増となっております。

住民課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 続きまして、上下水道課関係につきましてご説明いたします。

74ページをお開きください。下段になります。

4款1項1目環境衛生費、合併処理浄化槽整備事業でございます。下水道処理区域外に設置される合併処理浄化槽に対する補助金として1,531万8,000円を計上し、設置件数は38件を見込んでおります。また、小規模水道維持管理事業として青鬼、通といった集落の水道維持等に水道事業会計への負担金を計上しています。

ページ飛びまして、99ページをお開きください。

7款4項3目公共下水道事業費3億3,450万円は、下水道事業会計への繰出金でございます。上下水道関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、工藤健康福祉課長。

健康福祉課長（工藤弘美君） それでは、健康福祉課の予算についてご説明申し上げます。

予算書の57ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は予算額5,406万1,000円で、主なものは職員の人件費のほか、民生児童委員協議会への委託料、シルバー人材センター補助金、社会福祉協議会に対する運営補助金は2,220万9,000円を計上しております。

58ページを御覧ください。

2目老人福祉費の老人福祉事業は1,786万9,000円で、主なものは老人福祉施設措置費の1,509万2,000円でございます。中段、介護予防・地域支え合い事業は1,213万8,000円で高齢者の配食サービスや、59ページにあります高齢者にやさしい住宅改良事業補助金などを計上してございます。続きまして3目障害者福祉費です。予算額1億9,872万4,000円で、前年度比3,393万4,000円の増となっております。増額の理由は、心身障害者福祉事業1億9,072万円のうち、60ページ中段にございます自立支援給付費、グループホームなどの共同生活介護や、重度訪問介護の利用が増加したことによるものでございます。

地域生活支援事業は800万4,000円で、主なものは61ページ、障害者自立支援センター運営負担金、日中一時支援事業給付金などでございます。4目社会福祉施設費は、保健福祉ふれあいセンターの維持管理事業で2,773万4,000円。主なものは62ページ、工事請負費2,038万3,000円、エアコン設置工事費用で、財源には福祉基金を充てて実施をする予定でございます。5目介護保険費は介護保険事業1億6,864万8,000円、これは介護保険事業の運営に関わる広域連合への負担金が主なものでございます。地域包括支援センター・地域支援事業の4,559万3,000円は職員の人件費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業等の委託料が782万2,000円、あと社会福祉協議会からの職員派遣の人件費が1,542万3,000円を計上してございます。

続きまして、少し飛びますが75ページを御覧ください。

4款1項2目保健予防費、こちらは1,188万9,000円の増額となっております。これは主に職員の人件費、定期接種に移行する新型コロナワクチン接種費用委託費の増額によるものでございます。保健予防事業の主なものは、職員2名、臨時的任用職員1名分の人件費のほか、健診等委託料3,052万4,000円が主な内容となっております。

76ページを御覧ください。

3目医療対策費、こちらは、主なものは、病院群輪番制の運営に関わる北アルプス広域連合への負担金574万8,000円となっております。

健康福祉課の説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 次に、田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農政課関係についてご説明いたします。

80ページをお願いします。

5款1項1目農業委員会費1,158万2,000円は、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬267万3,000円、職員人件費及び会計年度任用職員の人件費、農家基本台帳システム使用料、北安曇地区農業委員会協議会負担金等が主なものとなります。

81ページにかけた2目農業総務費4,195万7,000円は、職員人件費と大北農業振興協議会負担金等としてJA派遣職員負担金が主なものです。3目農業振興費は、3,879万4,000円です。農業振興事業2,181万6,000円の主なものは、会計年度任用職員の人件費。82ページ、経営所得安定対策等推進事業補助金227万9,000円は、白馬村農業再生協議会への補助になります。農業機械等導入支援補助金390万円は、認定農業者、小規模農業者への補助となります。水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金250万円は、大豆の品種転換、土壌改良診断等への補助になります。産地づくり対策事業148万円は、そば作付やJA園芸部会、紫米生産者、有機JAS認定者に対する支援が主になります。中山間地域等直接支払事業876万6,000円は、農業生産条件が不利な6団体へ交付するものです。

83ページ、特産品事業113万2,000円は、特産品開発団体等への補助が主なものです。青年就農給付金交付事業540万円は、新規就農者への初期段階での支援で対象者は4名を見込んでおります。4目農地費1億5,865万6,000円です。多面的機能支払交付金事業3,514万8,000円は、農業の多面的機能維持の地域活動や営農支援活動のための交付金で、新規に村単独補助分を計上しました。

84ページにかけた村単土地改良事業842万4,000円は、重機借上料、村単改良事業、農業集落排水事業特別会計繰出金が主となります。奈良井湿原保全事業101万円は、防除等作業委託が主なものです。ほ場整備事業932万4,000円は、北城北部地区調査設計委託料と北城南部地区負担金が主なものとなります。地域用水機能増進事業55万円は、木流川施設の維持管理が主なものとなります。犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業は1億420万円です。令和3年

度からの継続事業となります。

85ページ、2項1目林業振興費は2,676万1,000円です。林業振興、林道維持補修事業160万8,000円は修繕費が主です。森林整備事業は226万6,000円です。森林整備支援事業委託料は緩衝帯整備、間伐等促進事業補助金はかさ上げ補助となります。有害鳥獣被害対策事業は913万5,000円です。通信運搬費はわな用トレイルカメラに係るもので、86ページ、有害鳥獣駆除委託料は貸出用電気柵設置や駆除業務の委託、有害鳥獣被害防止対策協議会負担金は捕獲通報装置、電気柵設置等の委託となります。森林病虫害等防除事業160万2,000円は、国庫補助を活用したナラ枯れ等の被害木伐倒委託です。森林経営管理制度推進事業1,215万円です。主なものは、林業台帳システムへの委託料、被害木等伐倒委託料は国庫補助対象外の委託、内山地区森林整備委託料、87ページ、遊歩道等の整備委託料です。ペレットストーブ、まきストーブ等の購入補助は事業を統一しました。3項1目地籍調査事業は3,178万9,000円です。職員人件費のほか、水質測量業務委託料が主となります。現在調査中の地区を継続調査いたします。農政課は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光課関係について説明してまいります。

予算書は88ページ中段からになります。

6款1項1目観光総務費は、新たにデマンドタクシー運行事業を含めた結果、前年度比で5,593万円の増加となる8,783万3,000円です。

説明欄を御覧ください。

88ページから89ページにかけて、観光総務事業3,519万9,000円は、一般職職員と会計年度任用職員の人件費のほか、白馬の夏祭り協賛金、八方駐車場管理組合負担金等の観光総務関係負担金が主なものです。長野県観光協会事業288万7,000円は、親海湿原の遊歩道改修に係る事業費の償還金です。デマンドタクシー運行事業4,974万7,000円は、令和6年度からふれ愛号とナイトデマンドタクシーを統合して新たに運行を開始するA I オンデマンド乗り合い交通に要する費用で、運行委託料やシステム等使用料が主なものであります。

次に、2目観光施設整備費は4,687万円です。

89ページから90ページにかけて、平地観光施設管理事業684万円では、白馬駅前観光案内業務を含む施設管理等委託料332万1,000円が主なものです。山岳観光施設維持補修事業は4,003万円です。登山道の維持管理業務や山岳情報提供業務等の施設維持管理委託料503万5,000円、八方池山荘官民連携事業アドバイザー業務委託料2,420万円、猿倉荘の浴室改修工事を含む工事請負費646万3,000円が主なものです。八方池山荘官民連携事業アドバイザー業務は、令和5年度にPFIなどの官民連携事業の導入や実施に向けた検討、調査を行なった結果、民間事業者の創意工夫による来場者の増加や、販売促進等による収益増加の実現

が見込まれ、かつ民間事業者の参画意向も高かったことから、令和6年度から7年度にかけて財務、技術、法務の専門家の支援を受けながら、事業者の公募や選定手続きを進めるものです。

次に、90ページから91ページにかけまして、3目観光宣伝振興費は1億2,743万2,000円です。21観光戦略事業7,666万8,000円では、観光地経営会議運営支援委託料、白馬村観光局負担金5,000万円、信州まつもと空港シャトル便、HAKUBA VALLEYシャトルバスの運行負担金や、地域連携DMOである白馬ツーリズムの運営負担金を含む観光振興負担金等が主なものです。デジタル田園都市国家構想交付金事業5,000万円は、令和6年度から新たに組み込むDXによる地域観光業の持続可能性向上事業に係る予算になります。

次に、91ページから92ページにかけまして、4目観光安全浄化対策費は687万1,000円で、八方尾根自然研究路の維持管理に対する負担金等が主なものになります。

次に、5目観光特産費、道の駅白馬振興事業は128万5,000円で、道の駅白馬のレストランの壁紙等を修繕する工事請負費が主なものになります。

次に、6目遭難対策費は298万8,000円で、遭難防止対策に係る登山相談所の設置に要する費用や山岳遭難防止対策協会の負担金が主なものになります。

93ページに移りまして、2項1目商工振興費は3,813万2,000円です。信用保証協会保証料補給負担金、経営改善普及事業補助金、創業支援事業補助金500万円、商工振興資金預託金1,500万円が主なものになります。

観光課関係の説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 次に、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 続きまして、建設課関係、予算書94ページからお願いいたします。

7款1項土木費、説明欄の土木総務事業は4,852万3,000円で、職員人件費のほか、白馬駅前無電柱化工事に伴う県単事業負担金、県入札参加システム共同利用負担金などが主なものです。

その下、7款2項1目道路橋梁総務事業は370万1,000円で、道路台帳補正委託料などが主なものです。

95ページ、2目の道路維持補修事業は3,735万6,000円で、道路照明などに係る光熱水費、村道維持補修工事費、各地区への資材支給用原材料費などを計上しております。

説明欄下段の除雪事業につきましては、2億5,091万6,000円で、次の96ページにかけまして、オペレーターの人件費のほか、業者への除雪委託料、凍結防止剤の購入、原材料費などを計上しております。

次にその下、7款2項3目の道路新設改良費です。

97ページに入りまして、説明欄中段の村道改良国庫補助事業は2,131万9,000円で、毎年定期的に行なっております橋梁の修繕工事、点検などに係る経費を計上しております。

その下、道路改良起債事業9,632万6,000円は、舗装の個別修繕計画に基づく工事請負費などが主なものであります。

98ページ、7款3項1目河川総務事業325万1,000円は、砂防河川関係の同盟会負担金などが主なものです。

その下、7款4項1目都市計画事業136万4,000円は、新たに計上した景観パトロール委託料などを見込んでおります。

99ページ、7款4項2目都市公園維持管理事業1,048万1,000円は、大出公園施設の修繕に伴う工事請負費を新たに計上しました。

100ページ、7款5項2目の住宅費は、克雪住宅普及促進事業及び白馬村ゼロエネ住宅普及支援事業に係る補助金として、前年と同額の195万円を計上しました。

少し飛びまして、予算書123ページの下段を御覧ください。

10款1項1目過年発生土砂災害復旧費は、黒豆沢土砂災害に伴う体積土砂の排除事業として、総額で2億861万円を計上しました。

建設課関係の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課所管につきましてご説明いたします。

予算書は戻りますが、44ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費のうち白馬高校支援事業8,395万6,000円は、地域おこし協力隊2名の報酬、白馬山麓事務組合等負担金、地域おこし協力隊助成金が主なものです。

それでは戻りまして、103ページからになります。

9款1項1目教育委員会費、教育委員会総務事業188万円は、教育委員4名の報酬と、大北町村教委連絡協議会負担金が主な内容です。2目事務局費1億6,393万2,000円のうち、教育委員会事務局一般事業6,286万2,000円は、教育長と教育課職員4名、会計年度任用職員1名ほかの人件費が主な内容です。

なお、104ページ、退職手当組合負担金626万8,000円は、9款教育費で給与を支出する職員について一括計上されております。

105ページ下段、学校環境整備事業1億47万6,000円の主なものは、神城教員住宅解体工事や遊具設置などの工事請負費6,928万5,000円、中学校タブレット更新や、小学校クロスカントリースキー靴整備などの備品購入費1,845万2,000円が主なものであります。

106ページ、2項小学校費1目学校管理費2,615万8,000円は、南小学校管理事業1,259万2,000円、北小学校管理事業1,356万6,000円で、ともに学校用務員1名の人件費と学校施設管理に係る経常的な経費で大きな増減はありません。

107ページ、2目教育振興費9,450万円のうち、南小学校教育振興事業2,015万

8,000円は、白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師3名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費であります。

109ページ、北小学校教育振興事業4,560万7,000円は、白馬北小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師5名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。

111ページ、スクールバス運行事業2,873万5,000円は、スクールバス運行に係る経費で、6年度も季節運行を予定しています。

3項中学校費1目学校管理費1,263万3,000円は、白馬中学校用務員1名の人件費と施設管理に伴う経常的な経費です。

112ページ、2目教育振興費4,604万8,000円は、中学校の講師4名ほかの人件費と学校教育に係る消耗費等の経常経費です。

続きまして、121ページをお願いします。

下段の5項保健体育費3目学校給食費1億1,392万1,000円は、給食センターの運営に係る費用で、栄養職員1名と常勤調理員11名ほかの人件費と施設の光熱水費、賄材料費や施設保守委託料が主なものであります。

教育課の関係は以上です。

議長（太田伸子君） 内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 子育て支援課関係につきましてご説明いたします。

66ページを御覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費2億8,249万2,000円のうち、児童福祉総務事業2,252万8,000円は、一般職の人件費、放課後子どもプラン事業1,053万7,000円は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の指導員等の人件費が主な内容です。

67ページ、児童手当等給付事業2億4,942万7,000円の主な内容は、施設型給付費4,789万円余りは、信学会白馬幼稚園への給付費、地域型保育給付費5,497万円余りは、家庭的保育施設、小規模保育施設への給付費、私立幼稚園運営補助金300万円は、待機児童対策として2歳児を受け入れる信学会白馬幼稚園に対する補助金、そのほか、児童手当1億3,977万円余りを計上しています。

68ページ、2目子育て支援費3,506万1,000円のうち、子育て支援事業3,292万円余りは、保育士と相談員の人件費です。

はくばっ子応援交付金事業214万円は、第3子以上の出産時及び小学校入学卒業、中学校卒業時の祝い金を支給する事業です。3目保育所費1億7,729万6,000円のうち、しろま保育園運営事業1億5,362万5,000円は、保育士、調理員等の人件費です。

71ページ、子育て支援ルーム運営事業2,367万1,000円は、地域子育て支援拠点事業と休日保育や一時預かり保育などの保育サービスに係る費用で、保育士の人件費が主な内容です。

少し飛びまして、76ページを御覧ください。

4款1項4目母子健康費5,325万1,000円のうち、母子健康事業4,672万5,000円は、人件費、医薬材料費は予防接種ワクチンの購入費、健診等委託料は妊婦等の健診事業が主な内容です。

78ページ、母子保健衛生事業652万6,000円の主な内容は、妊娠届出時と出産時に妊婦、児童に対し、それぞれ5万円を給付する事業で、出産・子育て応援交付金500万円を計上しています。

子育て支援課関係の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 生涯学習スポーツ課関係について説明いたします。

53ページをお開きください。

2款7項1目スポーツ事業総務費、1,719万5,000円は、会計年度任用職員と一般職員の人件費でございます。2目施設管理費1億4,102万3,000円は、スノーハーブとジャンプ競技場の維持管理費で、スノーハーブ維持管理事業は4,211万9,000円、54ページ、後段のジャンプ競技場維持管理事業9,890万4,000円は、どちらも施設の維持管理に係る燃料費、光熱水費、施設の維持管理料、修繕及び改修工事費が主なものです。

55ページを御覧いただきまして、3目スポーツ事業振興費4,532万5,000円は、各負担金や補助金が主なものでございます。

続いて56ページ、4目ナショナルトレーニングセンター費は、817万円となりますが、ジャンプ競技場とクロスカントリー競技場の維持管理事業への委託金と合わせまして、全体では1,800万円となっております。

少し飛びまして、114ページをお開きください。

9款4項1目社会教育総務費1,516万円は、社会教育委員の報酬、会計年度任用職員と一般職員の人件費。

115ページを御覧ください。

ウイング21自主公演負担金が主なものでございます。2目公民館費821万4,000円は、各地区分館長の報酬と一般職員の人件費、各種の講座支払いが主なものでございます。

116ページから117ページにかけて、3目図書館費1,631万6,000円の主な内容は、図書館の運営に係る経費で、会計年度任用職員として図書館の司書の人件費や図書管理システムに係る経費と図書等の購入費が主なものでございます。

4目文化財保護費1,240万3,000円の主なものは、118ページにかけてとなりますが、伝統的建造物群保存事業の保存活用計画策定委託料と土造の改修工事であります。

118ページ、5項1目保健体育総務費1,872万5,000円は、スポーツ推進員の報酬と会

計年度任用職員及び一般職員の人件費、スポーツ協会への補助金が主なものでございます。

119ページ、後段を御覧ください。

2目体育施設費7,504万7,000円は、体育施設維持管理事業1,308万9,000円と、120ページをお開きいただきまして、ウイング21維持管理事業の6,195万8,000円。主な内容は、施設の維持に関する光熱水費や、各種の委託料や施設の改修工事などです。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第34 議案第25号 令和6年度白馬村国民健康保険事業環状特別会計予算

議長（太田伸子君） 日程第34 議案第25号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第25号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明いたします。

第1条として、国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,010万円と定めるものです。第2条で、一時借入金の限度額を5,000万円と決めました。

それでは予算書10ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目、国民健康保険税は2億560万円です。

11ページ、3款1項1目保険給付費等交付金7億2,551万8,000円は、医療給付費へ充当される普通交付金7億922万円、特別交付金1,629万8,000円を計上しました。

12ページで、5款1項1目は一般会計繰入金、2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は3,700万円を計上しております。

続いて歳出です。15ページの歳出明細書を御覧ください。

1款1項1目一般管理費1,839万9,000円は、電算化、共同処理事業等委託料などが主なものです。2目連合会負担金114万7,000円は、長野県国民健康保険団体連合会への負担金。

16ページで、2項1目、賦課徴税费250万9,000円は、国民健康保険税の賦課徴税に要する費用です。

17ページ、2款1項療養諸費は総額6億916万円、2項高額療養費は1億円を計上、どちらも県から交付される普通交付金を充当します。

18ページで、4項1目出産育児一時金600万3,000円、19ページ、5項1目葬祭費30万円、6項1目精神給付金は110万円をそれぞれ計上しています。

20ページ以降、3款国民健康保険事業費納付金は、県へ支払う納付金で、1項の医療給付費分、21ページで2項の後期高齢者支援金等分、22ページにわたる3項の介護給付金分の合計で、3億1,828万9,000円を計上しています。

22ページに移ります。

4款1項1目特定健康診査等事業は、1,363万9,000円で、健診実施機関への委託料が主なものです。2項1目疾病予防費604万9,000円は、若年健診に係る実施機関への委託料と人間ドック補助金が主なものです。

23ページ、2目医療費適正化事業費150万4,000円は、人件費のほか、医療費通知等に要する費用を計上しています。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第35 議案第26号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（太田伸子君） 日程第35 議案第26号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 議案第26号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

第1条として、白馬村後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,553万円と定めるものです。

第2条として、一時借入金の限度額を1,000万円と決めました。

それでは、37ページの歳入明細書を御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、1億465万7,000円を見込んでいます。

3款1項1目は、一般会計繰入金。2目保険基盤安定繰入金は2,775万円を計上しています。次に、4款繰越金10万円になります。

5款諸収入16万円は、いずれも前年度と同額を計上しております。

39ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目徴収費175万7,000円は、保険料徴収に要する費用。

2款1項1目広域連合負担金1億3,242万円は、村が徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を、長野県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支払うものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第36 議案第27号 令和6年度白馬村水道事業会計予算

議長（太田伸子君） 日程第36 議案第27号 令和6年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第27号 令和6年度白馬村水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の42ページをお開きください。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の水道事業収益3億2,422万2,000円、支出の水道事業費用は3億427万円で、1,995万2,000円の黒字を予定しております。

43ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入を1億652万2,000円、支出は1億8,267万7,000円で、不足する額7,615万5,000円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

44ページを御覧ください。

第6条の一時借入金の限度額を1億円、第9条の棚卸資産の購入限度額を2,000万円と、それぞれ定めております。

それでは、予算の実施計画を説明いたします。61ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、営業収益として2億8,872万3,000円を見込んでいます。主なものは水道使用料、加入分担金となっております。

また、営業外収益として有価証券の利息を506万円計上しております。

62ページを御覧ください。

収益的支出では、営業費用の1目浄水費4,318万1,000円で、職員1名分の人件費のほか、二股浄水場の維持管理に要する費用を計上しております。

2目配水及び給水費7,603万8,000円は、配水管、配水池などの維持管理に要する費用で、会計年度任用職員4名分の人件費のほか、主なものは63ページ中段にあります水質や漏水の検査業務委託料や機械装置点検等の委託料、漏水修理などの工事請負費、水道施設の修繕費、各施設の電気使用料として動力費を計上しております。

64ページを御覧ください。

4目総係費4,883万6,000円は、職員2名分の人件費のほか、委託料で経営戦略改定業務

で300万3,000円、二股浄水場PPP導入可能性簡易調査663万3,000円ほか、各種システムや検針に係る費用が主なものです。

65ページ中段、6目減価償却費は1億684万9,000円を計上しております。

66ページを御覧ください。

資本的収入です。1款1項分担金及び負担金は、工事負担金で930万円、2項企業債は9,700万円を見込んでおります。

67ページは資本的支出になります。1目配水設備工事費1億3,176万1,000円は、工事請負費1億2,006万円が主なもので、水道本管の布設替え、機器更新工事や、白馬駅前無電柱化に伴う布設替え工事等を計画しております。

2目営業設備費1,485万2,000円は、計量法の規定により8年ごとに行なう水道メーターの交換に伴うメーターの購入費用と無線検針用の機材費でございます。

2項企業債償還金3,606万4,000円は、元金の償還でございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第37 議案第28号 令和6年度白馬村下水道事業会計予算

議長（太田伸子君） 日程第37 議案第28号 令和6年度白馬村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第28号 令和6年度白馬村下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

令和6年度より、白馬村下水道事業会計は、公共下水道事業に農業集落排水事業を加えた会計となります。

それでは予算書の70ページをお開きください。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入を4億8,524万7,000円、支出は4億8,170万3,000円です。

71ページを御覧ください。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入を4億1,294万8,000円、支出は4億8,827万8,000円で、不足する額7,533万円は地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金で補填することとしております。

72ページを御覧ください。

第6条の一時借入金の限度額を3億円、第9条、他会計からの補助金としまして一般会計から3億3,783万円の補助を受ける予定でございます。

それでは、予算の実施計画を説明いたしますので、88ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、営業収益、1目下水道使用料1億8,537万8,000円、営業外収益、1目補助金として一般会計から1億1,316万7,000円、2目長期前受金戻入1億8,662万9,000円が主なものでございます。

89ページを御覧ください。

収益的支出では、営業費用、1目管梁費1,143万6,000円、こちらは下水道管路やマンホールポンプなどの維持管理に要する費用で、主なものがマンホールポンプの保守管理等の委託料、汚水ポンプの電気使用料として動力費を計上しています。

2目処理場費7,774万9,000円は浄化センターの維持管理に要する費用で、農業集落排水野平処理場の維持管理費も含まれます。主なものは浄化センターの運転管理委託料や汚水污泥の処理委託料で、そちらに係る動力費も計上させていただいております。

90ページを御覧ください。

3目総係費は下水道使用料の賦課徴収に係る経費で、職員2名、会計年度職員2名の人件費のほか、委託料で使用料改定計画策定業務、料金システムの保守管理や下水道台帳の補正業務が主なものです。

91ページを御覧ください。

4目減価償却費3億96万2,000円を計上し、営業外費用では1目支払利息3,076万9,000円、2目消費税及び地方消費税として1,915万円を見込んでおります。

92ページを御覧ください。資本的収入及び支出の関係でございます。

資本的収入の主なものは、1項企業債1億1,500万円、2項補助金として社会資本整備総合交付金を3,243万2,000円、一般会計補助金2億2,466万3,000円を計上し、3項負担金としてし尿等投入施設整備に係る負担金3,420万7,000円を見込んでおります。

93ページを御覧ください。

資本的支出の主なものは、1項建設改良費9,883万円で、1目管路建設改良費のし尿投入施設実施計画業務委託料、下水道ポンプ場非常通報装置の更新工事を計上し、2目処理場建設改良費では、委託料として地震対策耐震実施計画委託料を見込んでおります。

2項企業債償還金は、3億8,944万8,000円を見込んでおります。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第38 予算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第38 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第28号までは、いずれも令和6年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第28号までの議案は、議長除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月7日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日3月7日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

令和6年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和6年3月7日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和6年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和6年3月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は5名です。

本日は通告された5名の方の一般質問を行ないます。質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次質問を許します。

最初に、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第5番加藤ソフィー議員。

第5番（加藤ソフィー君） おはようございます。第5番加藤ソフィーです。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は2項目通告させていただいておまして、まず、子育て世代が定住するには、近年の少子高齢化や人手不足を解消するためには、子育て世代がいかに安心して定住できるかが鍵となります。本村でも、令和5年度予算に引き続き、来年度も子育て支援が重点施策の一つに位置づけられており、優先順位の高い施策となっていると認識しております。IターンやUターンを含め、20代から40代の方々が白馬村に定住できるようにするには、大きく分けると、仕事、住まい、子育て支援の3つが必要とされるのではないのでしょうか。

中でも、住まいと子育て支援については、本村で課題の多い分野であると感じております。両項目ともに、以前一般質問にて取り上げさせていただきましたので、その後の経過の確認も含め、改めて以下の質問をさせていただきます。

- 1、空き家バンクを創設するとのことだが、来年度いつ頃の予定か、またその運営体制は。
- 2、住宅不足の問題に対して、村として今後どのような取組を行なっていくのか。
- 3、待機児童は減少したとのことだが、保育士の人手不足は解消されたのか。また、保育士の待遇改善を検討するとのことだったが、その後は。
- 4、子育て支援ルームの建て替えに向けて、どのように進めていくのか。

5、子育て支援におけるニーズの把握、また予算編成に伴う優先順位付けはどのように行なっているのか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） おはようございます。本日の一般質問、よろしくお願いいたします。

それでは、加藤ソフィー議員からは、子育て世代が定住するには、ということで5項目の質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

最初に、空き家バンクの創設に関するご質問と、住宅不足に関する村の取組に関するご質問について、まとめてお答えいたします。

空き家バンクの創設については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、今年度4月に新たに設置しました白馬村空き家等対策協議会において、計画策定のための協議を重ね、パブリックコメントの手続きを経て、この3月末を目途に公表を予定している白馬村空き家等対策計画において、空き家等対策の取組方針の一つに掲げ、空き家等の利活用の促進を図る手段の一つと考えているところです。

この空き家バンクの運用開始にあたっては、空き家等を売りたい方、及び貸したい方に制度と運用を理解していただいた上で、その物件情報を登録していただくことや、その情報を利活用したい希望者に広く発信する媒体を整備、構築すること、そして、実際の仲介と契約事務といった一連の運用体制をどうするかといった、白馬村で効果が期待できる制度設計をまずは固めた上で進める必要があります。

こうした制度設計と実際のシステムの構築準備には、少なくとも半年程度の期間を要すると想定しておりますが、空き家バンク制度の構築は、移住定住の推進においても有効な施策と認識しておりますので、なるべく早い時期の運用開始を目指してまいりたいと考えています。

また一方で、空き家活用にとどまらず、空き地バンクへの取組や、約3,200室ある村有地から住宅建築等の可能性がある土地として洗い出した土地の購買などによる移住定住施策の研究なども項目も加えて、村内の住宅不足の課題解決に向けて、行政として取り組める施策の具現化を研究を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の保育士の人手不足は解消されたのか、また保育士の処遇改善の検討結果についてお答えします。

保育施設の充実は、子育て世代が定住するために重要な要件であることは認識しております。特に課題となっておりました冬期間については、これまで多くの待機児童が出ており、通知で申し上げますと、昨年度の16名に対して今シーズンは2名と大幅に減少しました。これは整備を進めてきたサンライズキッズ保育園 白馬園が開園したことにより、3歳未満児の受皿が19名増加したことが、待機児童の減少という良い結果につながったものと安堵しているところです。

保育士の人手不足の解消ですが、白馬保育園の職員は園長、主任保育士2名、保育士8名、育児

休暇取得保育士3名の計14名です。原則として職員がクラス担当することになっており、現在未満児4クラス、3歳以上児5クラスで保育をしております。今年度は産休に入った保育士と育児休業から復帰した保育士を含め、何とか通年で必要な保育士数を確保でき、保育を行なってもらいました。各年齢により保育士1人が保育できるお子さんの人数の基準が定められており、未満児では複数の保育士が必要となることや、朝夕延長保育、代替保育士など、正職員に加えて多くの会計年度任用職員及び保育補助員が必要なため、勤務していただいております。

児童福祉施設としての最低基準は満たしておりますが、保育士の人手不足感、業務負担感は解消されていないのが実情です。保育士からは、保育士同士が互いの保育から研鑽する機会や、保育を話し合う等の余裕が欲しい、もっと良い保育がしたい、仕事と自身の子育てとの両立が大変であるなどの意見を聞いております。

本村の保育の特徴として、未満児保育の希望者が多いこと、転出入に伴う入退園が多いこと、言語や風習が異なる保護者やお子さんが多いことなどが挙げられる中、日々懸命に安全でより良い保育、教育に取り組んでいるところです。

保育の人手不足と業務負担の軽減策としては、最優先に人員確保が挙げられます。特に人手が少ない、朝夕延長保育士については通年で募集しておりますが、人材確保はなかなか厳しい状況です。

そのような中、白馬高校生が保育補助者に応募し、勤務していただいたことは大変うれしいことでした。今後も保育士等の新規採用を計画的に実施してまいりますとともに、白馬高校生や地域の方に保育補助員として協力していただけるよう働きかけてまいります。

また、現在働いている保育士等が退職せずに、長く働き続け、キャリアアップできる職場環境づくりも重要と考えております。保育士は力仕事を伴う重労働でもあり、長年の業務により身体的な不調を伴うことも考えられ、休暇や休憩により疲れが取れる環境が必要と考えております。

また、女性が多く、近年は自身も幼い子供の子育て中である職員が多い職場でもあり、子育て支援の担い手であると同時に子育て支援を必要とする存在でもあることから、今後の本村の保育事業を支えていく子育て世代の保育士等が長く働き続けられる職場環境を整えることは、差し迫った課題といえます。

そのため、保育士が保育業務に集中できるよう、日常の業務の検討や工夫、働き方改革、多様な働き方の導入などにより、先輩保育士の姿を見て、若い保育士が将来も働き続けたいと思う魅力的な職場を目指していかなければならないと考えているところですが、いずれも人身体制に余裕がないと厳しいという葛藤を抱えているところです。

次に、保育士の待遇改善についてお答えします。

保育士の給与体系は、一般職の職員の給与に関する条例で規定する給料表に基づき、給料各種手当を支給していることから、保育士のみでの処遇改善を行なうということは、現時点では難しいと考えますので、引き続き快適な職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。ただし、フル

タイムとパートタイム会計年度任用職員の処遇改善に関しましては、関係条例として12月定例会に加えて、本定例会にも提出しておりますことをご理解ください。

次に、4点目の支援ルームの建て替えに向けて、どのように進めていくかについてお答えします。

子育て支援ルームは、旧中部保育園を引き継いで保守点検、修繕をして大切に使用してまいりましたが、老朽化が進んだことから、図書館等複合施設の建設と合わせて建て替え整備をする方針で進めてまいりました。子育て支援ルームでは、未就園児親子の交流、保護者のリフレッシュ、相談や助言を行なう子育て支援拠点、家庭保育のお子さんを一時的にお預かりし、待機児童の受皿機能も担っている一時預かり保育等を通年で実施し、これまでも多くの親子に利用していただき、家庭保育を支援しております。そのため、施設の建て替えにあっては、現在の子育て支援ルームの保育の質を確保しつつ、業務をストップすることなく新施設に移行することが必要であると考えています。

建て替え時期や場所、形態については、12月議会定例会でご説明申し上げましたとおり、複合施設の場合だけでなく、子育て施設と図書館を別々に建設した場合、子育て施設だけを先行して建設した場合について、財政シミュレーションを行ないましたので、本会期中にご説明申し上げることで進めております。

最後に、5点目の子育て支援におけるニーズの把握、また予算編成に伴う優先順位付けはどのように行なっているのかについてお答えします。

子育て支援に対するニーズの把握については、保育園や子育て支援ルーム、母子保健事業や相談事業などの現場の活動により、保護者の皆様から生の声を聞いたり、検診時のおたずね表や保育園の連絡ノートを参考にしたり、様々な方法によりニーズを把握しつつ、施策に反映させていただいております。また、令和7年度を初年とする第3期白馬村子供子育て支援事業計画の策定に伴い、必要となるアンケート調査を令和6年度に実施する予定でございます。

次に、子育て支援に係る予算編成に伴う優先順位付けはどのように行なっているのかについてのご質問ですが、まず、子育て支援は児童手当、保育園、支援ルーム、放課後児童クラブ等の運営費用、健診や予防接種に係る費用など、法令に基づく必須事業が大半を占めております。子育ての始まりは、無事に赤ちゃんが生まれることからです。子育ての日々から、親が子育てに喜びや張り合いを感じられるよう、健やかな育ちを支えることが重要であると考えています。

そのため、優先的に、不妊不育症治療費の助成や、産後間もない母親に対する産後ケア事業など、子育ての始まりの変化や不安の大きい時期への支援を優先的に拡充いたしました。また、大切なお子さんをお預かりする保育園、放課後児童クラブ等が安全に有意義に過ごせるよう、施設的环境整備や職員等の確保、研修など、実際にお子さんに関わる業務についても優先的に考えているところでございます。

以上、加藤ソフィー議員の子育て世帯の定住に関するご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） まずは、空き家バンクのところから再質問を行なっていきたいと思うんですけども、こちらは、協議会がありまして、2月にパブリックコメントを行なった空き家等対策計画という案があると思いますが、そちらも見させていただきまして、空き家バンクについては詳しく載っていなかったという印象を持ちました。今の答弁でも、これから運営体制というのは半年くらいかけて構築していくということなんですけども、これは今後の協議会で話し合われていく事項なのか、その運営体制はどのような体制で構築していくのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 空き家バンクの運営体制ということで、私のほうから答弁をさせていただきます。

この計画につきましては、今議員がおっしゃった通り、パブリックコメントの期限を終えまして、今後最後の委員会をもって、計画がこれに定まるということになっております。今この計画の案では、取組のところで空き家バンクの運営、あるいは空き家バンクを設置後の空き家バンクへの登録、こういったところだけでこの計画は今書いてございますけれども、実際としては今議員がおっしゃった通り、様々な取組がしていくということです。

実際の実務につきましては、この推進委員会で行なうということではなくて、今度は事務方のほうにバトンタッチされまして、この計画に沿った取組を進めていくというところ です。

具体的には、まず空き家バンクの設置の要綱を定める。要綱もただ字列だけで例規をつくるということではなくて、空き家バンクの目的ですとか、本村にとっての目的、あるいは対象となる物件をどういうふうにするものにしたらいいか。あるいは、空き家バンクを通じての物件の購入、あるいは借入れ、賃借を希望する利用者というものはどういう方をしたらいいか、そういう定義づけ、そういったことも必要になってまいります。当然、宅建事業者とのすり合わせ、こういった業務も必要になってまいります。

また、運営、一番大事な運営体制のところですけども、宅建事業者等の協力連携、これは当然のことですけども、じゃあ募集はどのようなやり方でやったらいいのか、あるいは募集するにあたって問合せが来たときの相談業務、これはどういうふうにしたらいいか。また、物件の登録、登録したものを今度どうやって提供したらいいか、そういったさまざまところを職員のほうでこれから考えていくというところになります。この業務につきましては、地域おこし協力隊の業務ということでやっております。来年度からもこの移住定住という部分につきましては、地域おこし協力隊の力を借りている自治体も非常に多くありますので、本村も同様に地域おこし協力隊、それと総務課の職員、あと連携する事業者のほうで運営体制を構築してまいりたいというふうにしてあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この運営の部分に関してなんですが、地域おこし協力隊がこの計画を策定するにあたって、現在地域おこし協力隊の方が担当して業務を行っていたと思うんですが、その方が退職されるということで、4月からまた新たに採用する募集もされていたかと思いますが、そこら辺の引き継ぎというのはできるのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 新たな地域おこし協力隊につきましては、既に選考試験のほうを終えて、今採用に向けての事務をしております。期間的には、ダブって働くという期間がないものですから、例えば3月31日までに面と向かって引き継ぐということはできないんですけども、今の時代、ネットですとかいろいろな方法がありますので、当然そういったことが必要であれば対面的なことでも必要かと思いますが、通常事務の引き継ぎというのは、書面によって引継書というものを持って引き継いでいきます。当然、我々管理監督職員もおりますので、それも加えて新しい方には今までのノウハウをすべて引き継ぐような形で、滞りなく事務のほうは進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この空き家の、空き家等対策計画の中で、空き家の所有者に行なったアンケートの結果が記載されているんですけども、回答が100件ほどだったようですが、今後の空き家の活用に関して売りたい、貸したいと回答した方の合計が43%と多い印象でした。そして、空き家バンクに登録したいが9%だったのに対して、条件によっては登録したい、制度について詳しく知りたいが合わせて26%で、空き家バンク創設後の運営の姿勢次第で登録件数が伸びるか決まってくる、しっかり活用できる制度になってくるかが決まってくるかと思っております。この丁寧な周知とフォローが必要であると計画案にも書かれておりましたけれども、所有者との綿密なやり取りというのが大事になってくるかと思っております。入れ替わりが激しい地域おこし協力隊がその役割を担うということになるのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 答弁いたします。

当然、自分が持っている地だけではなくて、その環境、周囲の人たち、そういうことを考えますと、ただ単に空き家を知らない人にとというのはなかなか言いにくいというのは十分承知しております。これは全て地域おこし協力隊に任せるということではなくて、当然地域に出向いたり、その所有者の方の心情やら、周囲の環境、そういったことにアドバイスなり助言をしていくのは我々の役目ですので、当然それは必要になってきます。それがあってこそ分母となる、要は資源が登録されてくるということになっております。

また、今全国の事例を見ますと、逆さま不動産、逆さま空き家バンクといますか、逆に借りた人が登録をして、貸したい人は、この人なら、そういう目的なら貸してもいいだろう、あるいは売ってもいいだろうというような方法もございますので、そういった制度的なものを含めて、丁寧な説明、あるいは交渉、相談をしてまいりたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） はい。そこの人員体制というところで、総務課が非常に重要な案件を抱えている課でもありますし、人員体制がなかなか人手が足りないというような声も聞きますけれども、そこら辺はしっかりと運営体制というものは構築していただきたいと思います。この計画を作るにあたっての、協議会というものは来年度も会議を開いていくのか、計画案の中で示された検討事項や研究するといった言葉が結構あったかと思うんですけれども、それはいつまでに検討されるかですとか、そこら辺お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） すみません。答弁をお受けします。

当然、こういった計画というのは、PDCAを回していくというのが今、大前提になっておりますので、来年度も当面事業に着手して、その成果が出てきたところで、委員会を再度開いて、また次の年に活かしていくというところが必要となってくると思います。

あと、もう一点。

（発言する声あり）

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 私のほうからも組織に関して、非常に重要な課題でありますし、加藤ソフィー議員おっしゃるとおり、総務課の方には非常に業務が集中しているということがこの1年間でも各場面でそういうお声があったかと思いますが、実際そういう実態がありますので、私のほうも、この4月からそこの点については解消していきけるような組織の仕組みを今取り組んでいるところで、加藤議員が心配するようなところを解消できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この空き家に関してというか、移住する上で住まいが足りないという部分に関しては、本当にすごい危機感を持っていただきたいというのが私からの要望です。

それで、ちょっと時間がないので、次に待機児童のほうに移りたいと思うんですけども、こちらの保育士のやはり人員確保というところが一番課題であるというふうに今の答弁を聞いていても感じたんですけども、この人員確保で今、快適な職場環境というところで、具体的にはどういう働き方改革というか、そういうところをしていくのか、改めてお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 子育て支援課、内山です。快適な職場環境、まずは人間関係だと思っておりますけれども、それには先ほど村長の答弁にもありましたけれども、今日の保育を振り返って話をするとか、そんな時間があればモチベーションも上がったりとか、いいのかなということで、ぜひその辺の環境がよくなるようなことができればいいかなというふうに思っております。

その対策として、保育士がしなければならない仕事を、保育のほかにも掃除ですとか、記録ですとか、いろいろあるわけですが、特に掃除ですとか、そのようなこととかは少し改善することで保育の負担が減るかなというところ、そうすると次の保育の準備にできたりですとか、いろいろなことができるんじゃないかなということで、来年度の予算に掃除を軽減するような物品ですとかを、予算を認めいただきましたので、そのようなことですか、あと保育補助者に何人も入っていただいておりますので、そのようなところの皆さんに活躍していただいて、保育士しかできないことに集約できるようなことをしながら環境を整えていきたいなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 前回、私が一般質問で取り上げたときは、待機児童が非常に多かった時期だったんですけれども、そちらはサンライズキッズ保育園の開園とかによって、いろいろ解消されているというのは非常にいいことかなと思います。待機児童の数というものは減少しているんですけれども、育休退園という制度で、退園を迫られるケースがあると聞いております。

育休退園というのはどのような制度なのか、ご説明いただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。内山子育て支援課長。

子育て支援課長（内山明子君） 子育て支援課、内山です。

育休退園につきましては、昨年の10月1日に信毎の第1面で、北信地方の保護者の方が育休退園がひどすぎるといような記事を載せまして、皆さんも見ていただいていると思うんですけれども、3歳未満児のお子さんについてなんですが、保護者が育児休暇に入った時点で、退園をお願いしているものです。新聞でもあったように、白馬村だけではなくて、多くの自治体でそうせざるを得ないところもあってやっているとところなんですけれども、まず、保育の育休退園につきましては、課内でも入園できないということにずっと、育休退園どうしてというところは、問合せや質問の多い事項で、課内でも検討しているところでございます。

なぜ退園していただく、育休退園をお願いしているかといいますと、保育には、特に3歳未満児は、保育の必要性のあるお子さんが入園しますので、まずはお子さんたちは仕事、就労64時間以上または120時間以上の就労ということで、保育の必要性があつて入園しております。出産前後は、産前産後ということの理由で、保育園に入園しております。そして、保護者が育児休暇を取るという時点では、産前産後という保育の理由がなくなるということで、その時点で保育の必要性と

ということから優先度として、退園をお願いしております。

今年度ですけれども、育休退園した方は5名いらっしゃいます。逆に、年度の途中で入園した方が8名おります。ですので、今、村の未満児保育が、特に昨年、この5年度まではトントンだったというか、もう本当にギリギリだったという状況の中で、退園する方がいて、入園する方がいるという形の中で循環させてきたという現状がございます。

子育て世代の家庭の状況から考えると、育休ということは、家庭には2人以上のお子さんがいるということで、保護者にとしてみると、特にお母さんにとしてみると、人生で一番忙しい時期、大変な時期だなということは私も実感しておりますし、2か月という時期は、赤ちゃんにとしてみると、一番おっぱいを飲んで大きくなる時期なので、一番泣くし寝ないし、本当に子育てとしては大変な時期なので、その一番大変な時期に、来月からは上の子もいるのかというところで、保護者の方の心理的な負担というか、とてもよく分かります。ですので、課としてもその辺は十分理解しながら、将来的に保育に余裕が出てきましたら、その時期を、例えば首の座る4か月、腰の座る6か月あたりに延長できたらいいのかなというふうに検討しておりますけれども、とりあえずサンライズが開園したので、未満児の待機児童等の様子を見ながら検討していきたいと、前向きに検討していきたいと思っております。

また、その方たちには、ぜひ支援ルームを有効に利用していただいて、家庭保育を支援できるような形も検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 長野市が来年度より育休退園を廃止すると、直近では報道がありましたけれども、つらいという声もいただいております。保育をする理由というのは、市町村に委ねられているので、育児休業を取得中であっても市町村が保育を必要とする理由として認められるのであれば、そのまま3歳未満時であっても預けることができるということになりますので、今、前向きに検討したいという言葉もいただきました、育休退園を廃止するということを、村長からも廃止するかどうかというのを伺いたいんですけども、いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 今日、ご意見をいただきましたので、実態のほうも今理解ができましたし、子育て支援課とこれから連携する中で、課長からも前向きにということもありましたし、私も子育て支援は柱の中心にありますので、前向きに考えていきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 子育て支援ルームの建て替えについてなんですけども、今まで図書館複合施設の建設、図書館複合施設の中で建て替えていくという計画で考えられていたかと思います。それを支援ルームを先行して建てる方針も考えていくということなんですけども、こちらは結構前

の一般質問ですと、令和7年の着工がギリギリなのではないかというお話も出ていました。そこら辺のいつまでに決断するかというスケジュール感をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 前回、その令和7年というところは、一般質問の中で優先順位を聞かれた際に耐用年数というところから導き出した数字になります。本会期中に方向性を示しますので、年に関してもその中でお話しさせていただきたいと思っておりますので、まずはその年度については、前回に関しては優先順位の中で耐用年数というところから出てきた数字ですので、それももちろん踏まえた上で、ご回答をこの会期中にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） あと子育て支援におけるニーズの把握なんですけれども、答弁でおっしゃっていただいたのは、結構未満児のお子様がいっちゃう場合であったり、妊娠、出産に関わる部分というのは優先順位が高いというところもあるかと思っております。ですが、金銭的な部分でいきますと、子供が大きくなるにつれてお金もかかってくるという現状があるかと思っておりますので、そこら辺の子育て支援といえど、本当にいろんな、今18歳までいろいろあると思っております。

村長も、村民からの意見を聞くのに、地区懇談会からスタートさせたというところもあるかと思っておりますけれども、今後オンラインとかで若い世代の意見を聞いていくということは考えられているのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） はい、おっしゃるとおりです。まず地区懇談会というところ、コロナ明けでスタートしましたけれども、これも数がさらに増やしていければいいと思っておりますし、オンラインを活用したというところからいって、より広い方たちからという意味では非常に有効な手段だと思っております。

ただ、ちょっとテーマをある程度決めないと取り留めもないお話になってしまって、実効性がないなということも感じているところですので、その辺はやり方については検討していきたいというふうに思っておりますけれども、ぜひ今後時間を作って、広くオンラインを通じた意見募集などをできるように、情報交換をできるようにしたいというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） ぜひオンラインの公聴活動というのは、ぜひ行なっていただきたいと思っております。

では次の項目に移ります。カーボンニュートラル実現へ向けて。

白馬村では昨今の気候変動への危機感から、気候非常事態宣言、ゼロカーボン宣言を行ない、ゼロカーボンビジョンの策定などを行なってきました。今まで専属の担当者がいなかった分野ですが、12月よりGX統括監1名が就任し、白馬村のゼロカーボンビジョン達成に向けて職務を行なっています。

いることと存じます。

そこで以下についてお伺いします。

1、GX統括監が取り組んでいくことは何か。任期は。

2、総務課の令和5年度運営方針において、ゼロカーボンビジョン達成に向けたロードマップの作成とありますが、進捗状況は。

3、来年度の取組方針は。

お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 2つ目のカーボンニュートラル実現に向けて、3項目の質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

最初に、GX統括監の取組と任期についてのご質問ですが、昨年12月に本村の環境施策を推進する専門人材として設置した白馬村GX統括監白濱雄太氏には、本村が掲げる白馬村ゼロカーボンビジョンの実現に向けて、住民、事業者及び行政が一体となって取り組む施策を明らかにし、その施策の実践に期待しているところであります。また、任期については、令和6年度末までを予定しています。

期間中の担当業務の概要としては、1、自治体のGX脱炭素事業に関する検討支援、2、脱炭素事業を通じた地域経済の活性化策の検討支援、3、地域GX社会の形成支援の取組に従事していただく予定であります。

次に、2点目のゼロカーボンビジョン達成に向けたロードマップ作成の進捗状況と、3点目の来年度の取組方針のご質問についてまとめてお答えします。

はじめに、ロードマップの策定状況については、12月のGX統括監着任以来、これまでの環境計画や施策、取組等の経過の整理、現況の国、県の環境計画や施策の情報収集、及び、村内の事業者や、自ら率先して脱炭素活動を実践する団体や住民からのヒアリング等を踏まえて、まずやるべきことの優先順位付けを進めているところです。

先頃2月末には、GX統括監及び担当課より、年度末までに策定するロードマップ案の考え方とその概要について説明を受けたところです。本定例会全員協議会においても、同様に進捗状況を報告した上で、予定通り3月末には策定したロードマップを公表してまいりたいと考えています。

また、来年度の取組方針については、策定したロードマップに基づき、施策の具現化と取組の実践を図ってまいります。併せて本定例会に提案した予算案のとおり、引き続き重点分野の一つとして位置づけるゼロカーボンビジョンの実現事業について、各課横断的な事業推進に努めてまいります。加えて、本村と名古屋大学とが相互に連携、協力し、白馬村を拠点とした独自の脱炭素実証事業に取り組むための計画づくりを現在進めているところであり、4月上旬には連携協定を締結する予定であり、この事業が実現化し、行政の取り組む脱炭素事業が加速することに期待していると

ころであります。

以上、加藤ソフィー議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） このGX統括監が就任されているというところで、一人で今担当されているというところだと思うんですけども、庁内横断的なプロジェクトチームというものをつくる予定がないのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 答弁いたします。

DXのほうにつきましては、庁内横断的なチームを立ち上げて、その委員会の中で中心的に議論してきたというところでもありますけれども、このGXにつきましては配置されたのが12月ということもあります。また取り組む内容として、とりあえずはロードマップの作成というところを主に今動いていただいておりますので、当然庁内で連携するのは大切なことで実際に務めておりますけれども、あえてチームをつくってという段階ではないので、現在のところはそのような体制はとっておりません。

また、今後そういう必要があれば、あえてチームとして立ち上げてやっていくことも考えられます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この分野に関しては、私も含めて何回も一般質問で取り上げさせていただいているかと思うんですけども、結構何回も優先順位をつけるということをいつもおっしゃっているような気がします。なかなかそこら辺が優先順位、施策の整理とかも進んでいないような状況、印象を受けます。

来年度予算のところなんですけども、名古屋大学との連携というところで、そこら辺ちょっと、もうちょっと詳しくお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは私のほうから答弁をさせていただきます。

名古屋大学との連携協定につきましては、まずCO₂、二酸化炭素を、いわゆる変換をしながら、地域で変換をしながらこれを地域として使用することができないかという実証実験に入ると、簡単に言うとそんなような流れになります。なので、白馬村で回収をしたCO₂を、簡易なという言い方で私も聞いておりますが、プラント設備を設けて、それをメタン化してガス化し、それをこの地域で使うことができるか、そのようなイメージのものをいろいろな取組の中で入るということで、まずはCO₂と、メインにはなってはくるんですけども、その一方で温度差エネルギー、いわゆる雪氷熱の温度差エネルギーの利用であるとか、温泉熱もしくは太陽光といったところも全体的に調査の

中に入るといようなことで、大学の方とは話を進めているという状況になります。

それが白馬村から、そのいう燃料化への返還が進むことによって事業化になれば、白馬村がトップランナーになるというようなところで国への応募を、いわゆる共同申請ということでさせていただき、白馬村はその会場地として提供するといようなことでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 国への補助金というかそういうところに関してなんですけれども、令和4年1月に再生可能エネルギーに関する基本方針と連絡協議会により答申されていた脱炭素先行地域への応募というのは実現がしていないままに月日が流れているのですが、そこら辺については今どんな状況なのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

当然、財源として国のそういった施策事業を活用していくというのは基本的な我々の職務の中で考えていることです。また、GX統括監につきましても、そういったことも含めてお願いしているというところで、その国の地域脱炭素の推進のための交付金、今先行地域という話がございましたけれども、こちらも視野に入れて、どういったことが活用できるのか、どういうふうにやっていけばそれが採択されるのか、それも含めて今研究中であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 先ほど申し上げた答申書には、一刻も早い行動が必要であるため、実行可能な施策からスピード感を持って実行することとあるんですよね。なかなか人材的な部分もあるとは思いますが、スピード感を持っているかという点と残念ながらそのようには感じられません。この答申書というものは前村長のときに答申されたものにはなるんですけれども、丸山村長になってからもこの答申書というものは意識されているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） やれるところからという考え方は、私も同じふうには思っています。

ただその中で、これまで議員の皆様からも今の脱炭素先行地域ですとか、実際のロードマップの作成というところをご意見としていただいております。やはり一定の項目値がないとなかなか実行ができないといようなことも伺ってまいりましたので、今回GX統括監を置いてロードマップの作成というところがこれで実現に至る予定ではあるんですけれども、その間にも、もちろん予算付けということもあります。例えば庁舎の中で言いますとペーパーレス化も一つのことですし、職員が車で通勤しない期間を設けたりですとか、そういった取組はしてきておりますので、それがまさにできることからというところだと思いますので、同時並行で進めてきているという背景があると

いうふうに思います。

また、脱炭素先行地域についてなんですけれども、こちらもやはり取ればそれはありがたいんですが、昨今行なわれたシンポジウムでもお聞きになれたかと思えますけれども、比較的小さいエリアですとか市の中でも場所を限定して行なっているような取組であったりして、その施策が白馬にマッチするかというところはまたちょっと別問題というところにはなってきますので、白馬でやっていく取組として、実際に脱炭素先行地域の中で当てはまるものがあればそれはいいと思えますけれども、それを取るために白馬に本来適していないことをやるというのもちょっと話が違うかなと思いますので、そこはしっかり考えながらやっていきたいと思えますけれども、白馬に適したやり方で取ればそれはいいというふうに私たちも考えておりますので、それについては前向きに白濱統括監にも指示しているところがございますので、引き続きやっていきたいと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） この統括監は任期が短いというところもあるかと思えますけども、専属の担当者を探し始めて結構、記憶する限り1年半くらいかかったかかっているかと思えます。そこら辺の人材の確保ですとか体制というものは、任期がもう終わりますよとなってから新たに誰か探しますというふうになってはまたゴテゴテになってしまうと思うので、そこら辺の、今後どういう課を作るだとか、どういうふうに入材というものを、環境担当の人材というものを考えておられるのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 先ほどの総務課の業務というところとも少し絡んでくるかと思うんですけども、これまでは総務課管轄というところで職員の1人がかなり抱え込んでやっていたところを、今度統括監という方が出来たので、そちらに移行という言い方はちょっと間違っているかもしれませんが、そちらの方に専門的にやっていただくということになりました。

任期はあくまで今回契約上今年度末ですけれども、引き続きこのゼロカーボン施策に関しては必ず人類としては行なっていかななくてはいけないことですので、実際のその有効性というのをこの1年間見て、やはり必要だというふうに途中で感じれば同じ方が分からないですけれども、今後もそういうふうに取り組んでいくためのポストというのは必要になっていくというふうに今判断をするようになっていくのかなというふうに考えております。

今、課という話が出たんですけども、課となった場合にはいわゆるこの議場で課長という存在が出てこないといけなくなりますので、その辺はやはり役場のほうも、今年なんかは特に課長が3人一度に入れ替わったり、5人入れ替わったりとか、なかなか人事のバランスという問題もありますので、そこも含めた上で考えていく必要があるかなというふうに思っておりますので、全体的な組織の状況を見ながら勘案していきたいと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） こちらのゼロカーボン施策に関しては、できるところから行なっていくというところもあるかと思いますが、私もやはりロードマップが必要だ、行動計画が必要だと言ってきておりましたが、やはりこのDXのように目に見えて変わるものではなかったりしますよね。だからこそ、やはり長いスパンでの目標、しっかりとした細かい目標というものが予算をつけていく中で重要になってくるかと思います。それに向けての今のロードマップ作成だと思いますけども、ここら辺のスピード感というところはちょっと残念ながら、先ほども申し上げましたけども、足りない部分がございますので、今後のゼロカーボンのしっかりとした推進体制の構築と、今後につながるロードマップ作成に期待して、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 第7番太谷修助でございます。今回は1問の質問ですが、私は今回を含めて、議員生活の中であと5回しか一般質問をさせてもらう機会がありません。優先順位もあるので、以前から非常に関心を高く持っていた教育問題について質問させていただきます。

小中学校再編、統合の考えは、2023年の長野県の人口の自然増減は1万7,000人の減少で、20年連続の自然減です。2023年の長野県の小中学生の数は、前年度比3,000人減の15万2,000人、この40年間で半減しています。長野県は50年ぶりに200万人を割るところまで来ています。いわゆる子供の人口が減少しているわけで、本村としても例外ではありません。もちろん、移住・定住策も講じているわけですが、目に見えた成果は上がっているとも思えません。子供たちの減少に伴い、浮上しているのが小中学校の存続問題です。南小、北小については、改築の目安の50年を超えています。校舎の建て替え問題は、各自治体の悩みの種です。さりとて、先へ先へと先延ばしすることはできません。財政的に厳しい本村としては、二股浄水場の建て替え、八方池山荘の建て替え、頓挫している図書館建設計画等、難問が山積しています。優先順位は、丸山村長にお任せいたしますが、この学校再編についての議論は、古くもあり新しくもある頭の痛い問題であります。こと、教育に関するデリケートの問題ですので、慎重かつ確実に進めなければなりません。

そこで以下の質問をいたします。

1、北小、南小をそれぞれ建て替えれば、おおよそどのくらいの費用がかかると想定しています

か。

2、仮に10年後とすれば、村内の小学生数、中学生数はどのようになっていると思われますか。

3、多文化共生社会の構築が進めば、10年後の生徒数はどのような増減を想定していますか。

4、県内の自治体でもすでに、小中一貫校や義務教育校に移行しつつある自治体が出始めているようですが、この学園構想のメリットとデメリットをお聞かせください。

5、将来の白馬村維持のために、学識経験者だけでなく、広く村民と対応を重ね、都市部と遜色のない教育環境を築く手立てと講じる考えはありますか。

以上、5点について質問いたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 太谷議員からは、小中学校再編、統合の考え方はということで、5項目の質問をいただきましたので、順次ご答弁いたしますが、4点目、5点目のご質問については、教育行政に関するご質問でありますので、教育長から答弁をいたします。

最初に、北小、南小をそれぞれ立て替えれば、おおよそのぐらゐの費用か、とのご質問ですが、白馬北小学校の北校舎は1971年建築、白馬南小学校の南校舎が1972年建築ということで、いずれも建て替えの対象となってまいります。教育委員会の白馬村立小中学校長寿命化計画では、それぞれの場所に同規模で建築した場合、合算した本体工事費で約27億円と想定していると聞いておりますが、計画策定時からの建築費上昇分は加味せず、また、詳細な設計をしているわけではなく、あくまでも一般的なケースから想定した事業費のイメージとしてご理解いただければと思います。

次に2点目の人口推計についてですが、教育委員会では、経済産業省の地域経済分析システム（RESAS）のデータを基に、令和17年まで小学生の人口推計を行なっています。その推計によると、令和17年には白馬南小で81人、白馬北小で203人の児童を見込んでいます。令和5年度と比較すると、南小で21人減、北小で70人減、両校合わせて91人の減で、総児童数は284人です。また、中学生は令和17年度に157人、令和5年度と比較すると72人の減であると聞いております。

次に、3点目の多文化共生社会の構築が進めば、どのぐらゐの増減を想定しているかのご質問ですが、白馬村独自の多文化共生社会推進などの社会要因による増減は想定しておりません。しかし、RESASは総務省の国勢調査と国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口から推計を行なっています。したがって、ご質問の多文化共生社会の構築が進んだ後の推計とは、外国籍の児童生徒を含めた推計のことであると理解します。国勢調査には外国籍の方も含まれますので、そういった点では考慮したと言えるものと考えます。

また、日本の地域別将来推計人口は、生残率や移動率を加味した推計となっています。転入数と転出数に分けて推計した移動率が入っており、こちらも外国籍の方の転出入も加味されていると考

えます。しかし、これらはいくまで全国的な移動率の仮定値を用いており、最初に答弁したとおり、白馬村独自の動きを加味した推計とはなっておりませんので、白馬村が他自治体に比べ外国籍の方の増加が多いことなどを考えると、全国的な推率とは異なってくる可能性があります。

私からの答弁は以上といたします。

議長（太田伸子君） 横川教育長。

教育長（横川秀明君） 最初に、4点目の県内自治体における小中一貫校、2016年から法改正によりまして義務教育学校と言われておりますが、この学園構想についてのご質問につきましては、教育行政の観点から私のほうでお答えします。

県内には公立の義務教育学校が幾つか設置されております。2014年、平成24年4月に上水内郡信濃町の古間、柏原、古海、野尻湖、富士里の5小学校と信濃中学校が統合し、県下初の施設一体型の小中一貫信濃小中学校が開校いたしました。教育基本法が明確にしたことで、小学校、中学校で教育に携わる先生方に、日々の教育活動に対する問いとその問いに向き合うための指導の方向性が明示されました。

指導の方法として、小学校、中学校が協力し、9年間の系統性や連続性に配慮した教育を実施するために、義務教育学校が制度化されました。9年間にわたる義務教育の下に、小学校、中学校の区切りがないため、小中一貫校でとられている6・3制度に縛られる必要がありません。

一般的には、前期課程と後期課程、小学校の内容を1年生から6年生、後期課程として中学校の内容を7年生から9年生としていますが、柔軟に学年制を変更することができ、先を見据えた教育課程の編成が可能になります。大北地区におきましては、大町市立美麻小中学校、八坂小中学校の2校があります。ちなみに、八坂小中学校では、旧校舎を使って1年生から5年生と6年生から9年生までに分かれ、校舎分離型で授業をしております。

メリットとしては、9年間の一貫教育で小中の環境の変化が少なく、俗に言います中一ギャップがないため、不登校やいじめが少なくなると言われております。また、9年間の異学年、異なる学年の交流がスムーズになり、児童生徒の情報が共有しやすく、生徒指導にも生かされています。新しい教育課程におきましては、教育内容の質や量の向上が求められ、小学校の先生方は全ての教科を担当するため負担が多く、中学校の専科の先生方に指導していただくことによる負担軽減が図られるという利点があると思います。

デメリットとしましては、9年間、人間関係が固定化しているため、卒業後のコミュニケーション作りが難しくなり、新たな人間関係作りに馴染めなくなる例があります。学年数と学級数が多くなりますと、一人一人の児童生徒に目が行き届かず、支援体制の強化が必要になります。小中合同の行事では、低学年の児童には自主性が少なくなり、先生方の負担が多くなります。

また、先生方は前期・後期課程に関係なく指導をするため、小中両方の教員免許状が基本的には必要になります。現在のところ、小規模の小中学校が義務教育学校として設置されているところが

多く、今後、児童生徒の様子がどのように変わっていくのか注目されております。

次に、5点目の教育環境についてのご質問にお答えします。

現在、村内の小中学校は地域の特性を生かした子供たちが生き生きとして活動している姿が見られます。昨年9月に公表しました学校の在り方検討委員会のアンケートの結果では、学級の人数や教育方針について教職員と保護者、村民では意見が分かれておりました。現場で児童生徒を指導する教員は、教員一人が一人一人に目が届くきめ細かい指導をするための現実的な人数として、小人数規模の回答が多かったですが、保護者や村民は現在の標準である35人学級が小人数のイメージであり、ある程度の人数は必要と回答しているため、意見が分かれたものと思われま

す。現在、国では小学校は35人学級が標準となっており、今後少子化が進むにつれ30人学級など、さらに小人数編成が進むことが予想されています。また、小人数を生かした教育についても、きめ細かな指導をメリットと挙げる教職員が多かったのに対し、保護者、村民は独自の教育課程を望む声が多い結果でありました。村民等は、小規模であることをさらに強みとして、他の学校ではできない魅力的な教育活動を求めていると思います。

今年度の全国学力学習状況調査の結果を見ますと、小学校、中学校とも全国平均や都市部の生徒に比べて極端に劣っていることはありませんでした。教育委員会としても、子育ての充実のために、多くの意見を聞きながら教育行政を進めております。委員会のメンバーには、学識経験者だけでなく子育て世代の保護者、課外活動に関わっている指導者、また民間企業で職業教育に携わっていた方など、他方面からご意見も伺っております。学校教育のみならず、社会教育や生涯学習においても、地域住民の願いを聞きながら教育環境の充実に努めてきております。都市部とも遜色のない教育環境を築くために、義務教育だけではなく高等教育の必要性も感じ、白馬高校との中高連携や、信州大学との連携協定に基づく小学校における防災教育を確立してきました。

ただ、通学範囲の高等教育学校は限られ、選択肢が少なく、その充実を簡単に実施することはできません。白馬村の将来を担う生徒が村外に進学しても、いずれ白馬に帰ってきて村の産業に貢献できる受皿の必要性を感じております。そのために、地域の教育機能を活用した安心・安全な教育環境と、地域に根差した歴史文化の素材を活用した教材を作成していきたいと考えております。

今後、村内の小中学校における児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応していきながら、将来にわたって質の高い教育を維持するために教育振興基本計画を考えていきたいと思

います。

以上、太谷議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 教育長の大変真面目な生き方が今の答弁の中に現れていて、大変感銘いたしました。ありがとうございました。

それでは順次追って再質問させていただきます。

北小、南小の建て替えをすればどのくらいの費用がかかるかということで、今、村長のほうから

27億円というような数字が出てきたんですけども、なぜ私がこの質問をさせていただいたかと言いますと、やはり全国的に人口が減少している、先進国は大体そうですけども、間違いなく人口が減少している中で、今、教育長がお話しされたように、地域に対する思いというのが非常に強い地域だというふうに私は思っております、この大北地域は、特に長野県は、教育県長野なんて言われて、聞いたことない方でも多いかもしれませんけれども、非常に教育が熱心なエリアでして、本当にこの辺りで、米粒一つでも南へ転んで、この寒いところから南の暖かいほうへ転んで立身出世をなささいという教えを、私ども小さいところから受けてきているものですから、本当に教育に関しては関心を持っている方が多い地域だというふうに私は思っています。

ですので、どんどん人口が減って行って、この学校地域を維持させるのに、どうしても人数が減ってくれば、統合という、あるいは再編ということを考えていかなきゃいけない問題に直面するのではないかと。ましてお金のかかることですから、それを財政的に非常に厳しい本村としてやっていければいいけれど、なかなか難しいと。そこでどういう考え方がベターかというところで、今こういう質問をさせていただいて、ご答弁いただいたわけなんですけれども、今、教育長のほうからありました数字の中に、去年、答申された学校の在り方検討委員会のほうからのものをちょっと見させていただきましたら、2校継続と1校統合の比較概要というのが出ているんですけども、令和9年度の各校の状況ということで推定されたものが出ていまして、白馬北小では、学校に複数の学級がある規模で、1年と5年生が単級にはなるけれども、存続というような形になっていると思います。少なくとも、県が示している学年で20人程度の確保ができることが望ましいという中では、一応、北小は学級平均で22人、それから南小については、複式学級にはならない規模であるということですけども、県が言う少なくとも学年で20人程度を確保できることが望ましいという部分でいけば、学年平均で14人と。それで、白馬中学校につきましては、生徒が188人程度で、9学級、6単式のクラスと、それから特別支援の3クラスが入って9学級ということで、教員配当基準配置数が16人、これは校長先生と教頭先生も含めて16人で、非常にギリギリということで、この中には、全ての学科の教員がそろえられる規模としては、全教科免許確保は困難が伴うかという疑問符がついているんですね。それで、生徒の関心に応じたクラブ、部活動の開設ができる規模としては、現状の今6クラブがあるんですが、それは維持、何とかできるだろうということになっています。

ここで問題になるのは、学校の規模が縮小していくことによって、学校の先生の人数が県のほうからの割当てで減らされてくると、教職員の数が減ることによる教育の質の低下ということがちょっと心配されるんですね。どこも各市町村もそういうことを心配されて、一貫校だとか義務教育校に移行するということになっているんだというふうに思います。

そこで一つ伺いたいんですけども、この検討委員会のあり方が、答申ですか、されているんですが、その後の進捗状況についてはどんな考えを持ちか、ちょっとお答えいただければ。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 太谷議員のただいまの質問についてお答えします。

統合あるいは廃校というのはですね、地域にある学校は文化の拠点だと思います。地域にとってそれだけ義務教育の学校は大切にされている現状がございます。ですから簡単に一緒になるとかということは地域としても考えられないというのが教育委員会としても十分承知した上でですね、今回のアンケート結果につきましてはですね、令和4年度にして5年度にまとめるような方向でしてまいりました。

教育委員会、定例の教育委員会は当然ですけれども、関わった先生方にその様子の分析等もしていただいたわけなんですけれども、5年先10年先をどう見るかという村民の意見をですね、一般的に聞いた上でですね、今後の教育行政の一つの目安にする、そんな考えで委員会で検討させてもらいました。

ご指摘のようにその地域性のメリット、デメリットにつきまして、あるいは先生方の配置ですね、人数定員についてのメリット、デメリットもあります、当然。中高一貫で先ほどお話しした専門性を生かした教育を小学校にもつなげることができるとか、あるいはですね、人数が多くなることによって子供たち一人一人に目が行き届かなくなるというデメリット、そういった教育現場におけるメリット、デメリットも見据えた上でですね、5年先10年先を考えていかなければいけないというのが教育委員会の考え方でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） メリット、デメリットを考えますと確かにそのとおりで、今、教育長のおっしゃったことだというふうに私も思います。この学校の在り方検討委員会の中でも非常に、学識経験者の方を含めたご夫婦の方々のご意見の中には、本当に地域を愛しているなという、自分の生まれ育った子供を育てているその地域に対する愛着、やっぱり教育というのは精神文化の原点ですので、そういう意味では本当に自分の生まれ育ったところでの学校が存続するということが大切で、そこに生まれ育った人たちが脈々と続いてきたものを守っていこうという姿勢があるのが、私は本当に大事なことだというふうに思っております。

ですけれども、これが確実に人口がどんどん減って、子供の数が減っていくと、どうしても再編とか統合ということも避けて取れない選択肢の一つではないかなというふうに危惧はしております。今、教育長がお話しされた中にも、長野県にも、そういう一貫校をしたところが5校あるというお話がありまして、信濃町に大町、それから根羽村、塩尻ということで、5校の義務教育学校があるんですけれども、やっぱりそこの人たちにもそれぞれの地域の特性があって、やむにやまれずこういう選択肢をしたんだというふうに私は思っております。

確かに、先ほど教育長がお話しされたように、大人数でのメリット、デメリット、それから小人数でのメリット、デメリット、いろいろあると思うんですけれども、そういう中で、6・3制とい

う制度の小学校と中学校を合体させて、6・3制がそのまま継続していくという義務教育校のやり方もありますし、まったく先ほどの6・3を4・3・2に分けたり5・4にしたりというようなことで、体力的なものや学力的なものを1回まとめた中から、前期・中期・後期に分かれたり、前期・後期に分かれたりとか、いろいろな教育システムがあって、それぞれの自治体では文科省のあれに従っていろいろ模索されていることだというふうに思っています。

この白馬村のことは、先ほど村長がご答弁していただきましたように、その昭和40年代くらいにどこどこ出来上がったものが、もう改築年数の50年をクリアしていて、教育施設の長寿命化計画というのも採用されてやっているといると思うんですけども、そこで一つお聞きしたいのですが、今再編とかいろいろなことが出来ないなら、例えば今の学校そのまま維持、継続させるための長寿命化計画というのは、今どのような状況で進んでいるかお答えいただければ。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 長寿命化計画につきましては、50年対応のものを15年程度、10年から15年程度伸ばそうということで、計画的に床ですとか、躯体の修繕を行なっていくということでやっております。その耐用年数のメリットから見ると、丸山勇太郎議員の一般質問のときでもお話ししたんですけども、もう9年10年が限度だよというところであります。

その中では起債等の事業を行ないながらということなんですけれども、今答弁の中で数字が先走ってはいけないものですから、再度申し上げますけれども、27億円というものは、それぞれの場所に今ある建物と同じものをもう一度建て直した場合の本体工事費のみということで27億円ということですので、その数字ちょっと先走らないような感じでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 村長の答弁と同じ形で3か所同じように建てた場合のケースだというふうに考えているんですけども、答弁も今教育長のお話しされたことだというふうに思っています。これを例えばシミュレーションですけれども、一つの、例えば中学校のところ北小と南小を持ってきて併設させるというような、もしシミュレーションができたなら、大体どのくらいの金額になるかというようなことはご答弁いただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 面積的な要件があるので簡単には答えられないところなんですけれども、ただ校舎のみ建てるということであれば用地的にはあるんですが、問題は付属施設、プールをどうしようか、体育館をどうしようかというところまで検討していくと莫大な費用がかかるかなというふうに思います。白馬中学校が建設された当時は18億円くらいあれがかかっております。そこからもう既に何十年もたっているところなものですから、校舎だけでもそれだけかかって、さ

らに体育館、プールということになると、今お答えはできませんけれどもかなり莫大な費用になると思われまます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 例えば、小中一貫学校に伴う小中学校の施設も一体型校舎の整備なんかについて、文科省のほうでも数字が出ているんですけども、例えば中学校のところに小学校を2つ持ってきて、中学校を活用しながら、そこに古くてどうにもならないものなら壊して、ある程度再整備をするというようなことだと、3分の1の補助金ですか、こういったものが出るというような形で、幾つかのスタイルがあるんですけども、そういうことのシミュレーションはまだ考えたことはありませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 先ほどの27億円のところで補助金の算出はしております。特に注意していただきたいところなんですけれども、文部科学省の補助金については3分の1という率は出ますけれども、ただ補助基準単価ですとか補助面積について規定されておりますので、事業費の3分の1が必ず来るわけではないというところでありまます。ここら辺のところは、給食センター建築のときに、随分費用が膨らんだけれども国庫補助が増えないじゃないかというようなお叱りもいただいたところなんですけれども、文科省の補助金はそういうからくりがあつて、必ず3分の1ではないというところで、一般財源はかなりかかるというようなご理解をいただければと思ひます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうですね、一概に概算でとか、なかなか難しいことを私もちよつと質問して、あれだと思ふんですけども、いずれにしても、学校が人口減少によって子供たちの数が減っていくということに対しての対応は、行政を含めて村民の皆さんたち非常に危惧されていることで、手当をしていかなきゃいけないという前提で、物は考えていかないといけないと思ひますので、この学校の再編ということは村民の人たちも含めて、学識経験者だけでなく、村民の人たちのそれぞれの思いというのも大事にしながら議論を進めていくことが大事ではないかなというふうには考えています。

それで、そういう中で、マイナスの話ばかりじゃなくて、例えば多文化共生で社会の構築ということで、外国籍の方たちも最近非常に村の中に見えていますし、その方たちのお子さんたちも学校の入学や卒業のところに参加させていただきますと、お見えになりますので、こういう方たちが日本の文化を理解しながら、ここで根を下ろして進んでいきいってもらえればいいかなというふうには思っていますので、今このインバウンドで非常に村の中は賑わっているんですけども、その人たちの中で、あるいはその人たちの従業員の中で、この白馬村というところに根を下ろして住んでみたいと思う人たちが1人でも2人でも出てきて、お子さんたちが学校で育ていただければ非

常にいいなというふうには思っているんですが、その多文化共生の中で、今現在、昨日の村長の招集挨拶メモの中にはありましたけれども、11月からこの1月にかけて約1,000組以上の登録があったと。この方たちは、あらかじめこうまたUターンで帰っていくんだとは思うんですけども、そういう中でもこの白馬村に住んでみたいねというような情報として、何か行政側のほうにもそんなようなお話があるかどうかお答えいただければありがたいと思いますけども。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川秀明君） 両小学校におきましても、外国籍の児童生徒が増えつつある現状でございます。行政としましては、村の方針として、多様な人材、多様な子供たちを受け入れる体制のために、日本語教室の先生を県から週3日ぐらい、村費の職員で、子供たちに対応できる職員を採用したり、あるいは来年度からボランティアで英語がしゃべれるような方に通訳も兼ねまして、子供たちの世話をさせていただくような支援をさせていただくような職員を考えております。

それから、先ほど来、アンケート結果の小学校の統合については、私もデータを見ますと、かなり多くの村民から回答を得てまして、行政がする調査の中では、かなり正確な村民の意見が反映されているアンケート結果だと考えております。議員がおっしゃるように、少子化が進む状況においてやむを得ない統合という意見もございましたが、現在の学校に満足している村民がたくさんおります。そういう中で、多様な、例えば通学方法とか、少人数を生かした魅力的な教育方針についても、村民も期待をしているという、そういう思いで、教育委員会としては考えているような現状でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 私も現状がこのまんまずっと、未来永劫とは言いませんけれども、ずっと続いていってくれたら本当にうれしいなと個人的には思うんですが、残念なことに、どうもそういう風になっていかない現実がひたひたと近づいてきているような気がするんですが、私があと生きている10年かそこらの間に、特別変化するということはないのかもしれないかもしれませんが、あの時にこうしてはよかったなとか、あの時に先手を打っておいたらよかったなというようなことのないような教育体制をとっていただければいいかなと思います。

それで今ちょっとインバウンドの外国の方のお話が出たので、ちょっとついでお話させていただきますと、私の友達がいるニセコの倶知安町の、ちょっとお話をさせていただきますと、やっぱりお話聞いてみますと、日本人たちがどんどんどんどん減って行って、日本人探すのは難しいくらいだということから、子供たちの数も減っているんですね。外国の方たちは学校に行くから、その人たちは増えるんだろうけど、全体の中で日本の子供たちが減っているという現実があって、この白馬村も間違いなく、今、ニセコ圏の倶知安町やニセコ町や欄越町でしたか、ニセコ圏の中でいろいろな変化が起きているのが、ちょっとまさにこの今、白馬がその状態に移行しているんだというふうに指摘をされまして、ちょっと不安を持っているのが、今の状態で私はちょっと危惧をしてい

るんですけども、そういうことにならないような手立てを、ぜひ村のほうも対策として講じながら、きちんとした学校教育を継続させるということについて、真剣に考えていただければいいというふうに思います。

今日の私の質問は、非常に難しい、お金のかかることですので、金額もそれから数字も、推測でしか言えないことをお聞きしましたので、ちょっと村長にも教育長にもご迷惑おかけしたと思えますけれども、いずれにしてもみんな真剣にこの村の存続というものを考えていただきたために、私は一般質問としてこの問題をぜひ取り上げたいなということでやりましたので、ぜひそのあたりはご理解いただいて、今後に生かしていきたいと思えます。

最後に村長にちょっとお聞きしますけれども、この村は将来に向かってどうでしょう。展望は開けますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） もちろんそうなるようにしていきたいと思って私もこの立場におりますし、先ほどニセコ等の話も出ましたけれども、ちょっとまたニセコの中でも、倶知安町とニセコ町は状況が違うかなというふうに私は思っておりますが、外国籍の方が増えて、日本の国籍の方がそのせいで減っているという理解になるのか、そもそもそうじゃなくても人口減少とともに減っていつているのかというところはちょっと理解が私もできなかつたところではありますけれども、白馬村としましては、外国籍、日本籍というような分け方ではなくて、この地域でぜひ住んで暮らしていきたいという人たちを積極的に迎え入れて、また現在住んでいる方もそうですけれども、多文化行政条例というところがありますが、皆さんののびのびと豊かにずっと暮らしていきたいというふうに思える地域づくりをしていきたいと思えますので、そういったビジョンのもとにやれば、人口ももちろん将来的にはどうしても減る部分はあるかもしれませんが、他の地域に比べてそれが少し鈍化したりですとか、また場合によっては増えていくということもあるというふうに思えますので、ぜひそうなるように努力していきたいと思えますし、もし減っていった場合でもそれに見合った状態で住民の皆さんがちゃんと幸せを感じて生きていける地域にしていきたいと思えますので、未来はあるというふうに思っておりますので、ぜひ引き続きご協力をよろしくお願いします。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 村長、ありがとうございます。今のお言葉を聞きまして、本当にいいリーダーを私たちは選んだなというふうに思います。丸山村政がこのままずっと続いていくことを期待をしておりますし、この地域が本当に住んでよかったなという人たちがたくさん来て、移住・定住も増えて、それでこの村がまた新しい生き方ができれば、それが最高だというふうに思っています。私もここの一村民として、これからも丸山村政には協力していきたいと思えますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番増井春美議員の一般質問を許します。第2番増井春美議員。

第2番（増井春美君） 第2番増井春美です。まず最初に、このたび能登半島地震の犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。1日も早い復興をお祈りしております。

それでは、通告に従い、最悪のシナリオを想定した震災対策について質問させていただきます。

最大震度7を観測した能登半島地震は、発生から2か月が経ちました。激しい揺れによる土砂崩れなどで多くの集落が孤立し、断水や停電からの復旧にも時間を要するなどの課題が浮かんでいきます。この地震により多くの家屋が倒壊し、尊い人命が失われ、想定外の「起きてはならない最悪の事態」となりました。

本村においては、最大震度5強の揺れによる神城断層地震が発生し、大きな被害を受けて今年で10年目になります。当時の記憶が薄れていくなか、改めて、震災対策を考える節目の年ではないかと考えます。

震災対策については、国が指摘している地震確率が何%というよりは、地震はいつあるか分からない。あれをやっておけばよかった。というようなことがないように、最善の備えと努力をしておくことが大切です。

建物だったら、できるだけ耐震化を進める。いざ地震が来たときにどうやって逃げるか。どこに逃げるか。指定された避難所は誰が管理し運営するか。備蓄品は大丈夫かなど、いろいろな地震があるので、過去の教訓をもとにして見直しを繰り返していくことが大切です。

計画を立てました。マニュアルを作りました。それだけでは住民の防災意識は高まっていきません。それぞれが自助・共助・公助の役割を認識して、最悪の震災を想定した対策を立てておくべきです。

そこで、以下の質問をいたします。

- 1、県は住宅耐震化の補助金の拡充など積極的な姿勢だが、村はどうか。
- 2、一般避難所、福祉避難所の受け入れ体制の見直しはしているか。
- 3、村民を対象にした避難所運営訓練などは実施しているか。
- 4、震災発生時の資機材などレンタル協定・締結内容はどのようなものか。
- 5、自主防災組織の訓練や研修会などの連携強化はどうされたか。
- 6、防災士を増やすための周知はどのように実施されたか。

以上、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 増井議員からは、最悪のシナリオを想定した震災対策について6項目の御質問をいただきましたので、順次ご答弁いたします。

最初に、住宅耐震化施策に対する村の姿勢についての御質問にお答えします。

議員ご指摘の、長野県の住宅耐震化補助金の拡充につきましては、報道にもありますとおり、過日発生した能登半島地震を踏まえ、独自に長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金交付要綱を策定し、これまでの補助上限額を100万円から150万円に増額し、県内における木造住宅所有者の耐震改修に関わる費用負担を軽減することによって、耐震化を加速させることを目的に令和6年度から実施されるところであります。

本村におきましては、国の住宅建築物安全ストック形成事業と、長野県の住宅建築物耐震改修総合支援事業を活用した、住まいの安全倒壊防止対策事業補助金として、100万円を上限とした補助制度を設けておりますが、来年度は補助率を増減する予定はございません。

国の制度との関係で使いにくい事業とご指摘もいただいておりますが、今回の能登半島地震での甚大な被害を目の当たりにしますと、木造住宅の耐震化は喫緊の課題であると感じておりますので、第3期白馬村耐震改修促進計画に基づき、今後も計画的に建築物の耐震化を促進してまいりたいと考えております。

また、古い建物を除却し新築する場合には、国または長野県が実施する補助事業を活用し、ゼロエネ住宅の新築または住宅の省エネ改修を実施することとする、信州ゼロエネ住宅普及支援事業補助金を活用した新たな視点からの住宅改修施策にシフトしていきたいという考えは、昨年3月の増井議員の一般質問にお答えしましたとおりであります。

次に、2点目の、一般避難所、福祉避難所の受け入れ体制の見直しについての御質問ですが、あくまでも村民のみに限ってお答えさせていただきますと、まず、現在の白馬村の一時避難所につきましては、糸魚川静岡構造線を震源とする最大震度7の地震を想定し、そこから想定される避難者を全て受け入れることが可能な計画になっておりますので、現段階で見直す予定はありません。

次に、福祉避難所についてですが、地域防災計画では、拠点的な福祉避難所として「白馬村サービスセンター岳の湯」を確保することとし、災害の状況により、「特別養護老人ホーム白嶺」と「介護老人保健施設白馬メディア」を確保するよう努めるものとしております。

福祉避難所の確保につきましては、福祉担当者会議等で検討を重ねてまいりましたが、協定の締結にまでは至っておりません。白嶺と白馬メディアについては、土砂災害警戒区域に指定されていることが大きな要因となっており、本村にとって、福祉避難所としての確保は非常に難しい状況にあります。また、社会福祉施設の福祉避難所としての利用は、施設の数が少ないこと、通常業務に支障が生じないような場所の確保や、生活相談員等の人員確保も大きな課題です。しかしながら、

災害の状況によっては活用できる場合もございますので、できるだけ多くの福祉避難所候補を確保するための拾い出し作業と交渉を進め、村内の高齢者施設や障害者施設等との協定締結を目指したいと思います。

全村的な大規模災害が起こったと想定すると、要配慮者全員を福祉避難所で受け入れることはできませんので、並行して一時指定避難所内において福祉避難スペースを設けていくためのバリアフリー化や、すでにバリアフリー化されている一般指定避難所の福祉避難所への移行など、総合的な検討を進めてまいります。

次に、3点目の、村民を対象とした避難所運営訓練の実施の有無であります。避難所の運営につきましては、避難所の開設から初期及び運営体制構築期、避難所運営委員会による運営といった段階がございます。現在のところ、避難所開設訓練につきましては、隔年で実施しております地震総合防災訓練の中で、多くの村民の皆様にご参加いただきながら実施しているところでございますが、避難された皆様が運営主体となる段階を想定した避難所運営訓練につきましては、村が主体となって実施しているものはございません。しかしながら、昨今頻発する大規模自然災害の状況などを鑑みますと、地域の避難所の重要性は増しているところでございまして、住民が主体となって避難所を運営するための訓練の必要性は十分認識しております。そのため、令和6年度に開催予定の地震総合防災訓練においては、避難所開設訓練と併せて住民が主体となる避難所の運営訓練を同時に実施できないか検討を進めたいと考えているほか、そのほかにも、多くの村民の皆様にご参加いただき、避難所運営について訓練や運営への参加の周知ができる機会を持ってないか、関係機関とも協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の災害発生時の資機材などのレンタル協定の締結の状況についてお答えします。

白馬村単独では、資機材のレンタルに関する協定は締結しておりませんが、長野県が日本建設機械レンタル協会長野県支部と協定を締結しており、災害時には県を通じて資機材のレンタルを要請することになるかと思います。具体的には、地震や風水害、そのほか武力攻撃事態などの災害緊急時に、発電機、水中ポンプ、灯光器、仮設トイレ、ストーブ、テレビなどのレンタルが可能であります。

なお、レンタルではございませんが本村は、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時の物資協定について協定を締結しております。これらは、作業用資材について災害時に村が指定し、コメリ災害対策センターが用意可能なものを供給いただく内容となっております。また、この1月末には、レンゴー株式会社及びJパックス株式会社と、災害発生時におけるダンボールベッドの供給に関して協定を締結したところであります。

次に、5点目の、自主防災組織との訓練や、研修会を通じた連携強化の取組についてお答えします。

まず、自主防災組織と村が連携した訓練は、先ほども申しあげました地震総合防災訓練へ、自主

防災組織の皆様にご参加いただくことにより実施しており、こちらは今後も継続してまいりたいと考えております。また、自主防災組織独自の訓練・研修会への協力といたしまして、区長会議等でもご説明しているところがございますが、長野県政出前講座による地域防災講座や、北アルプス広域消防職員による訓練指導などの活用をご紹介しており、こちらは各組織の実情や都合に合わせて柔軟に実施することが可能なことから、防災に対する住民意識や地域防災力の向上に大変有効であると考えております。

ちなみに、令和5年度については直接、北アルプス広域消防北部署に講師を依頼した地区はあったようですが、残念ながら村を通じての実施希望はございませんでした。

今後も引き続き、事業の活用が図れるよう、防災組織等への周知を推進してまいりたいと考えております。

最後に6点目の、防災士を増やすための周知の状況についてお答えします。

防災士は民間の防災リーダーとして、平時は防災の啓発に、災害時には避難・救助活動や避難所の運営などに住民の先頭に立って活躍されることが期待されており、年々その重要性が増しているところであります。白馬村としましても、松本大学で開催されました防災士養成研修講座につきまして、行政公式ホームページに広報記事を掲載するなどして、村民の皆様には防災士に関する周知・啓発を進めてまいりました。

近年の頻発する自然災害の対応については、地域住民が主体となり、地域の防災力を高めることが期待されている報道が見受けられることから、村といたしましても、多くの村民に防災士について知っていただき、興味を持っていただくことが必要であると考えておりますので、今後とも広報紙などを通じた周知・啓発を継続して進めてまいりますとともに、村民が養成講座等を受講しやすい環境づくりについて検討を進めていきたいと考えております。

以上、増井議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、質問をさせていただきます。本村の令和7年度の目標耐震化率は92%というふうにお聞きしております。現在の耐震化率をお伺いいたします。また、この中に空き家等は含まれているかどうか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

本村の耐震改修促進計画第3期でございますけれども、今、増井議員おっしゃいますとおり、令和7年度におけます耐震化率の目標を92%というように定めております。この計画を策定した令和3年の耐震化率につきましては、固定資産の課税台帳から数字を持ってきております実数でして、81.1%ということでございました。従いまして、固定資産の課税台帳から持ってきておりますので、空き家もここには含まれております。同様の方法で、今最新と言いますのが令和6年1月

1日、これも同様に固定資産の課税台帳から持ってきた数値ですと、83.2%に上昇しております。これにつきましては、昭和55年以前に建築された建物が建替え、あるいは除却によってだんだん減っていく一方で、近年、新築の建物が非常に多くなっております。そうしたことで、建築物全体の耐震化率が向上しているというふうに理解をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 今、答弁いただきました、現在の耐震化率は83.2%、1月1日現在ということでよろしいですか。これは空き家も含むということです。この質問は、昨年も私この3月議会です。そのときのお話ですけども、耐震化率推定値は昨年の現在で82.4%ぐらいじゃないかというような答弁をいただいております。そのときに、令和7年度の目標値だと、あと358棟の耐震化が必要になるという答弁をいただきました。現実的には大変難しいと。また、所有者にとっては使いづらい事業というのが実用です。というようなことでした。では、現在のアクションプログラムの事業の取組状況をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） ご答弁します。

今、アクションプログラムというお話がございましたけれども、こちらにつきましては村のホームページにも掲載しております、この耐震化率を促進するための計画、実際的手法等が具体的に載っているものでございます。先ほど83.2に上がったと言いましたけれども、実際に耐震化が進んで、数字が上がっているということではなくて、自然に古い建物がなくなって新しい建物が増えているという結果の数字上のことでございます。

正直なところ、このアクションプログラム、かなり具体的に載っているんですけども、これに沿った啓発・取組については若干不足しているなというところが正直なところなんです。しかしながら、能登半島地震、あるいは最近では千葉県の方沖地震、こういったことによりまして、住宅の耐震化につきましては村民の皆様も十分今、その辺を感じているところでありますので、この機にまた改めてこの具体的なプログラムを啓発、理解していただくような取組、これをしていかなければならないと。また、長野県でも同様のプログラムを作っておりますので、県とも連携をしまして普及・啓発、これには取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） この昨年、アクションプランということで答弁いただきました。この内容なんですけれども、かなり具体的な内容の取組が書かれておまして、一例を挙げますと、この取組内容、これは重点的に個別訪問、集落懇談会の開催とか、改修事業者への技術向上を図る取組、これを年1回以上行なうこと、また、県と連絡をしてこの活動に取り組むなどの計画が具体的に、

詳細に計画されております。これは、実際やられているのかなというのは、私の感覚ではなかなかやっぱり進んでいないんじゃないかというふうに感じております。実際、やられているのはどういうところでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 答弁いたします。

実際、議員もおっしゃいますとおり、担当がそれぞれの耐震化されていない、55年以前の建物のお家に出向いてお話をするというところまで、このプログラムは謳っているんですけども、正直なところ、これにはしておりません。では、どういった啓発をしているかといいますと、これは当たり前なことといえば当たり前なんですけれども、相談があったときにこの制度の趣旨、こういったもので補助ができるよ。また、耐震診断が終わった後にはこういった流れで補助がいただけるよ。というような説明。あるいは、建設課のほうでは同様な住宅施策もやっておりますので、併せてそちらのほうの紹介等に今は留まっていると、そういう段階でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 具体的には人の問題もあるし、なかなか進んでいないということだと思います。しかし今回、能登半島地震があった影響で、問合せとか、そういう相談も結構あるんじゃないかというふうに考えております。

それで、次の質問ですけれども、震災に備えてこの耐震化助成金事業の周知を進められておりますけれども、また新たな形で信州健康ゼロエネ住宅助成金についても進めるということですが、どのような周知の方法を取られるか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、住宅の施策ということに対しては一緒ですので、例えば耐震化のほうで総務課に相談があった際には、耐震補強に関する部分は総務課の担当のほうから詳しくさせていただきまして、建替えということになれば、ゼロエネ住宅事業、こういったことのほうがメリットがありますので、総務課と建設課お互いに連携して、建設課に逆の相談が来た場合には、総務課のほうへも相談してもらったり、そういった連携が必要だと思います。

具体的にどういった周知かと言いますと、総務課も建設課もそれぞれ今の時点ではホームページ、あるいは広報、こういったところの啓発で今留まっているというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、私もこの耐震改修を進めるに当たりましていろいろ調べておるんですけれども、実際のところ高齢化ということもありまして、お金もそれだけかけていいのかわからないので、なかなか進んでいかないというふうには理解しております。であっても、これは耐震化

というのは人の命に関わることで進めていかなきゃいけないということは、先ほど課長も答弁されました。それで、いろいろ調べてみますと、まず耐震化だけということを中心にするならば、これは長野県建築会の会長さんが言われているんですが、箱型の個室のシェルター方式、要は建物を囲う形ですね。いつも生活されている、主に生活される場所を箱型で囲むと、命だけは何とか助かるというようなことも奨励されていました。地元の建築士会の方に聞くと、なかなか生活しづらいよというのもお聞きしているんですけども、そんなことも1つの方法としてはあると。それと、これは高知県の黒潮町ですか。耐震化の実績、ここは高齢化が進んでいて50%のところを57%に耐震化率を上げた。これはやっぱり集落支援員等を雇用して、それぞれの個別訪問とかやらないとやはりこれはなかなか進んでいかないというふうに思います。そういうことで、地元の業者さんと低コストでこの耐震化率を上げられないかというようなことで協議されて、非常に実績が上がっているという例もございますので、なかなか進まないというのは十分理解しておりますけれども、そういうことも地元の業者さんと相談しながら、ぜひこれを機会に進めていっていただきたいと思われまます。

それでは、次の質問にいたします。避難所の関係です。指定避難所に必要な空間というのは、今盛んに見直しをされておりますけれども、1人当たり3.3平米、畳2畳ぐらいと言われております。例えばこのお隣の多目的集会施設は500平米というふうにありましたけれども、防災マップ等によりますと300名の収容とされています。これは1.67ぐらいの平米数で畳1畳分ということになりますけれども、いわゆる、能登半島であちこちで見るとおり、雑魚寝の状態を設定されているということもございます。この中には、先ほど村長の答弁をいただきましたけれども、要配慮者の方、高齢者の方、障がいのある方もおられるわけです。この中で、この後にまた福祉避難所の話をしますが、この中で納めようとする、感染症の心配ももちろんマニュアルで作られていると思うんですけども、長く続くと災害関連死というのは、これは心配されているところです。全国的に収容人数の見直しもされていますが、この辺の収容人数、防災マップに書かれている収容人数の見直しというのが検討されているかどうか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、避難所の空間については、増井議員3.3平米ということで、数字のほうを示されましたが、長野県の避難所運営マニュアル策定指針というものにおいては、県では市町村の指定避難所の受入れ基準を1人当たり3平米程度の確保を目安にするという基準が示されております。まず、受入れの面積を見直しということであれば当然のことながら、収容人数については見直しの必要があるということになるかと思えます。

先ほど多目的の500平米というのは、ホールのみ床面積というふうに解釈いたしますけれども、若干、現有で面積数が足りないということは、こちらのほうでも理解をしておりますので、そ

の床面積に対する見直しというのは必要かと思いますが、1人当たりの専有面積の見直しについては、もし、県のほうが頻繁に起きる災害における空間を見直すということであれば、それに沿って全体を見直すということになるかと思いますが。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 県の指針では3平米が基準ということで、県の方針に従って見直すということで理解してよろしいですか。

それでは、次に、その面積の話にもなりますけれども、指定避難所にダンボールベッドの協定をされていると思います。ダンボールベッドを設置しますと、さらに収容人数というのが制限されるということになると思います。雑魚寝ではそれでいいかもしれませんが、震災時の事態を想定して追加の避難所、例えば、今されている避難所以外のところで検討されているかということで、震災後ということ想定していますので、その辺、追加の避難所というのは検討されているかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 指定避難所の追加という御質問でございますが、現在、指定避難所と指定している箇所については、広い幾つかの複数の地域であったり、そこに指定避難所として指定しているというケースが非常に多くあります。複数の地区が集まるというようなことがありますので、もともとこの指定避難所の指定につきましては、山間地における住民の皆さんが指定避難所にすぐ移動できるのか。これは現実、震災等が起きたときには、神城断層地震のときもそうだったんですけども、一時的にすぐ動けないというようなところもありますので、指定避難所とするかどうかという点は考えなければいけないと思いますけども、一時的にそこに留まって指定避難所に移動する、これについては、扱いについては村としてもある程度指定避難所と同等の扱いをするというような説明も指定避難所の指定に際しては説明しておりますので、運用上といいますか、それが指定避難所として追加をするべきものなのか、運用上で利用を認めるのか。能登半島地震のときにも、指定避難所ではない避難所にはいましたが、そこにはしっかりと救援物資等が届いているということもありますので、運用上で考えるのか、追加で考えるのか、この辺はもう少し研究が必要というふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 一時避難所については、私も理解しておりますので。ただ、今指定されている避難所というのは、寝泊まりするといいますか、一時的に。そういうところを当然、震災が発生しますと、これは足りないと思いますね。ある程度の箇所をやっばり想定していくというのは必要だと思います。そういうことで、それはまたご検討いただきたいということでございます。

それでは、次の質問にまいります。福祉避難所についてです。配慮の必要な人のために避難所設備の整った高齢者施設などのことですが、市町村が事前に施設を指定するか、施設側と協定を結ぶことになっておりますが、先ほど村長が答弁いただきました岳の湯ということ想定して、その後は白馬メディアとか白嶺とか、ちょっと災害の指定地にもなっているし、検討するということがされましたけれども、これも絶対的に不足します。そういうことで、例えば岳の湯にして、ある程度の方が避難されたということで福祉避難所に指定されておりますけれども、実際のところ、指定避難所に指定するのはいいんですけれども、開設することから運営までの訓練というのは、そこでされているのかというのは非常に心配なんですけれども、いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） お答えします。

福祉避難所の確保ということで、村長答弁の中に岳の湯という施設の名称が出ました。現状の中で、福祉避難所としての訓練というのは実態的に非常に難しい状況です。というのも、福祉避難所を利用する対象者というものは、もともと福祉避難所に避難する方というところから外れておりますので、まずはそのサービスを確保する。当然、今回の御質問が、いわゆる想像を超えるような災害というときにそれができるかどうかというところや、生活指導であるとか、そこら辺ができるかどうかというところがありますので、非常に難しい面もありますけれども、やり方として、福祉避難所の開設としてどのように運営していくのか。これは、先ほどの住民による避難所運営と同じように、訓練の研修をしていかなければならないのかなというのは今回の能登半島地震でも確認をしたところで、今後においては、そこら辺の実際にできるかどうかということも含め、考えていかなければいけないのと、併せて村内には社会支援の数が限られておりますので、福祉避難所のガイドラインにも示すとおり、広域的な施設利用というところについては、長野県がこれを調整するということがガイドラインで示されております。当然のことながら、施設が足りない、または対象者をどうするのか。高齢者のみならず、妊産婦等の中には含まれるということもありますので、その辺をどう考えるのかというのは、もう一度原点に帰って考えなければいけないかなというふうに思うところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） それでは、福祉避難所については、次の質問で終わりにいたします。

災害時には、県は「DWA T」災害派遣福祉チームということなんですけれども、これを県が設置して、避難所などで要配慮者のケアに当たるというシステムが県のほうではできていると思います。村と県との連携、または情報共有について具体的なその検討はされているか、県との情報交換はされているかということ福祉避難所で最後にお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。まず、長野県内の全市町村におきまして、長野県市町村災害時総合応援協定というものを結んでおります。この協定の中身ですけれども、1つ目として、物資等の提供及び斡旋。2つ目として、人員の派遣。3つ目として、その他の支援。というふうになっております。

人員の派遣というところを具体的に申し上げますと、救護及び応急措置に必要な職員を派遣するというような内容になっております。これにつきましては、県内をブロック別に分けておりまして、ここが大北というブロックなんですけれども、代表の市町村が大町市になっておりますので、まず大町市に連絡をして、管内の他の町村から派遣をしていただく。もしも、その代表の市町村、大町市も同じような被災な状況であれば、今パートナーが北信地区ということになっておりますので、北信のほうに連絡をして来ていただくというような、一応流れということで、地域防災計画のほうに謳われておりますし、県のほうでもそのように指導しているというところでございます。

今、DWA Tの話がありましたけれども、同様に災害派遣の精神医療チーム、DPATも同様ですけれども、これにつきましては村のほうから必要があれば県に連絡をする、県を通じて派遣していただくというところを伺っております。

DMATにつきましては、令和5年4月1日現在で431人が隊員として登録されたということ、を県のほうから伺っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 先日、新聞の記事を読んでおりましたら、長野県自体がこういう広域な震災が起こった場合に検討中であると、検討されているところは少ないようでございますが、ぜひ県とのその辺の想定外ということもこれから検討していただけると思うのですけれども、その辺も含めてぜひお願いしたいと思います。

それでは、避難訓練についての次の質問になります。神城断層地震から今年で10年目ということで迎えるわけですけれども、震災が起これば避難所は混乱します。もちろん大混乱になります。避難所訓練を繰り返し行なうことがまずは大切だというふうに考えます。村長の答弁もありましたけれども、なかなか避難所訓練も進んでいないと。私もここはやっぱり引っかかっておりまして、「する」ということなんですけれども、なかなか実現しないと。今年はずいぶん、実現をしていただきたいと思っております。ここでちょっとお伺いしたいのは、防災力強化というのはこれからやっぱり村としてもしていかなきゃいけない。池田町では防災の担当の方も採用されておられると。白馬村とすれば専従の危機管理担当者、これを配置する考えはあるかどうかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 危機管理に関する専門職ということでお答えをさせていただきます。

昨今、専門職の必要性というのは防災に限らずほかの職種の中からも出てきている状況です。なか

なか職員の充足数というのも満たされていないということを考えれば、議員おっしゃるとおり、1つの選択肢ではあろうかと思えます。ただ、すぐに配置ができるかどうか、ほかの専門職も見ながら、その辺については考えたいと思えます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 専門職についてはバランスを取ってというお答えをいただきました。確かにそうだと思います。ぜひ、検討していただきたいと思えます。

次の質問に伺います。協定の締結というのをやられておりますけれども、村が現在保管している主な防災資機材、備蓄品はどのぐらいのものか。主なもので結構ですので、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

備蓄の関係ですけれども、村のほうで購入、あるいは協定先から支給していただいたものを、それぞれの指定避難所のほうに備蓄をしておるわけですけれども、その合計数について抜き出してお話をさせていただきますが、まず非常食料の備蓄につきましては、7,708食になっております。これにつきましては賞味期限というのがありますので、順次交換しながら、また、切れそうになったものについては、避難訓練の際に実際にそれを提供する、あるいは食べてみるというようなことで有効的に利用させていただいております。

また、水につきましては2リットルのペットボトルが824本、500ミリリットルのペットボトルが1,480本でございます。

先ほど、ダンボールベッドの話もございましたけれども、ダンボールベッドにつきましては、現在、備蓄としては持っておりません。ただ、たまたまこの間、協定を締結させていただいたということで、試供品といいますか見本的なものが今2つ、村にございますので、こういったものかの把握はできております。

その代わりにエアベッドが50台。あと簡単な折りたたみベッドが60台ございます。

そのほか、能登でも話題になっておまして、非常に足りないと言っていた毛布、これが実際109枚しかございません。あと、医療品につきましては6セットということでございます。主にはそんなところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） ダンボールベッドについては協定もあるということですが、当然ながら能登半島地震を見ても、土砂災害で道が通れないというのは十分に考える。いずれは開通するとは思いますが、どのくらいその避難所で雑魚寝状態を続けられるかというのは心配はしているところでは。

実は、先日の信毎の記事に、私、防災士、去年なったばかりなんですけれども、私の所属する日本防災士会の長野県支部の防災士の方、女性なんですけれども珠洲市に被災当初から避難所での運営を支援をされているんですが、トイレの件がやっぱり相当気になったみたいで、断水が続いてトイレの衛生状態が深刻だったということはテレビ等でも新聞等でもかなり言われておりますけど、実際そうだと思います。白馬村のエアベッドが5台というのは、もしものときにいろいろマンホールトイレとか、いろいろお考えだとは思いますが、下水道も使えない、水も使えないという状況になると、やはり簡易トイレというのが重要になってきますので、その辺はどういうふうにお考えか。今の防災用の資機材、備蓄品、この震災時というふうな考えはどのようにお考えか、適正ではないと思いますが、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

備蓄につきましては、地域防災計画の中で具体的に目標値を定めているものもございまして、例えば毛布ですけれども、令和8年度までに3,000枚を備蓄するというような計画になっておりまして、実際まだ100数枚程度ということで全然足りておりません。能登のほうでも避難するときには自宅から毛布を持ってきてくれというような案内もしていたようなんですけれども。今、能登のほうの記事、信毎のほうでシリーズで何回も出ていますので、私も拝見させていただいていますが、携帯用トイレの必要性につきましては能登のほうでもかなり深刻な問題になっておりますが、本村につきましては、現在こちらも用意できておりません。また、乳児用の粉ミルクですとか、そんなことも話題になっておりましたけれども、そちらのほうも用意できていないという状況です。

また、段ボールベッドにつきましては、組み立てもしやすく、また、環境的にもいいということで非常に有効的だとはされているんですけれども、いざ備蓄ということになれば、非常にあれ1つ自体の箱が大きいんですね。ですから、それをある程度の数を用意するとすると、それを置くスペースがまた問題になってくるというところで、災害が起きてから協定先のほうから搬入していただくということが理想なんですけれども、能登のように道路が寸断されるというようなことであれば、やはりある程度の数も備蓄がなければいけないと。

今日のテーマが、最悪のシナリオというようなことで、当然、備えるほうとすれば最悪のシナリオを持って考えることも必要だと思いますけれども、そこまでの計画的なもの、あるいはその計画を埋めていくための予算化、そういったことが正直なところ今はできていないという状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 今回は、想定外というようなことで質問をしているわけですが、今、課長の答弁をいただいたとおり、十分、その辺は理解しております。この質問が備えのする、

検討していただくということのきっかけになればというふうに私は今質問させていただいているんですけども、支援物資というのは3日もあれば届くというふうに今までは認識されていると思うんですけども、震災時には協定した資機材がなかなか届かない、土砂崩れ等で、そういうことも想定しなきゃいけないわけですが、村が保管している防災資機材、備品を再検討していただくということをお願いをしたいと思います。それで、その備蓄品等につきましては最後になりますけれども、これは前にも質問しましたが、役場以外の指定避難所、例えば大出とか、近くの避難所で保管されている防災用資機材、備蓄品を把握していないというふうに吉田副村長、前回答弁されていますが、これは大変必要だと私は思っています。その辺は今どういうふうにお考えか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 吉田です。前回、確かに手元に通告がないので、手元に資料がなくお答えできないというのは、前回の私自身も反省点かと思えます。

指定避難所における物品等については一覧表になっておりますので、それぞれ指定避難所に何が置いてあるのかというのは、もともと調書にはできております。そのときの答弁としては、通告がなく手元に資料もなかったのでお答えできなかったというところで、しっかり現在は総務課、今は防災担当課になりますけれども、そちらのほうで数のほうは把握はしているということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 前回、私が各避難所について通告もなくということで失礼いたしましたけれども、これからは事前にそういう内容もお話したいと思います。

それと、今お話ししている中で防災訓練研修会、これは昨年、私質問いたしました連携強化はどうされたかという質問をいたしましたけども、これ、お願いなんですけども、本来の自主防災組織には確かに地域差というのはあります。防災訓練等も実施されて防災意識の高揚というのは図られていると私も認識しておりますけれども、各防災組織間の情報交換とか共有する場というのはないんじゃないかというふうに思っております。区長さんがおられますので、そのときに区長会でお話しをされることはあると思いますが、自主防災組織、実際動かれているの役員の方が情報交換とかするような場、これはお隣の市でも自主防災隊連絡協議会というようなことをされて情報交換されておりますし、また、消防の出初式でも自主防災会というような形で行進されているというのも新聞でも見ましたし。ぜひ、白馬村でもそういう防災組織、連合会と言うか分かりませんが、設置するお考えがあるか、村長にお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田副村長。

副村長（吉田久夫君） 各自主防災組織の横の連絡が取れる組織のことかというふうに理解をして

お答えをさせていただきたいと思います。

白馬村ではこれまでの生い立ちの中で各地区消防団の経験者であるとか、いろんな方が、いわゆる地区の役員になったりして、過去に消防防災活動を経験した方がいらっしやったというのがこれまでありました。ただ、やはり現在の年齢構成であるとか、地域によってはなかなか消防団員も排出できないというような地域もございます。そういう点では議員おっしゃるとおり、防災に対する濃淡というのはあるかと思えます。この点をどういうふうに埋めていくのかという部分については、行政として取り組まなければいけないところだとは思いますが、一度、地区の区長さんとか各自主防災組織の中でも、おそらく消防班というような、多分、仮称ですけれども、消防班であるとか防災班、そこに消防団員が入っているというケースが、こちらのほうでお示しする規約の中でも多いというふうに私自身も認識をしております。そういう点で核に、いわゆるコアになるようなメンバーが薄いような地域があれば、連絡会みたいな形でやるのも1つの方法かというふうには思っていますので、ちょっとどの時点というところまでではなく、そこら辺の調査をしながら、少し取組のほうに入ればというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

第2番（増井春美君） 時間も残り少なくなってまいりましたので、最後に。これは質問ではありません。防災士についての普及についてお願いということなんですけれども。

議長（太田伸子君） 増井議員、質問形式に変えてください。

第2番（増井春美君） それでは、村長お答えいただきたいと思いますが。最後に防災士の周知についてなんですけれども、一般に市町村の行政職員というのは、業務として大規模災害に従事する機会はずっと多くないというふうに思います。災害担当に配属されたとしても、二、三年で異動することが多いというふうに思います。しかし、大災害が起こると自治体の全勢力を挙げて対応しなければなりません。警察・消防のみならず、自治体職員は全員防災担当という意識を持つべきだというふうに私は思っております。職員は災害が起きたときは違う公的な仕事をするんだというのがありますが、防災士になるというのが目的ではなくて、防災士として災害に関する広い知識を有することは、より適切かつ効果的な活動というふうに考えております。

防災士を習得するというよりは、防災のある人材を持つ人材に育てるということにあると思いますので、その点、村長のお考えを最後にお聞かせいただいて終わりたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 防災士という職がいいというかどうかはひとまず置いておいて、今回、我々も黒豆沢の土砂災害というものを経験しまして、その中で多くの職員が朝早くから対応に当たったわけですけれども、ちょうどその1か月ぐらい前になるんですが、7年ぶりとなる大規模な、我々も訓練を行ないました。そうした中で、実際の発生時の対応ということは培われていくわけですけ

れども、そのひとつの形が防災士というものというような意味で言いますと、防災士という資格を取るのも1つの方法だと思いますけれども、やはり、先ほど増井議員のお言葉にもあったかとは思いますが、その資格を取ることが目的ではありませんので、その業務をしっかりとこなせることがまず一番かというふうに思いますので、まずは我々が年に1回必ず行なっているそういった訓練ですとか、日頃の対応ということを必ずできるようにした上で、増井議員おっしゃるような防災士というものに対して、より知識を深めていければさらに効果が上がっていくというふうに思いますので、それに関しては職員のほうとも情報を共有をして、しっかりと勉強していきたいというふうに思いますし、また村民の皆様にもやはりそういったものにしっかりと関心を持っていただいて、地域を挙げてそういった防災意識を醸成して、何か起きた際にはしっかりと助け合って連携して、皆で乗り越えていくという意識を醸成することが非常に重要だと思いますので、その1つのツールとして防災士というものに関して、皆様により理解していただければと思いますので、周知のための方策もこの後しっかりと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時04分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。それでは、一般質問を始めさせていただきます。

多文化共生社会の推進状況とそれに伴う村政運営について伺います。

昨年4月より新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ変更となり、行動制限が緩和され、国内外の人の流れが多くなり、停滞していた経済もコロナ禍以前に戻り、さらにはインバウンドの入り込み状況は過去最高の状況です。それに伴い社会環境においては様々な課題が見えてきました。

本村においても、商業地域以外の住宅地における地価や家賃の上昇、飲食宿泊関係の内容の伴わない価格の値上げと時給の賃上げ、それに関わる人材不足と争奪戦などが挙げられます。

昨年の4月から今年の1月の人口動態では、8,566人から9,159人になり、593人と大幅に増加し、その多くが12月登録の外国人で占められています。各地区では価値観の違う生活様式の異なった者同士が隣り合わせに暮らす状況で、単一民族同士でも心をかよわせた、付き合いも難しい昨今、言葉の壁もあり、どのように絆を結んでいくのか、地域内の付き合いは課題の多い状況です。

インバウンド政策に取り組む理由は、本村にとって経済の好循環を生み出すことが目的です。多文化共生社会について旧住民も新住民も、どちらにも暮らしやすく、住みやすい環境をつくること

が必要です。そこで、次のことについて伺います。

1、多文化共生社会の推進に関する条例が制定され本年で3年が経過しました。基本理念や責務についての検証はされたか。また、不足内容があればその対応はされましたか。

2、条例には災害対応の条文がありませんが、外国人向けの災害対応や緊急通報、防犯対策の現状は。

3、外国人定住者の区への加入や学校等での交流、村での暮らし方に係る苦情の窓口や対応はどのような状況か。

4、外国人登録の簡便化についての対応は。

5、多文化共生社会の推進条例、景観条例、マナー条例など上位法として「白馬の豊かさとは何か」の基本理念に基づいた、自治基本条例を制定し、ここに訪れる人も含め、白馬村に暮らすことへの理解やふるさとへの愛着を醸成していくことが必要と考えるが、その対応は。

以上、答弁よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 津滝議員からは、多文化共生社会の推進状況とそれに伴う村政運営について5項目の質問をいただきましたので、順次、ご答弁いたします。

最初に、多文化共生社会の推進に関する条例が制定されて3年が経過したが、基本理念や責務についての検証をしたか。また、不足内容があればその対応をしたか。との質問であります。はじめに、この条例は本村において外国人住民と白馬村の住民が互いの文化を認め合い、人権を尊重し、その文化や習慣のもとで共に生きていく多文化共生社会の推進に寄与することを目的に制定したもので、基本的理念として、個人の能力を発揮する機会が確保されること。個人が地域社会の対等な構成員として様々な活動に主体的に参画できるよう留意すること及び国籍・民族・言語・宗教・文化等の違いによる偏見や差別意識を解消し、外国人住民が持つ多様性を認めること。の3つの理念を掲げた理念条例です。また、その基本理念のもと、村・議会・事業者及び住民それぞれの責務をうたっています。本条例の目的、基本理念及びそれぞれの担う職責については、制定から3年を経過した現在においても白馬村第5次総合計画のキャッチフレーズである「白馬村の豊かさとは何か多様であることから交流し学びあい成長する村」との整合性や計画を推進する観点からも必要な条例と認識しています。一方で、この理念条例の意義の周知とそれぞれが果たすべき役割の遂行及びその成果がどの程度もたらされているかについては、引き続きの検証が必要だと考えており、昨年丸山勇太郎議員からも本条例につき一般質問をいただいた際に答弁したとおり、社会変化の時代背景や地域を取り巻く情勢並びに住民意見を踏まえながら、今後の条例のあり方を考えたいと思っています。

次に、2点目の、外国人向けの災害対応や緊急通報、防犯対策の状況についてご質問にお答えします。

昨年12月16日に発生した黒豆沢土砂災害においても、被災エリアに宿泊されていた外国人の方が村の避難所に避難されてまいりました。現状としましては、災害が発生した場合には一時的には一般の村民の皆様と同様に避難所への受入れなどの対応をすることになります。一方で、インバウンドの伸展から、特に冬シーズンにおいては日本語の通じない外国人観光客が数多く滞在されることから、その受入れには困難も予想されるところであり、白馬村避難支援プランにおいても外国人は避難行動要支援者と位置づけており、多言語による情報提供など適切な対策をとることが必要であります。

令和2年3月に作成した、白馬村観光防災マニュアルは災害発生時における観光客の安全確保や避難・誘導・帰宅支援などについてまとめたものですので、観光客を受け入れる全ての事業者に理解していただいてほしい内容です。受入れ側には外国人事業者も多いことから英語版の観光防災マニュアルの必要性を感じており、本定例会に提出している補正予算では、この翻訳費用を計上しています。また、多くのダウンロードをいただいております白馬村防災アプリにつきましても、現在、プッシュ型通知が一部日本語のままになっておりますものをシステム改修についてシステムベンダーと協議を進め英語化対応について検討しているところでございます。さらに、アプリのマップ上に火災や災害の箇所等を表示するといった機能を追加できないかといったご要望も受けており、災害発生時の初動対応の点で有効でありますので、併せてシステム改修の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人向けの緊急通報についてですが、やはりインターネットを通じた情報の提供が中心になってくるものと思われれます。緊急時には村の行政ホームページやフェイスブックに外国人向けの記事を掲載し、積極的な情報発信をしたいと考えているほか、観光庁が監修した災害時情報提供アプリ「セーフティ・チップス」の利用についても空港や地方入出国管理官署における周知に加え、宿泊業者などを通じての周知、普及促進を引き続き継続してまいります。

最後に、防犯対策についてでございます。コロナ禍が収まり、今シーズンは多数の外国人観光客に訪問いただいているところではありますが、その一方で、村内で様々なトラブルが発生しているのも現実でございます。白馬村では、通称マナー条例を制定し、白馬村に居住あるいは訪問された皆さんが安心安全に過ごすことができる環境づくりを目指しているところであり、外国人の皆様にもその内容を周知しトラブルの防止に努めております。特に、外国人についてはアルコールを原因とするトラブルの発生が多いことから、外国語によるマナー条例のチラシを作成し、昨年12月21日には警察と合同でアルコールを提供する飲食店に啓発巡回を実施しました。引き続き関係機関と協力しながらマナー条例の遵守について啓発活動を進めるなど、犯罪やトラブルを未然に防ぐ活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の外国人定住者の苦情窓口や対応についてのご質問でございますが、外国人の地区加入状況は、総務課が昨年10月に実施しました区長への聞き取りによりますと98世帯が加入し

ており、村の外国人登録世帯数は391世帯であることから、加入率は約25%でありました。外国人転入者に対しましては、マナー条例や健康保険、住民税に関するチラシ等を配布していますが、地区への加入については英語表記のものが無いことから現段階ではお願いしていませんので、今後、外国語でも対応できるようにすることが必要と考えます。

なお、村での暮らし方に関するものとしては、ガイドブック・オブ・ライフ、白馬村多文化共生支援サイト、ニューズレターを作成し、ホームページでも紹介しています。苦情窓口につきましては、現在、総合窓口と集落支援員が対応していますが、外国人からの苦情はほとんどなく、相談の場は一緒に担当課に出向き、個別に対応しています。

次に、4点目の、外国人登録の簡便化の対応についてのご質問でございますが、住民課では多くの外国人従業員を雇用する事業者に対して事前に届出の注意点、分散来庁、代表者による代理の届出を促すとともに即日登録ができない旨の案内をして窓口の混雑緩和を図り、ほかの一般のお客様への迷惑を軽減するべく対処するとともに課内の業務体制の見直し、転入手続の完了日予約制を敷き、特定の職員の負担が課題となることによる事務効率の低下を防ぎつつ、お客様への公平な対応を目指しております。しかしながら、通常とは著しい変動の転入者数への対応には限界があるのが現状です。特に、外国人転入手続は住基ネット及び法務省出入国管理局との連携において特殊な処理が要求され、日本人のものと比べて処理に相当な時間を要することとなり、この不合理性についてはシステムの都合上、私たちではどうすることもできません。

そこで、先月21日にはこの件につき、デジタル庁に行き河野デジタル大臣に直接ご説明をし、要望書を手渡ししました。既に在留カードとマイナンバーの連携については、その必要性をデジタル庁でも認識しており、今国会に提出することを検討しているとのことでしたが、外国人転入者の多い自治体の現場で実際にどのくらいの件数を扱っているのかや、オペレーション上どういう問題があるのかを白馬村からの説明により非常によく理解でき、課題が把握できたとのことで、解決に向けて大変前向きな回答を得ることができましたので、期待しているところです。

最後に、5点目の、それぞれの条例の上位となる基本理念に基づいた自治基本条例への対応についてお答えします。

津滝議員からは、令和4年第4回定例会の一般質問時に、持続可能な社会の構築の点で御質問をいただき、そのときにはニセコ町の自治基本条例に関しては非常に感銘を受けており、こういった条例は今後の白馬には必要だということを感じている。良いお手本だと私も強く感じましたので、ぜひ取り入れることも含め、誰もが参加できるオープンな行政、そして白馬村を皆さんと一緒に力を合わせて作り上げていきたいと思っております。と答弁しております。

自治基本条例とは、地方分権改革により自治体の自由度が高まると同時に自治体の自己決定・自己責任の度合いも高まり、これにより自治体は地域の特性を生かした個性ある地域づくりを自主的・自律的に進めていくことがより一層求められるようになり、自治体運営の基本ルールを自治体

自らが定めようとする取組が自治基本条例の制定の流れとなり、現在に至っております。

一般的に、自治基本条例は4つのタイプに分けることができると言われております。

1つ目が、理念型条例としてまちづくりの基本理念、市町村の責務等中小的規定を定める条例。

2つ目が、権利保障型条例として住民の環境権、生活権、参加権等の基本的権利を保障する条例。

3つ目が、住民自治型条例として住民の参加・参画や住民投票等の仕組みを定める条例。

4つ目が、行政指針型条例として行政施策の方向性や行政運営の指針を定める条例です。

これを踏まえ、現在多くの自治体で制定されている自治基本条例は、住民自治ないし住民主体のまちづくりの原則を明確にするとともに、住民参加の機会を拡充・保障することを目的としている、3つ目の住民自治型条例です。私としてもこうした自治基本条例制定の意義については住民自治の仕組みを明確にし、それを住民と自治体が共有し、条例を検討していくプロセスを通じて将来の白馬村の目指す方向性や住民参加等の在り方について住民等とともに考える機会を持つという点でも自治基本条例の制定は大きな意義があると認識しておりますので、早い段階で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、津滝議員のご御質問への答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） まずはじめに、自治基本条例のことについて丸山村長、非常に理解をしていただいて、前回のときも前向きにということで、私からはこれで3回目になるかなというふうに、行政に対しては話するのは3回目になるかなというふうに思うんですけど、やはり今回質問している一番の最後の希望のところは実はそこでありまして、やっぱりこれだけいろんな多文化、いろんな世界から人が集まる、そしてもともとこの白馬の状況をよく知っている人たちが過去の歴史、そういうものを知っている人たちがだんだん少なくなってきた、新しい白馬の現状しか知らない、やっぱりここで何が一番大事で、何をやっぱり私たちは目指して、そしてそれは行政だけじゃなくて地域住民も含めて考えていかなきゃいけないということが一番大事なわけですね。これがだんだん薄まってきているんじゃないかなと。やはり、こんなことはしたくない、例えば村民憲章くらいで納めておきたいというのが本筋ではあると思います。ですが、やはり昨今の状況を見ると、なかなかそういうものは理解できないし、行政任せになっていく。それは、みんな行政のほうでやってくれるだろうというふうな思いになってしまうと。やっぱりそれではよいむらづくりは私はできないと思っています。そういったことを含めて、丸山村長そういったことをご理解いただいて、前へ進めていただけるというような今、答弁だったかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思うんですけど、もし、このぐらいまでにとかいうような少し意向、自分の中で持っている意向ですよね、そういったものをお持ちであれば再度お答え願えればありがたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 時期ということなんですけれども、まず、ちょっとこれまでの経緯というと

ここで申しますと、やはりコロナ禍というところがあって、これは観光客がメインにやってこようかと思えますけれども、特に海外からのお客様が減っているような状況がある中でまずは経済回復、より多くの人に来ていただくということが非常に重要な1年間、1年半ぐらいがあったかと思えますが、それを白馬としてはある意味、期待以上の効果がそれに関してはあったかなというふうに思うんですけども、そうした先に今後何が待っているかという、やはり多様な方たちが観光客もそうですけれども、暮らす人たちも増えてくるというものがある中でどういった白馬村にしていくかということを考えていかなければいけないというものがありましたので、私自身この自治基本条例に関しては必要なものであるというふうに早くから認識していたところであります。そうした中で制定に行くまでのステップですけれども、この1年間に関しては、やはり観光というところが結構多くありましたので、その中でどういう村を目指すかというところの方向性、特に観光面においてということなんですけれども、そこで「ベストツーリズムビレッジ」という認証がやはり方向性を示す上では非常に有効だというふうに思っていましたので、まずそこを何とか取得できないかなという動きをしてきたつもりでおります。幸い、その認証が取れましたので、今度はそれを周知しつつ、目指すべき姿ということ条例で作り上げるというところでいよいよ実地基本条例になってくるかなというプランで、当初より想定していた部分がありますので、年で言いますと早ければ来年度中。遅くとも2年後ぐらいには何らかの形になるように、ぜひ進めていきたいと思っておりますので、そうしたものを作っていけるような組織体制も同時に人事面で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 来年度中、もしくは2年以内ということで今、ご答弁をいただきました。村長が目指している持続可能な観光地という1つのコンセプトと言ってもいいかなと思いますが、こういったものを具現化していく中では、やっぱり手法の1つとしてこういったものも必要になっていくかなということなので、よろしくお願ひしたいなと思います。ぜひそのときに、これは要望とあっていいかどうか分かりませんが、住民参加が先ほどおっしゃっていましたがけれども、やっぱり必要不可欠で他市町村では100人会議みたいなものも、これをつくるときにやっているようがあります。多様な人に参加をしていただいて、こういった村をつくっていくためにどういう形がいいのかというような、そういったところに参加をしていただくところからやっぱり始まるかなというふうに思いますので、ぜひ、そんなこともお考えになりながら、ぜひウェルビーイングな自治基本条例を目指していただきたいなというふうに思います。

それで、私、今回資料として今日も最初にお配りしているかなというふうに思うんですけども、ちょっと皆さんにご理解いただきたいなというふうに思うんですが、最初に私が一般質問のところにつけたものは説明だけさせていただくと、令和5年までの間の人口の動態、これは白馬村のホー

ホームページから拾ってきているものでありまして、4月と1月の差を見ているんですけども、特にこの平成24年の年から、いわゆるもともとの4月の人口と1月、年が明けてからの人口の差がこのところに棒グラフで表されています。ぐっと下がって令和2年、3年、4年というのは、これはコロナ禍の間で、非常に外国の方もお見えになられるのが少なかったというようなことがあったりなんかするわけですが、また5年になってこれだけ増えてきたということ客観的に見てもらうということで、今回の議会が始まる時に村長の挨拶の中でも話がありましたように、私が出した数字と行政側のほうで持っていらしゃった数字とちょっと若干違ってはいますが、私はホームページのほうから持ってきたということで、行政側のほうの数字がかなり大きいですね。12月の住民登録で785人で転入者のうち94%が外国人登録というようなことが報告されています。これに伴って12月に行なわれた議会の中でも、住民課長のほうから非常に外国人登録の作業が大変で、窓口がパンクしてしまったというような話を聞きました。

ここで伺いたいんですけど、これは別に住民課長でなくても行政側どなたでも構わないんですが、このお見えになられている、冬の間だけだと思われるんですけど、この外国人と言われる人たちは、もちろん長期で滞在する人たちもいるし、仕事で来る人もいるし、何かそれぞれいろいろな目的があってくるんだろうけど、行政側で把握しているのは、この人たちというのは白馬に何しに来ているわけでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 私のほうで登録されている外国人の在留資格のデータをちょっと集めてまいりましたので、報告させていただきます。

最も多いのが1月1日現在で、特定活動842名。

（「特定……」の声あり）

住民課長（堤則昭君） 特定活動。次いで、技術・人文知識国際業務、これが119名となっております。ほとんどがこの特定活動でありまして842人登録してございますので。これは何かというと、簡単に言うとワーキングホリデー。ですから、ここの在留資格で登録された方はほとんどが雪が解けるとともにいなくなってしまう方というふうに把握しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） ワーキングホリデーでお見えになられているということになると国と国同士が協定を結んで、特に20代ということでもいいんですよ。30歳までの人たちがワーキングホリデーを使うということになるわけですけど。この人たちが圧倒的に多くて、この人たちは基本的には働く場所を、ワーキングホリデーなので当然アルバイトをされるということなので、スキー場関係、宿泊関係、そういうようなところでお仕事をなさっているというふうに理解してよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） そうですね。宿、レストラン、スキー場が主なところだと把握しております。

議長（太田伸子君） 質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） そうすると、いわゆる短期間でこの間に来ていて、実際にその人たちはさつき住民課長が言うように12月の初旬から下旬にかけて入って、3月の初旬から中旬にかけてお帰りになられるというようなパターンだと思うんですけども、それ以外に定住しているという数というのは把握しているんですか。どのぐらいおられるのかということなんですけれども。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） 個人個人に色をつけて数えるというのはちょっと不可能なので、単純に4月、6月、4、5、6、7、8程度の人数と11、12、1月の人数の差が移動者ですので、大体4、5、6、7、8程度の人口数、世帯数、それが定住者だと把握しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） やっぱり、今言うように短期で入られる方はおおむね把握なさっているんですけども、年間こちらに、いわゆる定住なさっている人たちというのは、これはもう把握のしようが、今言うように数字を突き詰めていけばということなんですけど、これは把握はできていないんですかね。総務課長なのか税務課長でも構わないと思うんですけど。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 我々も把握の方法と言いますと、各区長を通じてのアンケート調査、そういったもので把握といいますかをしているわけですけども、実際のところ、それぞれの地区の区長さんもその区によってはそれが実態として把握できていないというような状況だと思います。私、飯森ですけども、飯森ですとかなり正確に把握はできるんでしょうけれども、そうじゃない地区もあると思いますので、これもあくまでも想定の数値でしかないという状態でございます。

議長（太田伸子君） 堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） すみません。参考までに、平成5年の8月の外国人の人数、人口を申し上げます。463名になります。

（「令和5年ね」の声あり）

住民課長（堤則昭君） 令和5年です。ごめんなさい。

（「何人」の声あり）

住民課長（堤則昭君） 463人。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 総務課長のほうでは把握するのがなかなか難しいというところの中で、住民課長のほうで8月では463人という今、数字が示されましたけれども、やはり行政側としては、先ほどの防災の話もありましたけれども、やっぱり正確な数字というのはある程度持ったほうがよろしいんじゃないでしょうか。それで、各区の区長さんにこの多文化共生の条例の中でもそういった人たちに関わって調べるという話にもなっておりますし、やっぱりここは歩いてでも調査をなさったほうがよろしいかなというふうには思うんですけど。これは副村長でいいのかな。村長でもいいです。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 数字という意味で言いますと、住民課のほうで実際に住んでいらっしゃる人数はもちろん把握しているんですけども、いわゆる別荘族みたいな方ですとか、要は白馬に住民課に住民として登録していない人たちの部分は把握できていないというところで言いますと、把握できていないところがあるんですが、やはり、もちろん先ほど防災の観点からというところもありましたし、昨今、いろいろ地域で何か起きたとき、災害に限らずどこに誰がいるかというのはもちろん把握できていたほうがいいというのは間違いないですので、そういう意味では住民自治というところをこれから定めていく上で、もちろん区へ加入していただければさらにありがたいですけども、そういったものを地域でしっかりと把握していけるということは非常に重要になってくるというふうに考えます。ちょっとそれを行政のほうで1つ1つ歩いてというところまでは私、今の段階で答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、理想で言えば、やはりそういったところまでしっかりと把握することによって、どこにどういった人が住んでいるのかというのは、これはもしかしたら日本人、外国人限らずという言い方ができるかとは知りませんが、しっかりとどういった方たちが住んでいるかというのを把握することによって、地域同士の連携というのをより強めていくことが今後必要かなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） よろしく。数字の把握というのは非常に大事なことですし、もっと言えば家族構成だとか、どんな仕事をしているのかとか、というようなこともやっぱり調べる、行政側のほうでやっぱりデータとして持つということは大事なことなのかなというふうには思っています。そして、この条例の一番の目的は、もちろん理念の部分はとても大事で、そういう多様な人種や民族、そういったものを尊重し合いながら共存していこうということが一番求められていますし、それ以外にもう1つは、やはり責務としてやっぱり外国人の土地、どれだけ所有なさっていて、それで建物はどのくらいあって、もっと言えば納税はちゃんとできているのかどうなのか。これをさせるために、ある意味この条例をつくったと。この下についている要綱と規則、そういったものの中にはそういったこともうたわれていますし、それをもっと言えば支援していく支援員というのが、一応

ホームページ上では4名ですかね、今おられると。これにプラス各区長さんがおられたりなんかするんですけど、この人数が増えてくると、この4名ではとてもじゃないけど足りていないと私は思っています、これを増員していくというようなお考えはあるかどうか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） お答えします。

この支援員もそれぞれの役割がございまして、当然、各地区における普通の生活における情報の提供あるいは情報をいただいて、それをほかの区民の方々に知らせる、いわゆるそういったものについては区長さんにそれを担っていただくというところが基本的な考えでございまして、また先ほどもちょっとお話しましたけれども、不動産の状況を把握するということにつきましては、不動産のそれぞれ村内に幾つか不動産会社がありますけれども、こういった方がそういう面から支援員としてなっていくというような当初、組み立てておりました。この多文化共生ということのものの考え方が国のほうもこの2年ぐらいで方向性が変わってきて、それは最近大きな災害があったり、それに対してデジタル化の発展ということで、それを伝えるところも変わってきております。例えばそういった防災に面しての支援、あるいは防犯・交通、いろいろな問題がありますけれども、それぞれの支援といった形の支援員ということも考えられますので、現時点では最初に言いましたこの2つだけですけども、今後は支援の中身によって支援員の幅といいますか、職種といいますか、そういうところも、このぐらいならば広がってくれば理想なのかなというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 当然、人数が増えればまかなえる人間の数も当然限りがあるので、考えていかなきゃいけないということで、ご指摘申し上げておきます。もう1つ、これは大事な話なんですけれども、先ほどワーキングホリデーでお見えになられるという話だったんですけど、長期も短期も含めて、俗に言うこの違法就労、違法在留、こういったことがあるのかなのか。また、そういうことをちゃんと知る方法、そういったものは行政側のほうで持っているのかどうなのか。いわゆる在留カードというのをみんな多分所持するんですね。日本は結構そういうこと厳しい国らしくて、これがないとお仕事をしなきゃいけないということになっているわけで、これとプラスサポート、あとビザみたいなものが必要になってくると、3点セットということなんですけれども、こういったものがちゃんと突合と言うか整合性を持ちながらできる、それは宿のほうでもちゃんと分かるようになっていくのかどうなのかということをお伺いします。宿とか仕事をする場所なんですよ。

議長（太田伸子君） 堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） お答えします。

住民課のほうでは、今まで外国人がどういったことをしていた人なのかということまで把握は

当然にできません。それで、先ほどビザ査証、パスポート、あと在留カードということでおっしゃられましたが、一般的に入国するときの入国審査、それに使われるものがビザ査証というふうに把握しております。そこで過去の犯罪歴等は把握した上で入国許可を満たしたものが入国できると。入国したあとは在留カードをもとに身分を証明するというようになっておりますので、ビザを持って入国した人は取りあえずはそこら辺の犯罪等に関してはパスされていると、そういう認識でございます。

議長（太田伸子君） 丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 違法就労というところに関しますと、ワーキングホリデーできている方はワーキングビザになりますのでいいと思うんですが、そうでない方たちが、いわゆる観光ビザで仕事をしている案件がどのぐらいあるかといったことだと思いますけれども、かつてそういう話があったというふうなことは私のほうも聞いたことはありますけれども、実際に、現段階で行政のほうでそういった声が入ってきている状況はありません。ただ、やはり特にスキーのインストラクターとかが以前は就労のビザの要件に入っていなかったもので、そういったものを何年前でしたかね、結構、白馬スキーリゾートのほうから、ぜひ特定技能というところに入れてほしいということで国のほうに挙げて、そういったものが含まれてきた過程がありますので、そうした中で解消はされてきたと思うんですが、いまだにスノーボードのほうが含まれてないですとか、そういった問題がちょっと前にあったりしましたので、その辺は国のほうにも我々のほうで要望を挙げていますので、どちらかというとしっかりとそういったものも仕事として認めていただいて、あともう1個は特にコロナ明け、かなり海外からの労働者の手続きが増えた関係があって、なかなかビザが下りないという現状がある中で、もう下りないから待ってられなくて観光ビザで来てやってしまうといった例がほかのスキーリゾートであったというような話は聞いたことがありますので、それに関してもしっかりとデジタル化をしてスムーズにビザが下ろせるような仕組みをつくってほしいといったところも要望としては挙げておりますので、行政側としてはそういったことをしながら、そういった違法就労が起きないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 違法就労とか違法の在留というのは、やっぱり我々日本人の感覚からすると、何かあまりないという感覚なんですよね。どっちかという。性善説に立っているというか、悪い人はいないという。でも、昨今いろいろな犯罪が外国人も含めていろいろ他市町村ではあったりなんかします。そういったことがどういった形で、起きちゃったらやっぱりまずいんで、起きないように予防するということも大事かなというところで、何かそういう方策的なこともこれから考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

それで、短期でお見えになられる方は家族を連れてくることは基本ありません。それは違法とい

うことになるので。ここにいろんな在留カードを持って、ここに就労していて特別な許可を持った人たちが家族で来ているという形の中で、学校へ通わせたいという場合の対応、そんなにたくさんは多分ないんじゃないかなと相当されるんですけども、いわゆるミックスという言葉があっているかどうか分かりませんが、使っていないかどうか分かりませんが、いわゆるハーフと言われる子供たちはお父さんが外国籍か日本人か、お母さんがその逆かというような感じになっているんですけども、そういう人たちは日本に生まれて日本の学校に通えるということになっているんですけども、じゃないパターンで来られている方もおられたりなんかするわけで、こういうことに対しての対応というのは、教育委員会のほうではどのような対応をされていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 外国人の方の就学に対しての扱いということでお答えいたします。

現状ですけれども、令和5年度小学校・中学校に外国籍あるいは混合世帯ということで80人児童生徒がいます。このうち、外国籍だけの世帯については十四、五ぐらいになろうかと思えます。

令和2年に文部科学省のほうから外国人の子供の就学状況の把握に関する指針というものが出ております。学齢期の子供について外国籍の子は市町村が把握しなさいと。学齢簿ですとか、就学先の指定については日本人に同様の措置をして、就学の案内をしなさいというようなものが出ておまして、白馬村においても学齢簿等を作って対応しているというところです。

ただ、義務教育国内法でありますので、対象になるのは日本国内にいる日本国籍の人に対して就学義務が生じているということでもありますので、外国籍だけの世代についてはこの法律は適用はされませんので、指定校を指定しましてもその学校に就学しなくても法律違反にはならないというところですが案内はしなさいというような指示に従って業務を行なっているというところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今後、多分、村長もそれを想像していらっしゃると思うんですけど、どんどんここで働く人たちが少なくなって観光に関わる人、例えば私がやっている農業なんかもそうなんですけど人手という部分の中でいけば、本当にここに遊びに行くんじゃないかと、仕事してもらいに来てもらうという人がかなり多くなってくるんじゃないかなというふうに今後想像されます。やっぱりそういうために、今から何らかのそういう就学のことも含めて準備をしていくべきなのかなと、そんなふうに思うわけです。

税務課長にお尋ねするんですけど、たまたまさっき外国人所有の土地建物のことについてなんですけど、あとで今年の予算のときか何か、もし資料としてそういったものもお出しできるのであればお願いしたいというのと、俗に言うこれが滞納というか現年分とかそういったものも含めて税金、固定についてのそういったことについて申し述べられる話があれば少しお話を聞きたいと思いますが、お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長（山岸茂幸君） まず、滞納の関係ですが外国の方、白馬村外に住所を有する方については基本的に納税管理人を指定していただいています。納税管理人につきましては、1人につき1人ということではありませんので、1人の方で複数の方の納税管理人を引き受けている方もいらっしゃいます。意外と納税管理人を置いている方については滞納当然ないですし、また、置かない方でも結局口座をこちらのほうに開設していただいたりとか、また、連絡手段を設けていただいているというようなことの中で、数字的には滞納はゼロではないですが、ほぼ少ないです。逆に言うと、日本人のほうが多いかなというようなところですよ。

それから建物、外国の方の所有している実態ということについては、こちらのほうでも数字を持っておりまますので、委員会のときでよろしいですか。今、述べたほうがよろしいですか。

そうしましたら、令和5年の1月の状況になりますけれども。

（「委員会を出してもらえたら」の声あり）

参事兼税務課長（山岸茂幸君） 委員会でいいですか。

（「いいですよ」の声あり）

参事兼税務課長（山岸茂幸君） では、また委員会のときにお出しするようにいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 税務課のほうから以前、令和2年度に頂いた資料と、それから今年度、この間税務課のほうに問合せた私が聞いた中での資料、それを突合すると、やはり令和2年より令和4年のほうが確実に外国人所有の土地、それから建物、そういったものが増えています。今、税務課長の話でいきますと、納税管理人というかそういう人がちゃんとやっけていただいているので滞納がなく、逆に言うと日本人のほうが多いということで、これはある意味恥ずべきところだと思いますので、この場をお借りして、そうならないように日本国民も頑張っていただきたいなというふうに思うわけでございます。

質問時間もなくなりましたが、外国人の、先ほど村長のほうでわざわざ河野デジタル大臣のところまで足を運んで登録についていろいろ要望をいただいたということで、非常に向こうのほうも前向きに考えてくれるというような今、答弁をいただきました。この登録について、または苦情についての窓口は総合窓口で全部一緒になっているというような話もありましたけども、いわゆる私たち村民、外国人も村民、ここに住んでいる方村民ということになるんですけども、いわゆる日本国籍を持っていらっしゃる方の窓口と、この際なので短期間でも構わないので外国人向けにはそういったパートタイムの任用職員でも雇って、別に窓口をつくって。なぜかという、我々日本人だって窓口に行っている書類をもらったり何かするという、これからデジタル化になるので、もう少し今よりはよくなると思うんですけど、でも我々も同じように待たされるわけですよ、基本的には。であるんだしたら、やっぱり国内向けの窓口と、じゃなくて外国人登録なら登録専門の窓口、

そしてさらにはそういった就労等に関すること、私、実は就労のことについてちょっと調べたんだけど、あまりにも奥が深すぎちゃって、いろいろここで聞くともう本当にドツボにはまりそうなので止めますけども。なので、別にこれだけ人の数が増えてきて、白馬村の変な話、1割以上、15%ぐらいを占めるような状況になったときには、やっぱり行政側もそれに合わせた対応するべきじゃないかなと私は思うんですよ。短期間でもいいから。例えばこれから3月になると、これで帰る人たちがわーっとまた増えるわけでしょう。ほかに、この年度末は転入・転出のシーズンで、学生も今度出入りが多くなるし、大変なことになるわけですね。どうですか、村長、それ。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） そういった状況が発生する可能性は非常に高いというふうにはやはり見込まれます。ちなみになんですが、倶知安町のほうにも問合せをしまして、どういった対応をしていますかというところで倶知安町は11月で1,000人、12月で1,000人来るそうです。外国籍の方が。やはり、ほぼ白馬村と同じような対応で今のところはやっているというような話でしたので、そういう意味ではこれまでのやり方としては我々もできることはやってきたのかなというふうには感じているところですけども、しっかりと住民課にもヒアリングをさせていただいた上で、職員負担というところ、また、就労の転入手続きでない方たちが手続きに待つようなことがないように仕組みづくりを考えていきたいと思っておりますので、すぐちょっと別窓口という方法がいいかどうかというのは、少ししっかりとヒアリングした上でいい解決法を考えていきたいと思っておりますが、いずれにしても先を見越した手段を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） よろしくお願ひします。ついでにで申し訳ないんですけど、私だけかもしれませんが、窓口がLEDに変わってからめっちゃくちゃ暗いんですよ。なんか薄暗くていけないので、あれをもう少し窓口のところ明るくして、玄関だから明るくしてもらったほうがいいんじゃないかなという感じがします。そして、最初のところに戻りますけれども、ぜひ自治基本条例、白馬村の不変のやっぱりランドデザインではないかなと私は思っています。そういったことをぜひ前向きに捉えていただいて、ここに暮らす人々全てが本当にウェルビーイングなハピネスじゃないんですよ、ウェルビーイング。ハピネスというのは一時的な幸せのことを言うんですけど、やっぱり心身ともに満たされた状態で、私たちは本当にここに住んでよかったなというふうに思えるような持続可能な観光地にしていただけるよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時 2分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 第10番加藤亮輔です。最後の質問者です。よろしくお願いします。

第10番、日本共産党、加藤亮輔です。最近、水分の多い湿った雪が降る白馬になりました。世界中が温暖化し、地球が悲鳴を上げているにもかかわらず、対策は相変わらず先送りです。

また、民族皆殺しの戦争をやめさせることができない世界に憤りを感じています。

そんな状況でも、コロナ禍明けで、海外から白馬へ大勢の観光客が訪れ、村のなりわいが継続できています。問題はたくさんありますが、助かってはいます。

一方、日本人スキーヤーの減少、とりわけスキー家族旅行、若者のスキーグループ旅行の減少が顕著で大きな課題です。

このような不安定な情勢の中、村は昨年、ベスト・ツーリズム・ビレッジに認定され、新たな第一歩を踏み出しました。

ベスト・ツーリズム・ビレッジに認定された最初の年の予算編成で、世界水準を意識した持続可能な村づくりへの探求と第5次総合計画の「白馬の豊かさとは何か～多様であることから交流し学びあい成長する村～」の基本理念を融合させたと思われる丸々億円、云千万円の予算案が示されると考え、以下、6点について村長の見解をお聞きします。

なお、質問書の締切りは、予算書が配付される前日で、中身も分からずに想像しながら質問書の作成になります。このような予算書配付の日時につきましては、昔からの慣行に従っていますが、そろそろ改善する時期に来ていると思い、一言述べさせて質問に移ります。

1、世界水準を意識した村づくりの中で、2024年度の予算編成の重点事業として6本の柱を掲げていますが、優先順位トップの事業とその理由を伺います。

2、人口減少社会が広がる中、子育て支援策、教育対策、移住定住対策と多様な事業を計画されていますが、定住をバックアップし、要望の高い公営住宅の建設事業が行なわない理由を伺います。

また、文化と交流の拠点、図書館など複合施設の建設スケジュールが決まらない理由を伺います。

4点、給食費の保護者負担の軽減を求める陳情は、昨年12月議会において、5対6の1票差で否決されましたが、この1年間で、大北地域4町村間の保護者負担の格差はさらに拡大しました。24年度予算で格差を縮小したかどうか伺います。

5番目、24年度長野県予算案に、子育て世帯の負担軽減事業へ17億2,600万円を計上しました。

内容は、1、3歳未満児の保育料の軽減。2、通院医療費助成の対象年齢を拡大。3、私立高校の授業料支援などです。

この県の補助対象が拡大されると、長野市の場合は、市の負担が年間約1億4,000万円減る

見込みと試算し、子育て世帯から要望の強い子どもの医療費窓口500円の負担を無料化する検討を行っていると、長野市長が記者会見で発表しています。

そこで質問ですが、白馬村の年間削減見込額は幾らでしょうか。

6、4月から運行する新交通システムの公共交通事業に大いに期待しています。

今回運行するAIを活用したバスと、以前、村内を運行していた定時定路線バスとの違いは何か。

以上6点、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 加藤亮輔議員からは、世界水準を意識した2024年度村づくり予算について6項目のご質問を頂きましたので、順次、ご答弁いたします。

最初に、新年度予算の重点事業における優先順位トップの事業とその理由についてのご質問にお答えします。

令和6年度の予算編成において重点的かつ積極的に取り組む事業として、1、ゼロカーボンビジョンの実現に向けた取組の推進。2、デジタルトランスフォーメーションの推進。3、子育て支援の推進。4、農地の保全と地産の推進。5、支え合う福祉と健康の村づくりの推進。6、世界水準を意識した観光の村づくりの推進を掲げました。

優先順位をつけるのは難しいですが、比較のために、まずそれぞれの事業の重要性について述べさせていただきます。

1つ目のゼロカーボンビジョンの実現に向けた取組の推進ですが、人類が直面する最大の課題と言われる地球温暖化による気候変動により、世界各地で異常気象やそれによる災害、生態系の変化などが発生しているため、それに歯止めをかけるべく、温暖化防止へのアクションをしていく必要があります。白馬村として策定したゼロカーボンビジョンを実現していくことは、生命の安全や自然環境の維持、保全という観点から重要な事業となります。

ただし、白馬村だけがビジョンを実現しても、実際の地球温暖化に歯止めがかかるとはならないため、この事業に重点的に予算を多くつければ、目に見える温暖化防止の効果が出るとも言えないのも事実です。

新年度予算の中で、この分野の新規事業としては、ごみ分別促進アプリの導入。継続拡充事業では、今年度途中から就任いただいている環境専門人材によるロードマップの作成等の環境GX推進などがあります。

次に、デジタルトランスフォーメーションの推進ですが、庁内においては、情報の電子化や一元化、作業の効率化により労力の削減や時間の短縮、ミスの防止など、生産性の向上に加え、ペーパーレスによるゼロカーボン推進の効果もあり、また、住民サービスにおいても窓口に来ずに手続きができる利便性向上やマイナンバーの活用による情報管理、オンラインの活用による情報収集の容易性の向上といった効果があり、今後、労働人材が不足していく中でも住民サービスの低下を招か

ないようにし、また、広く情報発信する上でも重要な事業になります。

新年度予算の中で、この分野の新規事業としては、書かない窓口システムやLINEを活用したオンライン役場などの情報化対策事業、ふるさと納税特設サイトの構築などがあります。

3つ目の子育て支援の推進は、国でも異次元の少子化対策と言われるように、少子化が社会的な課題となっている中で、今後、地域としての支え合いの継続や生産人口の確保をしていく上で、若い世代が安心して暮らし、また、未来の地域をつくり上げる子どもたちが健全に成長していける社会をつくり上げる必要があり、地域社会存続の観点から重要な事業になります。

この分野の新年度予算新規事業としては、GIGAスクール構想のためのタブレット更新や村が一部費用負担する小中学生のスキーリフト無償化、拡充事業では不妊・不育症治療費補助や産後ケア事業などがあります。

続いて、農地の保全と地産の推進ですが、白馬村の観光と並ぶ基幹産業である農業を振興することは、地域経済活性化だけでなく、新鮮で安全な農産物の供給による健康増進や食料自給率の向上。また、観光と連携することによる付加価値の向上。さらには景観や環境の保全といった視点からも重要です。

新年度予算の中で、この分野の新規事業としては、特産品支援として生産者が減少傾向の紫米生産者支援や有機農業推進のための有機JAS認定者支援、事業エリア外農地の多面的機能発揮整備のための村単交付金事業などがあります。

5つ目の支え合う福祉と健康の村づくりの推進は、いわゆる健康福祉で、人が暮らしていく上での基本要素であり、全ての住民が身体的にも精神的にも社会的にも健やかで安心して豊かに暮らしていくために重要な事業です。この分野は、村民が暮らしていく上での基本要素であることから、当然に、一定水準は常に満たす必要があるため、毎年、各種事業に予算づけがされており、新規事業としては多くはありませんが、DXの推進分野でもあるAIオンデマンド乗合交通により、長年、特に高齢者から多く要望のありました公共交通となるふれ愛号からの充実やふれあいセンターへの冷房施設の設置事業などがあります。

最後の、世界水準を意識した観光の村づくりの推進は、白馬村の基幹産業である観光業においてコロナ禍から大きく回復した今、改めて世界水準を意識することにより、通年で国内外から適正数のお客様にお越しいただき、旅行者にとっても、住民にとっても快適で持続可能な観光地を形成し、地域経済の長期的な発展と住民生活の安定性を保つ上で重要な事業です。

この分野の新年度予算新規事業としては、ふるさと納税の推進にもつながるリフト券購入を通じた白馬DXポータルとの連携による地域のDX化、資金、データの村内循環事業。継続拡充事業として、村営八方池山荘の建て替えに係る官民連携事業アドバイザー事業などがあります。

このように、6分野の事業は、それぞれ異なる重要性を持つため、優先順位をつけるのは非常に難しいですが、分野として見た場合には、全ての住民にとって暮らしていく上での基本要素である、

福祉と健康の村づくりは、最上位の一つという言い方ができるかと思えます。

しかし、先ほども申しましたように、基本要素であるがゆえに、当然に一定水準を常に満たす必要があるため、毎年、各種事業に多くの予算づけがされてきており、新年度の新規事業として優先順位をつける場合には、他地域に比べ、まだ十分とは言えない子育て支援の推進の優先度が高いと考えます。

ただし、そうした支援事業を充実させていくためには財源が必要であるという観点からは、将来に向け、財源確保につながる経済活動の活性化策やふるさと納税など、新たな財源の拡充のための事業は同様に優先順位が高いと言えます。

また、ゼロカーボン等の環境施策は、長期的に見て、健康や生命に関わる事項であることから、先ほど申しましたように、温暖化防止効果がすぐ現れるものではありませんが、積極的に取り組んでいかなくてはならない事業と考えます。

次に、2点目の公営住宅の建設を行なわない理由についてお答えします。

まず、本村の村営住宅については、直近では、平成28年度に神城断層地震における被災者の住宅確保のため、10棟18戸分を新築した後、令和3年度において、老朽化した白馬町団地2棟を解体し、現在は、13棟24戸分を提供しております。

村営住宅整備に関する現在の村の考え方としましては、第5次総合計画の中でもお示ししてまいるとおり、当面は現状の24戸で運用していきつつ、老朽化した施設住宅をより安全に提供していくために、公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕を優先して行なっていくこととして方針決定した経過がございます。

特に、建築後、40年以上経過している森上団地につきましては、外壁や屋根の損傷が著しく、令和6年度以降、継続的に修繕を行なっていく計画でありましたが、財政健全化に資する事業実施年度の見直しにより、これら修繕計画も先送りせざるを得ない状況にあります。

公営住宅を含めたいわゆる箱物の建設に当たりましては、必要とされる施設の整備方針、既存施設の個別修繕計画、さらには、それに連動する財政計画との整合を図りながら検討していく必要があるものと考えます。

次に、3点目の図書館等複合施設の建設スケジュールが決まらない理由についてお答えします。

図書館等複合施設の建設については、加藤議員、ご指摘のとおり、これまで多年にわたり検討が行なわれてまいりました。

経過を振り返りますと、平成29年7月に図書館複合施設検討委員会が始まり、平成30年10月まで全9回の検討会が行なわれました。

さらに、村内において学校や文化祭等においてワークショップを開催し、意見の聴取を行ないました。

平成31年3月には、基本構想を策定し、子育て支援機能の複合化を決定し、令和2年3月には

基本構想を基にした基本計画を策定し、最優先候補地を白馬駅に選定しましたが、様々な意見がある中で、候補地を見直すことを決定し、令和3年4月に住民説明会を開催して候補地の見直しを行ない、現在の子育て支援センターと西側の用地を候補地に選定いたしました。

令和4年1月から図書館等複合施設検討委員会をスタートし、同年4月からは、国土交通省の事業を活用して官民連携調査を実施しました。

調査時点では、参入意欲を有する企業も複数存在したものの、財政規模に見合った施設とするため、令和5年4月からは、事業費を縮減する検討を進め、複合施設の計画面積を3,000平方メートルから2,300平方メートルとし、令和12年の複合施設開設を目指すこととしましたが、最終的には、官民連携事業に興味を示す企業を得ることができない結果となったため、村が事業主体となり、施設の建設と運営を行なう考え方としました。

また、この検討の中で、公共施設の個別施設計画の見直しを全課で行ない、さらに財政負担の平準化を図るために複合施設の場合だけでなく、子育て施設と図書館を別々に建設した場合や施設が老朽化している子育て施設を先行して建設する場合について、再度、財政シミュレーションを行ない、一定の方針を定めましたので、本会期中にその結果をご説明させていただく予定です。

これまで建設場所の選定と大きな財政負担を伴う事業実施のため、公共施設の個別施設計画の見直しと財政シミュレーション等を繰り返し行なってきたため、長い時間を要することとなりました。

これは、村の将来に大きな影響を及ぼす大型事業のため、慎重に検討を進めてまいりましたことにご理解いただきたいと存じます。

次に、4点目の給食費についてのご質問です。

令和5年第4回議会の一般質問において、給食は、児童生徒の健全な身体発育や食を通じた教育につながるものであり、財政事情による自治体間格差が生じないように、国が制度するのがよいと考えておりますが、令和4年度当初予算編成も作業が始まったばかりでありますので、予算の配分を総合的に判断する中で判断していきたいと思っておりますと答弁いたしました。

本定例会に提出いたしました令和6年度一般会計予算案において、給食負担額や公費の上乗せについては、令和5年度と変更はございません。

大北管内町村との負担額に差があることは承知しており、給食費負担を軽減することに異を唱えるものではありませんが、村の施策を総合的に判断する中で、今回は他の事業に予算を配分したためです。

しかしながら、教育委員会からは、物価も高騰しており、現在の1食当たりの給食費では厳しいとも聞いておりますので、栄養価などを落とさずに、安全でおいしい給食を提供できるように、引き続き、負担の在り方を検討していきたいと思っております。

次に、5点目の長野県の子育て世帯の負担軽減事業により、白馬村の年間予算は、幾ら削減されるかのご質問についてお答えします。

まず、私立高校の授業料支援は、白馬村では、県内の私立高校に在学する生徒の保護者負担軽減策として、1人2万円を補助しています。

これは、授業料ばかりでなく、通学や学用品など、総合的な負担に対する就学補助金でありますので、県の行なう授業料支援が増額しても、村の経費負担が削減となることはありません。

また、3歳未満児の保育料の軽減につきましては、村としても制度の拡充であり、歳入の減額になりますので、予算削減にはつながりません。

したがいまして、議員が示された3つのうち、通院医療費助成の対象年齢の拡大についてご説明します。

村では現在、18歳までの者の医療費を福祉医療として助成しています。この福祉医療の給付に対する県の補助率は2分の1で、対象は小学校3年生までです。

残る小学4年生以降については、現在は、村が全額を負担しているわけですが、県費による補助範囲が中学生までに拡充されると、これまで村が単独で負担していた分が減るわけです。

ご質問は、この点に係るものと解釈してお答えしますと、令和4年度の実績を参考に試算した金額となりますが、村が福祉医療として単独で負担していた医療費が約600万円、県の補助対象が拡大し、中学生までが補助対象になると、その2分の1の約300万円程度が軽減される見込みであります。

最後に、6点目の来年度から運行するA Iを活用したバスと定時定路線バスの違いについてであります。

令和6年4月から、ふれ愛号とナイトデマンドタクシーを統合して、新たにA Iオンデマンド乗合交通を運行します。

このA Iオンデマンド乗合交通とは、人工知能の活用により、効率的な配車及び工程の選択を行ない、路線を定めず、旅客の需要に応じて乗合運送の運行形態で行なうものです。道路運送法上は区域運行に該当します。

一方の定時定路線とは、道路運送法上は路線定期運行に該当しますが、これは路線を定めて運行するものであって、起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行形態になります。

このように、両者の大きな違いは、路線の定めがあるかないか、時刻設定の定め、つまり時刻表があるかないかになります。こうした運行形態の違いが利用する場面でどのように現れるのかを想定してみると、定時定路線では、時刻表を参考に目的の路線が運行しているバス停でバスを待ちますが、A Iオンデマンド乗合交通では、時間や出発地、目的地といった利用者の要望に応じて配車及び運行することになりますので、タクシー間隔で利用することができます。

A Iオンデマンド乗合交通では、予約という一手間が増えることとなりますが、路線や時刻設定に定めがありませんので、乗降場所や時間という点での自由度の高さが、この一手間を補って余りあるものと見えています。

以上、加藤亮輔議員のご質問の答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 答弁書が期待していたよりずっと長かったもので、後の質問に差し支えます。

まず、ベスト・ツーリズム・ビレッジのことについてお聞きするつもりでした。

こういう榮譽と言おうか、本当にいい認定をされたということで、私も喜んでます。

この、皆さんに資料をお渡ししましたが、この認定されたときに、日本国の観光局と村長がインタビューを行なっています。

ここに詳しく載っていますけど、一番目のトップの事業が何かというところで、簡単に答えてくれればよかったんだけど、長い答弁でしたので、後で時間があつたら、ここについては、また質問したいと思います。

ですので、2番目から行って、最後にまた1番に戻るというやり方で行ないたいと思います。

それで、まず2番目のところから行きますけど、3枚目をめくって、資料2をご覧ください。

資料2のところ村営住宅のご案内が載っています。

この中に、4村の村営住宅、県営住宅の比較が載っておるんですけど、小谷村は83戸、池田は61戸、松川は133戸、それに比べて、白馬村は24戸と極端に少ないです。

また、池田は142戸、松川は48戸の県営住宅もあります。

白馬村については、震災の後の住宅が一番最後で、その後、増えていないということなんですけど、白馬村への移住者は非常に多いです。そういうことと、それから白馬村に住んでいる若者たち、若い人たちの結婚・出産・子育て、そういうものを叶うために、叶えさせるためにも村営住宅が必要だと思います。それをやらないというのが、ちょっと理由が分からないんですけど、ただお金がないからというような理由なのか、それともやらないほうが白馬村の発展につながるという考えか、その辺の事情をちょっとお知らせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） それでは、村営住宅の設置、管理につきましては、建設課のほうで所管をしておりますので、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、確かに数字だけ見れば、ほかの市町村、自治体よりは少ないというのは一目瞭然でありますし、ほかの自治体の状況を伺ってみますと、いわゆる国の補助金を使わなくても、単独でも毎年、建設をしているという自治体もあるというに、県内ではそういう自治体もあるというふう聞いております。

白馬村のこれまでの経過からいきますと、ほかの自治体に比べて比較的、民間の住宅、賃貸住宅等のほうが比較的多かったということもありまして、一時は、民間の住宅が大分空きもあったというような時代もございまして、民間のそういった住宅と競合してしまうこともあるということで、村としては、正直申しますと、積極的に公営住宅というもの、村営住宅というものを建設をしてこ

なかった経過というものもございます。

また、県営住宅もほかの市町村、結構多くあるんですけども、県の方針として、今後の人口減少社会を見込んでいったときに、やはり今以上、増やす計画は、やっぱりどこの市町村もないということでもあります。基本的に今の戸数よりもやっぱり将来的には減らしていくという計画で動いているということなんですけれども。

白馬村も以前、昭和50年代に県営住宅が何棟かあったものを、県の廃止の方針の中で、やはり住宅を残していきたいという中で、この村がそれを引き受けて現在まで運用してきている状況でございます。

現状で、じゃあ、新しい建物を建てる、どうするかという部分に関しましては、やはり、先ほど村長の答弁で申し上げましたとおり、現在いろんな建築物、公共施設の計画がある中で、やはり優先順位というものが出てこようかというふうに思います。

平成28年度に神城断層地震に伴い、18戸の村営住宅を建築したんですけども、当時の建設費用というのは、土地の費用を除いても5億円近くかかっております。

それに国の補助金なども充ててやっておりますけれども、これの分については全て起債でまかなっているという状況もございますので、やはり、ほかの施設の整備計画、あるいは財政等の計画等も含めながら、今後、検討していかなければいけないなということでもありますので、その点につきましてご理解をお願いできればと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんが。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今、民間との競合の問題とか、それから今後、人口が減少していく中でつくってはいかがなもんかというような意見が出ました。

実際は、現在、白馬村へ移住してきた人が、また美麻のほうへ、小谷のほうへ、大町のほうへまた移住すると。そういう方が非常に多いです。それはなぜかということ、やはり住むところがないということなんです。だから、やはり20年、30年後のところのことも考えないといけないけれども、今、若者たちが白馬村に住んでいただくと、そういうためには何をしたらいいかというのは、やっぱり、住宅を一定のところ確保することは、喫緊の私は課題だと思います。そのことはよくちょっと考えて、今後の村づくりに行なっていただきたいと思います。

次に移りますけど、図書館のことです。

それで、今、図書館を作るについて、いろいろ否定的な意見が出ていますけども、先ほど言われたように、もう10年前からのいろんな村民要望で、ウイング21に集まって、花井さんでしたかね、集まって話をして、それからもう10年経っています。

それで、先ほどの報告のように、いろんな検討委員会もやって、もう十分話し合いは済みました。村民の要望もやはり早く作ってほしいという要望はぶれていません。

それで、住宅のところでも、先ほど課長のほうから、いろんな事業に対しての優先順位があるというようなことを述べましたが、行政の中で図書館を作ることに対しての優先順位はどれぐらいに置いているのか、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） そうですね、ちょっとお答え、どういう言い方をしているかわからないですけども、本当に行政で行なう事業というのはたくさんあります。優先順位ということでは、住民の生命、財産に関わることが第一位だと思います。それ以下に関しては、そのときの状況等によって変わっていくかと思っておりますので、図書館が何番目という言い方はできませんけれども、優先順位という意味では、まず住民が安心安全に暮らしていけるものが第一位になろうかと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そしたら次に、生涯学習スポーツ課長に1つお聞きします。

昨年の12月のときに図書館建設財政試算というものをしました。この資料の3に掲載されていますので、見ていただきたいと思っております。

それで、この中で、非常に実質公債比率が17.9というような数字が出ているように、18超えるとあまりよくない数字だと私も認識しています。

それで、もう少し綿密なシミュレーションをやると言っていました。いよいよ3月になりましたけど、そのシミュレーションの結果はどうだったのか、教えていただきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） シミュレーションにつきまして、過去に何度もやり直しをしまして、この委員会、それから全協におきまして、その資料を基に詳しくご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そんなに詳しくなくてもいいんです。大体、概要を教えてください。詳しいことは委員会で聞きますから、時間もありませんから、概要を教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 概要については、議員が用意していただきましたこの資料と印象的には大きくは変わっておりません。

ですが、また、6年度予算が決まる中で、大きく償還している部分がありまして、そういった部分も併せましてご説明をしたいというふうに考えております。

また、こういった実質公債費比率プラス、あと村が一財で負担しなければいけない部分というの

も非常に大きな数字になってきますので、そういったものも併せまして、ご説明をしたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、資料4をちょっと見てください。次のページをめくれば4になります。

これ4は見開きでなっています。これは何の記事かという、ニセコ町、ニセコ町と言うんですね、ニセコ町が図書館をつくった、2021年の9月号の広報ニセコの図書館建設特集号から転記しました。

この広報ニセコの特集号は、図書館について8ページぐらいの特集を組んでいます。その中の2ページです。

それで、図書館については、村民要望に沿って3年、4年かけてやっぱりつくられました。名前としては、こういうあそぶつくと、遊びとブックを掛け合わせた言葉で、白馬のように、白馬は子育てセンターと図書館をやりましたが、ニセコは交流センターと図書館を結合させたと。それで非常に村内の交流が非常に高まったと。村づくりにとっても非常に好結果をもたらしたというようなことも含めて載っています。

それで、私もちょっと図書館について、今までお金のこととか、早くつくれというようなことばかり言っていましたけど、やはり図書館がなぜ必要かということのを少し考えないいけないと思うんですね。

教育基本法とか図書館基本法という法律もあります。

その中で、ちょっと私の言葉で言えば、こういう図書館ができるということ、白馬村の状況からいけば、図書館を利用するのは外国人の方もきっと利用してくれると思うんですね。そういう方と村民との交流。

それから、また白馬村には国際観光科を抱えた白馬高校もあります。その白馬高校の生徒たちもきっと図書館を利用すると思うんですね。そういうときにまた外国の方と交流する。そういう中で、いろんなその国々の生活、話題なども非常に大きな交流の場が広がると思うんです。それは白馬高校にとっても非常にプラスになるし、そういうような交流、コミュニケーションが広がることは、白馬村の今後の村づくりにとっても非常にいい結果を私はもたらすと思います。

だから、ただ単に図書館をつくと、非常に厳しいというのは僕も分かるけども、先ほどの優先順位のところからいけば、命の次に必要なものだと私は思います。

やはり、白馬に一番足らないのは、私が白馬に来てもう40年になりますけども、最初の頃は、やっぱり、もっとリフトをつくれつくれというような物の増設が多かったけども、だんだんそれがやっぱり文化とか、芸能とか、伝統とか、そういうものに移行したと思うんですね。

それで、今も観光客の大きな目的の1つの中には、白馬の文化を知りたいと。そういうためには、やはり図書館というものも必要だし、塩の道の整備ももっと必要でしょう。そういう意味から言っても図書館をつくと、そこへ投資をすると、未来投資をすると、そういうことをやっぱり真剣に考えてほしい。ただお金のことを言わずに考えてほしいと思います。

ほんで、村民要望の中には、もう10年間もはっきり言えば待っているんですよね。それが今回、また何の進展がないというような今の生涯学習スポーツ課の課長の話なんですけども、7年、9年の今までの予定、それは変わるのか変わらないのか、そのところだけちょっと教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 今、お答えしました7年、9年の予定というのは、令和9、10に設計等を始めて、12年が開設の予定という、その部分ということでよろしいでしょうか。

第10番（加藤亮輔君） はい。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 過去の議会における説明につきましては、そこを目標としているとあるけれども、現在、そこで本当にできるかどうかの決定はできないという説明を、過去の中では説明してきたかと思えます。

今回、いろいろ年月がかかったことの説明は先ほどありましたけれども、最終的にやり直したそのシミュレーション、それから、あと複合施設の建設プラス、別々にやった場合だとか、子育てを優先したシミュレーションとか、様々なものを行ったので、そこら年度の変更ということも併せて資料を基に、委員会でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そしたら、これ以上、押し問答しても始まりませんから、次に移りますけど。

次めくって、資料の5をご覧ください。

この資料5は、令和4年、令和5年度の長野県学校納入金ってなっていますけど、これは徴収金の間違いです。失礼します。

それで、この調査は長野県の教育委員会が行ったもので、そのホームページから転記したものです。その転記したものについて、私が下の下段の1人当たりどれぐらいかかるかというのを、生徒人数で割ったものが下の段です。

それを見比べてみますと、池田町について言いますと、1人当たりのところで見ますと、やはり何でね、合計で5万1,498円です。ほんで小谷村が一番高く7万8,591円と、白馬村は6万6,132円というふうになっています。

県平均で見ますと、小学校の場合、7万8,133円が平均値です。

それよりも小谷村は少し、ほんの少し高いかなあという感じで、ほかの池田、松川、白馬は、そ

の県の平均よりは少し安いというような実数です。

その中で、給食費のところはどうかと。給食費について見ますと、池田町の1人当たりの上の段の21年度を見れば、池田町は3万1,180円です。

それが22年度の池田町の1人当たりのところを見ると、2万2,349円ということで、この下に三角で書きましたけど、要は、池田町は8,830円、給食費の割合、徴収金が減ったと。それから、松川は6,349円減ったと。それから、小谷村は2,050円減ったと。しかし、白馬村は641円増えたというふうな計算になります。

それで、先ほどの話で給食費だけじゃなく、他のこともいろいろ考えて、こういうことにして、今年は給食費の減額は予算としてはつけなかったということなんですけども、やっぱりこういう具合に、その都度都度、対応していかなければ、差が広がるだけなんですよね。そのときにほかの事業をやるなら、先ほど言った命と健康の問題で災害が起きて非常に大変だというときは別ですけども、平時だったらなるべく横並び、この北アルプス地域の4町村の平均をやっぱり後追いでいいからついていくようなことは、私は必要だと思うんですけども、なぜその、そんな大したお金ではないと思うんですけどもやれなかったのかということをもまず一つ聞きます。

だから、もうその資料5の横に、もっと具体的にちょっと自分で計算しました。

今、白馬村の場合は、小学生が10円、中学生は20円の補助を出します。それを小学生も中学生も50円の補助にした場合、要は、小学生は40円アップ、中学生は30円アップの補助なんですけど、そのときやるとここに資料5の右側に書きました。合計すると白馬村の生徒の人数を掛けると合計438万2,000円あれば一応、今までより10円補助、20円補助が50円補助までアップするんですよね。それさえも考えなかったんかということをお聞きしたいんですけど。

最初からもう給食費については、補助はしないと、今回はやらないというような感じなのか、それともやっぱりほかやとるから、いろいろ考えたんだけどやっぱりできなかったと、努力はしましたよというような感じなのか、どっちなのでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） 住民の方からそういうご意見があるということ、また教育委員会のほうでもぜひというお話は、私のほうでも伺っております。

ただ、これは先ほどの図書館のお話とも絡みますけども、先ほどニセコの例を挙げさせていただきましたが、図書館が住民の豊かさを上げていくために必要な施設だということに関しても私は、特に何も否定するものでもありませんし、そういったものがあればいいというふうに考えております。

ですので、給食費についてもできることであればという気持ちは変わりませんけれども、来年度の予算を総合的に編成する中でつけることができなかったというのが回答になります。

その分、先ほどあの6項目の中の優先順位というご質問がありましたので、その6項目それぞれ大切さを説明させていただきましたが、そういったものを勘案する中で、今回はつけることができ

なかったという回答になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、簡潔に質問に入っていただくようお願いいたします。

第10番（加藤亮輔君） それから給食費のところについては、時間の関係、それで終わります。

それで、次に移りますけど、資料の次のページをまた開いてください。

それで資料6、これは信濃毎日聞と中日新聞に載った記事なんですけど、それを転記しました。

それで、先ほど言いましたように、今まで村が補助していた医療費の、高校生まで医療費を補助していました。その費用していたものを県が事業を行なうことで、先ほどの話では300万円ぐらいは軽減されるだろうというようなお話でした。

それで、長野市が行なおうとしている子どもの医療の窓口500円、これを無料化する場合、白馬村はどれぐらい必要なんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。堤住民課長。

住民課長（堤則昭君） お答えします。

約400万円になります。

議長（太田伸子君） 加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） そうしたら、先ほど300万円ぐらいは何とかなのではないかと。今、担当課長から聞きましたら400万円ぐらい要るということで、100万円ぐらい足りないということなんですけども。もちろんすぐには無理な問題、いろいろ準備もいろいろありますけども、まあ、どうだろう、夏過ぎ、秋ぐらいになれば、年間はきっと400万ぐらいの話だと思うんです。半期だったら200万ぐらいでいいかなと思うので、その300万円を使って、こういうところへ補充していくと。多くの自治体がそういうことをやる方向で今、動いていますから、白馬村もその辺を十分考えてほしいと思います。返事については、また委員会のほうでちょっとお聞きします。

それで、次に大きな問題であるこの4月から運行するA I デマンドバスふれ愛号についての質問に移ります。

それで、私も長年、この公共交通白馬村に二次交通を運行すべきだと、誰でも乗れるようにすべきだということをもう何回となく質問も意見も述べてきました。それで今、運行することに私も非常に喜んでいますが、期待もしています。その中で少し、村民の方が今のやり方でよりもっと便利になる、もっと使い勝手がよくなるというところをちょっと意見として述べて、その返答をお願いしたいと思います。

それで、1つは、白馬村の場合、停留所が80か所というような感じに公表されています。

それで、前にも発言しましたが、私自身、茅野市とそれから塩尻とそれから安曇市の3市のA I のこのオンデマンドを運行している担当者の方から意見をいろいろ聞きました。それで、やっぱ

り今までの定時定路線よりも無駄なく運行できるという利点は十分あると。後は、どういう具合に、利用者にどうお知らせをするかというところが重要だよというような意見を聞きました。

それで、そのA Iの活用の一番は、利用者を増やすことと、利用者が自由に乗れるような体制をつくると。

定時定路線の場合は、停留所を決めたらそれを動かさないんだけど、A Iの場合は、はっきり言えば、停留所が今80を200か所にしても何ら問題はないんですよ。要は、その停留所にお客様、予約がなければ行かないんだから、お客のいるところしか運行しないんだから、200か所であろうが、300か所であろうが、その誰かが予約をした、その時間帯に動くバスがその300か所全部回るわけではないんです。予約のされたところだけ動いて目的地へお客様をお届けするというものですから。それをたくさんつくれば停留所が近くなる。近くなれば使い勝手がよくなる。停留所が遠ければ誰も使わなくなるというのは、それはもうやる前から分かると思うんです。だから、なるべく停留所を増やしてほしいことがまず一つ。

それから、これもこの表の中にちょっと書いたんですけど、次の資料7の右側のほうを見ていただければいいんですけど、この右側の中の間、子ども、障がい者などの割引回数券というような列があります。

それで、白馬村は子ども料金は270円にするという案が出ています。大人は300円と。1割引にしてやると、乗っていただくと。これ、でもやはり、塩尻でも茅野でも同じデマンドのタクシーと言おうか、パスと言おうか、それは名前はどちらにしてもいいんですけども、そういう運行をしています。それで、ここに見ても分かるように、安曇野市でもそれから塩尻市のどこでも半額です、子どもは、やっぱりこれはね。長年、日本の交通に対する大人の半額が子どもだというのは定着していると思うんですよ。だから白馬村もやっぱり半額にすべきだと私は思います。それが2点目です。

3点目は、広報の問題なんだけど、2月、広報白馬の2月号で載っていました。私も見ました。だけど、やはり分かりづらいし、広報を見ない人ももちろんいます。広報が自分のところへ来ない人もいます。だから、もっともつこの3月の運行まで、もうあと20日ぐらいしかないんです。どこの自治体も運行するときには、それ相当の宣伝と広報活動をやっています。これで運行の仕方から予約の仕方、いろんなシミュレーションのパンフレットもつくって、宣伝し、広報をして利用していただいている。白馬は、広報を2月号に載っただけであと何もやっていないと。そのところは、この事業の行き先が私は心配です。もっと、やっぱりきちっと村民にこういうバスが、タクシーが動くということを大いに宣伝してほしい。その3点についてちょっと答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。答弁時間が4分しかありませんので、気をつけて答弁をお願いいたします。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

私からは最初の2点、時間もないので簡潔にお答えします。

乗降場所とそれと子ども料金の関係ですね。

4月から、これから始まる事業で、今、PDCAで言えばプラン、計画の段階なんですね。この先、4月から実行して、当然、その先にはチェック、評価、アクション、改善というのがありますので、頂いた意見、それから利用状況に応じて、ご利用者の声を聞きながら改善、また加藤議員のご期待にも沿えるような形にしていきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それでは、私から広報の関係お答えします。

2月号につきましては、おおむねの計画ができたということで最低限の広報ということでさせていただきます。

今現在、さらに実際の乗り方、乗降場所も含めたもの、こういったチラシもつくっておりますし、またもっと視覚的に分かりやすいように動画で、実際に、予約あるいは乗り方等も含めておりますので、これからそれを村民のほうに周知してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。もう1個言ってい。よろしいですか、田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） あと加えまして、各地区に出向きまして総会あるいはお年寄りの集まり、そういったところで職員が実際に出向きまして、丁寧な周知のほうを図ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤時間の後、2分です。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 2分ですから、私からちょっと意見を述べさせていただきます。

議長（太田伸子君） 意見で上げて終わるのならやめてください。

第10番（加藤亮輔君） はい。一番最初の、認定された。この村にとっても非常に名誉なことだと思うんですね。そのことについて村長からいろいろこの賞をもらったいきさつとか、それからこの中に述べている山岳景観と農村文化、民商発祥の地とホスピタリティあふれる村民のこととか、村の歴史とか、いろいろ聞きながら、今後の村づくりを、それからまた白馬の第5次総合計画の理念をどう生かしていくのか、ちょっとその辺をいろいろ聞きたかったんですけども、やはり聞けなかったことは非常に残念です。

次回、また質問するんですけども、やはり、ピンポイントで質問したことについては、あまり長く答弁をすると時間延びますから。ピンポイントで聞いたことについてはピンポイントで答えていただきたいということによって私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 村長、答弁ありますか。

村長（丸山俊郎君） はい。

議長（太田伸子君） 丸山村長、1分です。

村長（丸山俊郎君） はい。ただいまピンポイントと言われたんですけども、一応、ご質問が6本の柱を掲げているというふうにあったので、観光のところに限って言っていただければ、私もそう答えられたんですが、事業編成の6本の柱という中で言われたので、全てを勘案した上でお答えさせていただきました。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月20日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月21日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から3月20日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、3月21日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

令和6年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和6年3月21日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和6年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和6年3月21日（木）

（第3日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第30号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 6 発委第 3号 白馬村議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 発委第 4号 刑事訴訟法（再審法）の改正を求める意見書
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第10 議員派遣について

令和6年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和6年3月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

同意第 1号（村長提出議案）説明、採決

議案第29号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第30号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 3号（議会運営委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 4号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 同意第 1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
 2. 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
 3. 議案第30号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和6年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 第1番丸山和之です。先週の14日に開かれた総務社会委員会の審査等の委員長報告をさせていただきます。

令和6年第1回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案17件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第4号 白馬村黒豆沢土砂災害による被害者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定について。

令和5年12月16日に発生した黒豆沢土砂災害により被災した方で、村税の納税義務がある方に対し、令和6年度に課する村税の軽減、免除をするための条例を制定するもの。

質疑、意見として、村が対象者を把握して対象とするのか、被災者がこの条例を見て申請するのかの問いに、対象者に郵送で案内を出し、申請をしていただくことで考えているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第5号 白馬村犯罪被害者等支援条例の制定について。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、村及び村民等の責

務を明らかにするとともに、村の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、条例を制定するもの。

質疑、意見として、第二主語が抜けている。村は「村民が」犯罪被害者になった場合を指すので、入れる必要があるのでは、の問いに、目的の部分ではうたっている。支援金の部分だと村民の定義を設けている。村外に住居を有し、居住し、勤務し、または在学する者及び存在において、事業または活動を行う者という大きなくくりで示しているとの答え。

村民が犯罪被害者になった場合の目的を書くか、定義を書く必要があるのではの問いに、条例の犯罪被害者とは、住民票がなくても村内に住んでいる人を含めて概念的に言っている部分。

討論といたしまして、「村民が」を入れるべき。基本的には賛成。

採決したところ、議案第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第6号 白馬村文化財保護条例の制定について。

文化財保護法の改正に伴う本条例の全部改正を行うもの。

質疑、意見として、指定文化財と指定文化財等とあるが、「等」がついたりつかなくなったりするが使い分けはの問いに、物に対する指定、技術に対する選定、人や団体に対する認定があるので「等」としているとの答え。

討論として賛成。観光にも生かしてほしい。

採決したところ、議案第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の規定に準拠し、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率を改正するもの。また、「地域学校協働活動推進員」を追加するもの。

質疑、意見として、社会人の発達障がい等は面接だけだと分からない。そういったことへの対応はの問いに、正規職員の採用については性格の適性検査を取り入れている。民間の専門がつくった試験で細かい分析結果が出ている。その結果に基づいた具体的な質問例が出てくるので、面接でも取り入れているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

「一般職の職員の給与に関する条例」の規定に準拠し、フルタイムの会計年度任用職員の期末手当の支給率を改正するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第8号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について。

ふるさと納税寄附者の意向を反映する事業区分の拡充、並びに寄附金積立額の取扱いを変更するためのもの。

質疑、意見として、スポーツ振興の項目に健康増進を入れることにより、スポーツ振興に使ってもらいたくて納税した人は、使途が健康増進だと納得しない人もいるのではの問いに、スポーツ振興だけしか使えないところを健康増進に使えるので、基金の用途が広がるため改正した。使途の内容は公表しているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

長野県が示す「国民健康保険運営の中期的改革方針」に基づき、令和9年度までに二次医療圏内の各市町村が応益割保険料を標準保険料に近づけていく必要があることから、国民健康保険税率の改正を行うもの。

質疑、意見として、改正後に全体として引下げになるのか、引上げになるのかの問いに、内容は条件をつけて昨年と比較したが、変わらないケースが非常に多かった。一部下がる場合もあったが、税率の引上げの改正ではないので、小幅にとどまることになるとの答え。

応益割を少なくするのか、応能割を少なくするのかの問いに、わずかだが応益割のほうへ増えていく。標準税率が出てきたら再検討する。

討論はなく、採決したところ、議案第10号は、委員長を除く委員多数の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第11号 白馬村保険料条例の一部を改正する条例について。

長野県の子育て支援策充実により、令和6年度から始まる保険料軽減事業に伴い改正するもの。

質疑、意見として、所得割とあるが、例規的に住民税所得割ではないかの問いに、備考に地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額とうたっている。備考で所得割課税割と示しており、引用しているので、例規上補完されているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第11号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

こども家庭庁が設置されたため、こども家庭庁設置法施行に伴う関係法令の整備に関する法令等の施行に伴い改正するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第12号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

こども家庭庁の設置により、こども家庭庁設置法施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う改正をするもの。

質疑、意見として、特定教育・保育施設の対象はの問いに、しろま保育園と白馬幼稚園のみとの答え。

特定地域型保育事業を運営しているところはないのかと問いに、ない。ファミリアはくぼとサンライズキッズ白馬園は、家庭的保育事業が該当となるとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第13号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第14号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例について。

白馬南小学校において放課後等子ども教室を開設することに伴い、放課後子ども教室設置条例の一部を改正するもの。

質疑、意見として、児童クラブと子ども教室の部屋は分かれるのかの問いに、実施曜日等は募集して計画していくが、同じ曜日の場合は同じ場所になってしまうとの答え。

料金が児童クラブと子ども教室で違うが、どのような対応を取るのかの問いに、児童クラブは毎日18時までと土曜日の預かりがある。子ども教室は週に1回を想定している。利用頻度の差で料金の差をつけていく。児童クラブは利用できる人の制限もあるとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第14号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第16号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について。

村営運動場、農業者トレーニングセンター、B&G体育館の使用者区分の表記の改正をするもの。

質疑、意見として、将来的にはDXの観点から予約アプリなどを導入すると思うが、そのときに証明の方法も考えていくのかの問いに、運用しながら時代に合ったものに変えていく形になると考えているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第16号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第17号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について。

ウイング21トレーニングルームの料金改定及び施設の使用者区分の表記の改正をするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第17号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第18号 白馬村体育施設条例の一部を改正する条例について。

体育館施設における開場時間の改正をするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第18号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）所管事項。

歳入歳出それぞれ1億1,594万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を70億1,176万7,000円とするもの。

人事異動に伴う人件費補正について、及び電気料単価による光熱水費高騰の増額補正については報告を省略します。

総務課関係。

ふるさと納税事業2,279万7,000円の減額は、収入見込額を9,000万円減額し、年間の寄附の収入見込額を5億5,000万円にすることに伴う関連諸経費を、今年度の実績に伴い減額するもの。

ふるさと納税基金事業4,873万9,000円の減額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金の減額と、企業版ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金の増額によるもの。

質疑、意見として、ふるさと納税の金額は、それに伴う委託業務をした「しくみ株式会社」への支払金額はどのくらいになるのかの問いに、2月末時点での寄付額は1万2,041件で5億4,400万円余。3月分は確定していないが、最終見込みは5億5,000万円。委託料は返礼品と事務手数料を合わせたもので、最終的な支出額の見込みは1億9,100万円として算出しているとのこと。

生涯学習スポーツ課関係。

ウイング21維持管理事業210万5,000円の減額は、工事請負費が主なもの。

質疑、意見はありませんでした。

続きまして、子育て支援課関係。

児童手当等給付事業30万円の減額は、白馬幼稚園の定員の変更による施設型給付費と児童手当の減額によるもの。子育て世帯支援特別給付金事業50万円の増額は、支給対象者の増に対応するもの。

質疑、意見はありませんでした。

教育課関係。

学校環境整備事業265万5,000円の増額は、工事期間が春休み中になるため補正するもの。

教育振興費763万円の増額は、小学校の令和5年度の教科書の改訂による教師用の指導書を購入するもの。

学校給食センター事業104万1,000円の増額は、修繕費と備品購入費。

質疑、意見として、中学校の保健室のLED化はリースでやるのかの問いに、工事で改修する。照明器具12台を見込んでいるとの答え。

住民課関係。

後期高齢者医療事業120万3,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金が主なもの。福祉医療費給付事業657万4,000円の増額は、給付の増による子ども医療給付費が主なものの。

環境衛生事業110万円の増額は、無縁墓地の納骨堂の設置によるもの。

質疑、意見として、無縁墓地の埋葬はどこにするのかの問いに、北城南部のほ場整備された田んぼの真ん中あたりで、村が管理していた土地。以前、土葬していた経過があり、ほ場整備の折に土地を改良してもらったので納骨堂を設置する。再度火葬して骨にした状態で埋葬する予定。

健康福祉課関係。

老人福祉事業200万円の減額は、老人福祉施設措置費。保健予防事業2,110万3,000円の増額は、令和4年度の精算による国庫負担金返還金が主なもの。

質疑、意見はありませんでした。

税務課関係。

賦課徴収事業59万1,000円の増額は、電算システムの改修による委託料。

質疑、意見はありませんでした。

議会事務局。

議会事務事業6万5,000円の減額は、会議録反訳料の減額と備品購入費の増額によるもの。

質疑、意見として、反訳料の単価はどのようになっているのかの問いに、本会議はページでの単価、委員会は時間で単価となっており、委員会の単価のほうが高くなっている。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第19号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決をすべきものと決定しました。

議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出それぞれ5,172万円を増額し、予算総額11億4,524万2,000円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第20号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

議案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出それぞれ102万3,000円を減額し、予算総額1億969万5,000円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第21号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

続きまして、陳情第1号 「刑事訴訟法（再審法）の改正を国に求める意見書」の提出を求める陳情。

提出者は、北安曇郡松川村2727、大北土業有志、代表者熊井弘です。受理年月日は令和6年2月16日。

陳情内容は、現行の刑事訴訟法は再審について定めているものの、再審手続を迅速かつ公平に進行させるための規定が不備であり、冤罪被害の救済手続として不十分な制度となっているため、「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」「再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止」「再審における手続の整備」を求める意見書を国に対し、提出するための陳情です。

質疑、討論はなく、採決したところ、陳情第1号は、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村黒豆沢土砂災害による被害者に対する村税の減免の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村犯罪被害者等支援条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 白馬村文化財保護条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 第10番加藤亮輔です。議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論をします。

この議案は、平成30年から国保運営を市町村から都道府県単位に移行し、令和3年に長野県国保運営方針ロードマップを策定し、保険料の平準化を目標にそれぞれの県域単位での令和9年までに標準保険料に統一するための保険料率改定の条例改正です。

白馬村は、令和9年の目標までに毎年国民健康保険料率を変更します。今回の改定を令和5年と

比較しますと、医療分は全てで値上がりします。所得割は0.2%の引上げ、加入者人数で計算する均等割は1,000円引上げ、世帯で計算する平等割は1,900円の引上げです。

後期高齢者支援分は、値下げで、所得割が0.3%に引下げ、均等割は1,000円、平等割は500円の引下げです。

介護保険分は、所得割を0.1%の引下げ、均等割も300円の引下げ、平等割は300円引上げになります。

合計で、所得割が0.2%の引下げ、均等割も300円の引下げですが、平等割は1,700円の引上げになります。

家族構成、年齢、所得のデータが公表されていませんから正確な試算はできませんが、昨年よりは小幅な値上げに抑えられると思います。

しかし、徴収方法を応益負担の割合を大きくする方向に進んでいます。租税は、各自の能力に応じて負担されるべきという租税立法上の応益の負担の原則が形骸化され、所得の少ない世帯に過重な負担を強いる保険料率に変更になります。

しかも、保険医協会調べによると、国民健康保険は現在でも中小企業向けの協会けんぽ、大企業向けの組合健保、公務員が加入している共済組合と国民健康保険を比較すると、約2倍の高い保険料なのです。値下げの改正案を提出すべきです。

全国知事会でも、国に1兆円の公費投入の必要性を訴えています。1兆円出せば、均等割、平等割が撤廃でき、先ほどの保険料格差が大幅に縮小できます。

また、昨年の値上げ分は、試算によれば230万円でした。その額より少ないと考えられますから、みんなで貯金した1億8,000万円の国民健康保険の財政調整基金を使って処理できると思います。貯金を使うと、長野県が白馬村をペナルティーするおそれがあるそうですが、村民が、ためたお金を使って村民の暮らしのために使うことに対して、本気で白馬村を処罰、制裁することができるでしょうか。既に実施している自治体のやり方を学ぶべきです。

国民健康保険制度は、日本の社会保障制度の根幹の制度です。政府は、住民と直接対話している自治体を——どこでも苦勞して自治体運営を行なっています。国は、困らせる通達を出すのではなく、国保支援金を増額すべきです。

以上、反対討論とします。

議長（太田伸子君） 他に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(太田伸子君) 挙手多数です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 白馬村放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 白馬村体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議

案第21号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第1号 刑事訴訟法（再審法）の改正を国に求める意見書の提出を求める陳情を原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長（切久保達也君） 第4番切久保です。令和6年第1回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告をさせていただきます。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、4件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第15号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について。白馬村文化財保護条例の全部改正に伴い、白馬村太陽光発電施設の設備管理等に関する条例第5条第12号（禁止される区域）における引用先条項を、改正後の白馬村文化財保護条例の条項に置き換えるもの。

質疑、意見としまして、議案第6号総務社会委員会の審議結果はの問いに、全員賛成により可決すべきものと決定されたとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第15号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第8号）所管事項。農政課関係。

農業振興事業180万1,000円の減額は、農業振興事業160万1,000円の減額と農業体験実習館のテニスコートの修繕費35万4,000円の増額によるもの。

農林業費農地費359万円は、多面的機能支払交付金の事業確定による76万円減額。

土地改良区負担金100万円の増額は、昨年12月の豪雨による平川頭首工土砂撤去に要する、白馬村土地改良区への負担金を交付するもの。

ほ場整備事業385万円の増額は、事業費確定によるもの。

現年発生農地、農林施設災害復旧費1,070万円の減額は、9月豪雨災害復旧事業の災害査定終了に伴う事業費確定による304万円の減額と、同じく事業委託料査定終了に伴う事業費確定による769万6,000円の減額。

質疑、意見としまして、12月豪雨災害というのは黒豆沢の土砂災害のことかとの問いに、12月豪雨災害という表記は国の名称、黒豆沢の土砂災害と同日に発生した豪雨災害のこととの答弁です。

環境保全型農業直接支払事業について、申請がされていないが、来年度も予算が計上されている。今後の考えはとの問いに、令和5年度も申請希望者がいたが、条件が合わず断念した経過がある。補助対象となる農地を村で定める必要があり、地域計画とも関連しているので課題が出てきた。令和6年度は、申請できるような体制づくりを進めていきたいとの答えです。

ほ場整備事業の北城南部の現状は、また北城北部は問題があると聞くが、進捗状況はとの問いに、北城南部地区は、現在、第3工区、第4工区を行なっている。第3工区は、基盤が終わっていないので春からの作付は全面できない。第4工区は、水路工事が終わっていないことと、土不足が影響し一部作付ができない状況で、地権者には了承済み。

北城北部地区は、令和7年度の事業採択の予定で進めていたが、合意形成の関係で延びている。現在、地権者から仮同意を取り、ほ場の希望エリアが決まってきているので、令和8年度の事業採択に向けて進めているとの答えです。

高収益作物の作付は前向きに検討しているのかとの問いに、担い手や実行委員と、何が白馬村に合った作物なのかを調査研究をしながら行なっている。第2工区で白ネギの作付を行なったところ成功したという事例があるので、今後も研究を進めていきたいとの答えです。

建設課関係。

土木総務費41万6,000円の減額は、白馬駅前の県単事業負担金の事業費確定による減額などが主なもの。

道路新設改良費606万3,000円の減額は、村道改良国庫補助事業、道路改良起債事業、村道改良単独事業、それぞれ国庫補助事業の事業費が確定したものの。

なお、村道改良国庫補助事業は1,163万9,000円、道路改良起債事業は866万2,000円を繰り越すもの。

河川総務費239万5,000円の減額は、姫川の県単河畦林整備事業完了の事業費確定の減額が主なもの。

住宅費45万円の減額は、克雪住宅復旧促進事業の補助金確定による事業費の減額、現年発生公共土木施設災害復旧費2,263万1,000円の減額は、公共土木施設の災害復旧事業の査定完了により事業費が決定したことによるもの。

質疑、意見としまして、土地の売払い収入はどこの土地かの問いに、売払い収入は当初予算には

計上しておらず、全て年度途中で発生した。基本的なものは、国土調査が進むにつれて、地図上既
にない水路や赤線など法定外公共物について、村で払下げのルールをつくっている。隣接している
土地の所有者が払下げを希望する場合は、そのときの固定資産税評価額を基に払い下げる。件数は
5件との答えです。

観光課関係。

観光商工費国庫補助金の減額は、八方池山荘の先導的官民連携支援業務の2次申請での採択によ
る731万1,000円の減額。

観光宣伝振興費22万9,000円の増額は、21観光戦略事業の翻訳業務委託料で観光地観光
防災マニュアルの翻訳業務委託によるもの。

質疑、意見としまして、翻訳された観光防災マニュアルの配布方法や多言語化のためのホーム
ページ機能はどのようになるのかとの問いに、英訳したものは外国人の宿泊施設や飲食店、観光事
業者に配布し、大町保健所等へは考えていない。ホームページだとPDFで出るが、ホームページ
に直接書き込むとパソコン上で翻訳できる。あくまでグーグル翻訳だが、現在、4か国語程度対応
しているとの答えです。

八方池山荘の官民連携事業について、補助が減額になり、足りない部分を一般財源で出している。
補助金をもらわないとできない事業だと思うが、今回、2次で通ったが、今後、満額や、余計に削
られる可能性というのはあるのかとの問いに、今回はかなり応募が多く、道の駅の整備など1次審
査で採択されるところもあった。来年度以降に関しては当初予算に計上している状況なので、これ
以上一般財源が増える可能性は一応ない。逆に予算計上しているが、補助金として取れるものは何
とか取っていけるように努力するとの答えです。

上下水道課関係。

環境衛生費226万9,000円減額は、環境衛生事業の工事請負費110万円の増額と合併処
理浄化槽整備事業補助金336万9,000円減額によるものです。

質疑、意見としまして、村内で大型の計画がされているところは、上下水道が通っているところ
かとの問いに、浄化槽を整備するような計画はない。どの計画も下水道への排出を予定している
との答えです。

全体を通しての討論はなく、採決したところ、議案第19号、委員会所管事項は、委員長を除く
委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）。

収益的収入に334万8,000円を増額し3億2,697万2,000円。収益的支出に
447万6,000円を減額し2億9,176万6,000円、予算第4条、本文括弧書き、「不足
する額1億9,925万7,000円」を「不足する額1億9,096万9,000円」に改め、資本
的支出の予定額を914万円減額し3億3万1,000円とするものです。

収益的収入では、加入分担金の増額と有価証券利息額確定による増額。収益的支出では、一般職員の時間外勤務手当等の減額や法定福利費の減額などによるものです。

資本的収入においては、物件移転補償費の額確定による工事負担金増額や起債対象工事額確定による企業債の減額によるもの。資本的支出では、配水管布設工事費の減額やメーター材料費等の減額が主なものです。

質疑、意見、討論はなく、採決したところ、議案第22号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）。

収益的支出に2,001万1,000円増額し4億7,766万5,000円とするもの。内容は減価却費の不足による増額です。

質疑、意見、討論はなく、採決したところ、議案第23号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬村太陽光発電施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第19号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第8号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時03分

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(太田伸子君) 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

予算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎予算特別委員長。

予算特別委員長(丸山勇太郎君) 令和6年第1回白馬村議会定例会予算特別委員会審査報告をいたします。

本定例会において予算特別委員会に付託された案件は予算審議5件です。5日間にわたり審査しました。

各会計の予算書により慎重審査した概要を報告します。

議案第24号 令和6年度白馬村一般会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ67億600万円。前年度当初予算比6億5,000万円の増は、ここ20年では最高額となった。基幹歳入の村税は14億3,500万円。地方交付税は22億2,000万円を見込んだ。

予算編成での重点的取組分野として、ゼロカーボンビジョンの実現、デジタルトランスフォーメーション(DX)、子育て支援・少子化対策、農地保全と地産、支え合う福祉と健康、世界水準を意識した観光のそれぞれ推進を掲げる一方で、重点分野以外はこれまで同様の一般財源の枠配分

方式を取り、各課はその範囲での創意工夫を促した。

昨年末発生した黒豆沢土砂災害の復旧に加え、庁内DX化の加速など特殊事情と、実質公債費比率の18%超えを未然に防ぐための村債繰上償還のため、財政調整基金4,500万円、減債基金1億6,200万円をそれぞれ取り崩すとの説明がありました。また、ふるさと白馬村を応援する基金からの繰入金は4億3,800万円と、大きく依存するものとなっています。

次に、各課審査の主な質疑、意見について、審査順に報告します。

総務課関係。

DXスマートビレッジ推進計画の村民向け周知。また、GXコンサルティングの周知はの問いに、今回は、まずは庁内のDX化を推進するための計画。計画が進んだ段階で、事業者、村民向けのDXを進めていく。

GXのほうは、ロードマップによって具体的なものが出てくる。ビジョンも具体的になるので、その段階で媒体を使って周知し、行動に移せるようにするとの答え。

公共交通計画策定支援業務の内容は、業者委託しなければならないのか。また、AIデマンド型が来年度から本格運行するので、その状況を見てから立てるべきではの問いに、公共交通網形成計画から今回は公共交通計画となる。間は空けられない。ネットワークの確保や充実に加え、サービス面を総合的に捉え、より拡充させた内容を盛り込めとの国の指示。分析する範囲が広がり、地域のニーズ把握のため委託するが、業者任せにはしないとの答え。

DX化の書かない窓口等は、1年かけてのシステム構築か。次の冬の外国人転入騒ぎは解消されるのかに対し、開始時期は別々だが、全て令和6年度中に開始する。窓口対応は間に合うようにしたいとの答え。

災害に備えた備蓄品の予算は、女性目線の避難所運営として、生理用品などの備蓄が必要ではの問いに、備蓄品は防災事業の消耗品で毎年50万円前後の予算。今回は食料備蓄とトイレ便座袋の購入。生理用品や毛布などを買うとなると予算の増額が必要。備蓄品全体の計画も含めて考えていきたいとの答えでした。

生涯学習スポーツ課関係。

氷河調査は白馬沢の調査で終わりか。氷河は、ゼロカーボンや地球温暖化を考えるいい素材。観光資源にも活用できるので、永久凍土が確認できるところまでは調査していただきたいがに対し、ゼロカーボン施策としての活用や経済効果は検討するが、村も財政的に厳しい状況から、一旦は6年度で区切らせていただきたい。新潟大学としては継続調査の意向があり、大学側で使える助成金等を活用しての継続はするとの答え。

伝建事業の計画策定委託料220万円の内訳はの問いに、事前アンケートでは地元の本音が引き出せず、話し合う場を設け意向を伺う。現地調査で今後の優先順位を決め、石垣修理等の基準を定めていないものを定めていく。この1年で保存活用計画を策定し、しっかり将来像を明確にしてい

くとの答え。これに対する意見として、棚田も大事。担い手がいなくなり、田んぼを作らなくなれば石垣も崩れていく。住民が少なくなり、集落全体を維持させるには、観光客からしっかりお金を取って管理者を置いて管理したほうがよい。

温暖化の中で、B&Gプールのオープン時期と開設期間の工夫を。暑過ぎて学校プールの利用も少ないので、うまく調整し活用できれば費用の削減になるのではの問いに、水泳教室や、暑くなる日も早くなっていることから検討していくとの答えでした。

税務課関係。

個人村民税で、6年度税制改正により、4万円の定額減税に伴う減税分を5,900万円とした算出根拠はの問いに、予算編成期の関係から4年分の所得を基に算出したとの答え。

固定資産税評価替えて1,200万円増額計上とあるが、土地の上昇率はの問いに、昨年の当初課税との比較では、宅地・雑種地で約7.9%上昇しているとの答え。

八方口の大型商業施設の地域未来投資促進法による固定資産税減免期間は終了したかの問いに、終了したとの答え。

次、観光課関係。

観光交通と生活交通の混乗が心配。村民と観光客の金額が一緒なのはなぜかの問いに、混乗は冬の昼間を心配しているが、公共交通として始めた以上は対応しなければならない。運賃区分は法律上できないが、村民には定期券や回数券を考える。今後のことは始めてみないと分からないとの答え。

八方池山荘建て替え計画は、今のスケジュールだと長過ぎる。図書館複合施設は長くかけ過ぎて頓挫した。スピード感を持ってやったほうがいいのではの問いに、公共施設管理計画に令和11年オープンとあり、そこに向かって事業計画を立てている。準備期間が長いのは、参画する事業者の意欲や自らできる範囲を見つけて、それに基づいた選定の仕様書を作っていこうと考えているとの答え。このことに対する意見として、9社が意欲を示し、さらに2社が強い意欲を示しているのであれば、設計もオーバーラップさせ、競合させて提案させていけばいいと思う。別の意見として、コンセプトとしてゼロカーボンの象徴的なものにしていくならば、GX統括監の協力を得ながら進めてほしいという意見がありました。

観光地経営会議運営支援事業の日本交通公社（JTBF）委託料は高い。職員がつくらないとノウハウが蓄積されないのではの問いに、持続可能なガイドラインに準拠した計画をつくっていくため、専門的なアドバイスが必要。現在との関連性も踏まえてJTBFと契約したいとの答え。

デジタル田園都市国家構想交付金事業、略称デジ田は、村内の事業者にいかんDXのプラットフォームに参画してもらえるかが大事。これまでの観光局がやっていたプラットフォームは参画事業者が少なかった。観光局の社員にならない事業者が多いのが根本問題だがの問いに、デジタルギフト券の取扱いや電子感謝券を社員でなければ使えないという形を取っていこうと考えている。メリ

ットに引きつけられて社員になってもらいたいと思うとの答え。意見としまして、観光局の事業計画にはKPIを設定させてほしい。KPIの一つが会員数だと思う。

次、住民課関係。

ごみ分別促進アプリ導入目的とターゲットは、50音順のデータは入るのか。また、多言語化はの問いに、アプリ導入は、区に加入されない方や外国人ワーキングホリデーの短期間滞在者がターゲット。50音順のデータは入り、英語対応する。中国語対応は検討させていただくとの答え。

サンサンパークの公衆トイレの設備老朽化を県へ依頼してほしい。管理料は村が全額見ているが、幾らかでも県に見てもらえるように要望してほしいとの問いに、県議への要望書には上げており、大町建設事務所も現場確認している。引き続き要望を上げていきたいとの答え。

会計室関係。

大北農協から新たに口座振込手数料を要望されて予算計上との説明だが、指定金融機関を変える予定はないのかの問いに、指定金融機関の変更は考えていないとの答え。

議会事務局関係。

全協室の答弁席には、マイクがどうしてももう1本必要ではの問いに、検討するとの答え。

健康福祉課関係。

ふれA1号の、家の前で乗降できる28人の決め方はの問いに、明確な基準はなく、今現在運行している中で配慮が必要な人を社協と包括でヒアリングして抽出したとの答え。意見として、その28人については、福祉有償運送やライドシェアなど工夫したほうがいいと思う。

権利擁護事業は、認知症患者が増加傾向になる中、予防事業としてどのようなことを考えているのかの問いに、高齢者福祉計画の事業として、サービス一覧を載せたシニアガイドブックを作っている。権利擁護に関しては、制度の理解を深め、自分事として捉えてもらえる啓発をしていきたいとの答え。

自立支援給付費で、飯森のグループホームの会社が飯田にも就労継続支援B型の施設を造ると聞いたが、内容や進捗はの問いに、大町でやっているB型作業所のサテライトの形でできる。春以降に通えるような場にしていきたいと準備中だと聞いているとの答え。

コロナワクチンは、今後どのくらいお金がかかって、どのような仕組みで補助されるか。罹患した場合はどのようにするのかの問いに、価格は国からは明言されていないが、インフルエンザを例に試算の金額が示され、今回の予算はそれに基づき65歳以上の接種で計算している。医療費補助の予算計上はないとの答え。意見としまして、带状疱疹にかかると高額な治療費がかかる。年配者の罹患が多いので助成をとというのがありました。

農政課関係。

地籍調査に基づいた課税反映の今後の考え方はの問いに、中部地区が終わった段階で課税反映するというので、令和9年度評価替えで反映していく流れで進めているが、調査はまだ10年近く

かかると考えているとの答え。

完全に終わってからではなく、おおむね終われば課税していい。課税に向けて説明をしていかなければならないのではの問いに、令和9年度評価替えて反映すると、庁内での考え方は統一している。年次計画を定めたばかりなのでタイミングを見て説明したいとの答え。

有機JAS認定農家の補助金の仕組みと、有機JASを取らずに取り組む農家への支援はの問いに、補助対象は有機JASの認定を取った農家のみ。毎年認証を取る必要があることから、認証経費補助と新たに取り組む農家を支援する。村としても、ある程度基準を設けなければいけないと考えているとの答え。

目標地図作成の地域計画は、白馬村の今後の農業を考えた上で重要と考えるが方向性はの問いに、それが6年度の農政課の大きな柱の一つで、昨年度から農業委員会とも話し合いをしており、農業振興地域の見直しも行なうとの答え。

多面的機能交付金の村単事業はどこか、やり方は従来と同じかの問いに、エリア的には木流川沿いの一部で、国、県の補助を活用して村独自の多面的事業を進めていくとの答え。

上下水道課関係は、質疑はありませんでした。

子育て支援課関係。

施設型給付費、地域型保育給付費の分け方はの問いに、施設型の対象施設は白馬幼稚園のみ。地域型はファミリア白馬とサンライズキッズ白馬園の2つ。費用については、国が定める公定価格に人数を掛けるとの答え。

育休退園の解消の方向性は。保育士の状況もあるが、不可能なのかの問いに、入園希望数が多い中で、育休退園させる方がいることで入れる方がいる。現状は育休退園をせざるを得ないが、子育て支援ルームの受入れ年齢を7か月から預かれる形にし、対応を少しずつ変えていきたい。まずは待機児童の解消が優先。それが整ったところで対応していきたいとの答え。

第3の居場所の補助金を8か月分見ているということは、7月末頃に開園か。希望人数はある程度把握しているのかの問いに、夏開園予定。現状、小谷村に常時8名、大町市にも数人行っていることから想定はしているが、明確な人数把握がないのは、突然居場所が必要になる児童生徒の受皿となるのがこの施設だからとの答えでした。

次に、教育課関係。

給食費補助に関して議会は陳情を否決したが、行政側からはもう上げないということか。1食当たりの金額が上がることはあるか。有機給食はの問いに、補助を上げたい意思はあるが、予算ベースで試算したが、他の学校徴収金を勘案した中で今回は難しかった。金額は、栄養価の面から栄養教諭からは苦しいと聞いている。大町、池田、松川は上げると聞いている。白馬も上げざるを得ない状況だが、来年度は保護者負担は変えない方向。公会計なので、補正予算などで柔軟に対応する。オーガニックは地場産が少なく、年度当初からは組みづらいとの答え。

教職員住宅解体費が高額だが中身は、事業に国からの助成はないのか。軟弱地盤に病院を建て替えるのであれば、地中杭を抜かなくていいのではの問いに、予算がないから先送りになっていたが、後に行けば行くほど財政が厳しくなるので、今やるしかないという結論に至った。国の補助金は数年前から調べてはいるが、起債も補助金もない。高額な理由は、アスベスト除去代と軟弱地盤の地中杭撤去に費用がかさむ。その地中部は何とか残させてほしいと相談している。相手先の設計業者が決まり次第、交渉していくとの答え。意見として、安くできる解体業者もあることから、工夫して業者指名を考えていただきたい。

スクールバスは通年を目指すとのことだが、来年度の実証の中身は、通年運行にする場合も中学生を乗せるかの問いに、AIデマンドとの関係で、タクシー乗車のやり取りをAIアプリでできるかの検証を行なう。バスを出す範囲や中学生を乗せることは、これまでどおりとの答え。意見として、試験運行段階で保護者からいろいろな意見が出ているので、しっかり検討していただきたい。また、5年間の検証結果を議会に示していただきたい。

建設課関係。

村道の修繕に1億円超える予算が計上されているが、修繕の順番はどのように決めているのかの問いに、平成29年に道路調査を行ない、優先順位を定めている。また、道路パトロールを行ない、状況に応じて実施場所を決定しているとの答え。

景観パトロールは、課で行なっている仕事を委託するのか、何かプラスして委託するのか。その狙いはの問いに、現在、建物の届出が100件程度ある中で、限られた職員でのパトロールでは非常に厳しいこともあり、初動の段階を建築業組合にお願いしたいと考えている。届出リストを共有した上で、届出がないところでの動きについても報告していただく。もう一つの狙いは、地元の業者からルールを守っていただきたいという思いもあるとの答えでした。

「もてなしのしつらえ」の英語版作成の考えは。文化の違いなどあることから、しっかり伝える必要があると思うかの問いに、英語版は予算化していないが同感であり、英訳できる職員に対応させることで検討していくとの答え。

県道の無電柱化工事が終了したときに、ケヤキもなくなり殺伐とした景観になると思うが、民地に木を植えるなどの緑化の計画はないかの問いに、ケヤキの代わりに道路部分の中低木緑化はしていく。また、民地部分の緑化も進めていくようお願いしていきたいとの答え。

討論では、課ごとの討論はありませんでした。

全体討論では、賛成だが、ベストツーリズムビレッジを受賞した村としては、文化事業に対して予算をよりつけていただきたかったのと、観光振興の仕組みづくりの配慮が必要と感じたとの討論がありました。

採決の結果、議案第24号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ10億8,010万円。前年度比4,917万2,000円の増。国保税は2億560万円、県支出金7億2,551万9,000円、一般会計繰入金1億458万8,000円、歳出の保険給付費は7億1,663万3,000円を計上した。

質疑では、広域で保険料を統一していく流れの中で保険料が上がっているが、均等割、所得割は全員上がるのか。また、平均でどのくらい上がるのかの問いに、均等割は全員、所得割は所得に応じてとなるとの答え。

財政調整基金の残高と、保険料の増加分を基金での補填はできないのかの問いに、1億3,000万円。赤字補填の取崩しは、ペナルティーが入る可能性があるとの答え。

討論で、赤字補填にならないという見解もある。県下自治体の中でも補填しているところもあることから、予算案に反対。

採決の結果、議案第25号は、委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ1億3,553万円。前年度比2,510万円の増。保険料は広域連合資料に基づき1億465万7,000円。一般会計繰入金は3,058万5,000円を計上。歳出の広域連合負担金は1億3,242万円との説明でした。

質疑では、一般会計からの繰出金と特別会計での繰入金とで3,000円の違いはの問いに、端数処理の差だが、若干誤りもあるとの答え。

討論はなく、採決の結果、議案第26号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 令和6年度白馬村水道事業会計予算。

水道事業収益は3億2,422万2,000円で、前年度比937万8,000円の増。水道使用料は2億7,197万円を見込んだ。

水道事業費用は3億427万円で、前年度比1,486万6,000円の増額。二股浄水場運転管理委託料、メーター取替工事、上水道台帳補正・データ整備など例年経費に、配水及び給水の工事請負や修繕が約1,000万円増える一方、動力費は1,100万円の減額。

資本的収入は1億652万2,000円。駅前無電柱化移転補償費用、企業債、一般会計からの出資金。

資本的支出は1億8,267万7,000円で、無電柱化に伴う水道設備の移転費用、配水管布設工事5か所、機器更新工事7件などの工事請負費で1億2,000万円との説明でした。

質疑では、水道料金の見直しということであるが、増額幅と時期はの問いに、試算段階での理想では、5年後改定時に130%。その後5年で130%。審議会で答申を頂いた上で住民への説明

を行ない、議案を提出し改定していくとの答え。

二股浄水場建て替えにPPPの調査を行なうとのことだが、想定している企業は、白馬の水の製品化を、PPPを利用してできないかの問いに、水処理企業は多くあるが、事業規模でいくなかなか難しい。しかし、白馬というブランド力もあることから、この調査で見えてくると期待している。水の製品化は、白馬錦が試験的に白馬の水を使用している。検討していきたいとの答え。

意見として、料金値上げの意向があるなら、もっと厳しさをアピールしていただきたい。

無線検針の更新は希望者か。災害時にも漏水が把握しやすくよいシステム。導入は積極的に行なっていただきたいがの問いに、希望を取することは考えてなく、法によりメーター更新時期が決まっているため、その更新に併せていくが、エリアは検討しているとの答え。

討論はなく、採決の結果、議案第27号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号 令和6年度白馬村下水道事業会計予算。

下水道事業収益は4億8,524万7,000円。下水道事業費用は4億8,170万3,000円。資本的収入は4億1,294万8,000円。資本的支出は4億8,827万8,000円。今回予算より企業会計に移行する農業集落排水事業分が加わり、セグメント計上される。大きな事業費では、し尿等投入施設整備実施設計業務に5,525万円。

一般会計からの補助金は、収益的、資本的合わせて3億3,783万円との説明でした。

質疑では、水道料金が価格改定になれば、下水道料金の改定も見込んでいるのかの問いに、こちらは6年度以降に取りかかる予定。し尿投入処理施設やストックマネジメント、耐震化等の計画もあり、まだ更新費用が見えてこないとの答え。

し尿投入の小谷村の料金は、白馬村の料金よりも高くしてよいと思うがの問いに、白馬村の施設を利用することや管理を行なわなければいけないこともあり、その負担については小谷村の了解を頂いているとの答え。

討論はなく、採決の結果、議案第28号は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が審査報告ですが、審議中に村長、副村長に対して、次回からの本会議場での予算説明は、予算の概要によって行なってもらいたい。それによって予算編成方針や重点取組分野などを、傍聴や議事録公開を通じて村民にも知っていただけること、同時に議場での時間短縮が図られ、特別委員会での審議にもスムーズに入れるなど、複数の合理性があると考えられるもので、全会一致での要望とさせていただいたことを報告いたします。

同じく、決算議会においても同様の工夫を希望します。

以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号 令和6年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(太田伸子君) 起立多数です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 令和6年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 令和6年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 令和6年度白馬村下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、議案の申出、議会運営委員長より発委の申出、総務社会委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理をいたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号から日程第5 議案第30号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第3 同意第1号から日程第5 議案第30号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第3 同意第1号から日程第5 議案第30号までは、委員会付託を省略することは可決されました。

これより、同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

同意第1号は、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、同意第1号は質疑、討論を省略し、採決することは可決されました。

△日程第3 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(太田伸子君) 日程第3 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山村長。

村長(丸山俊郎君) 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を白馬村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めたく存じます。

住所、北安曇郡白馬村大字北城16126番地、氏名、松澤薫、生年月日、昭和25年2月27日。

以上でございます。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第4 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長(太田伸子君) 日程第4 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸参事兼税務課長。

参事兼税務課長(山岸茂幸君) 議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本年2月21日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、同日施行されたことに伴い、税条例を改正するものです。

1枚おめくりください。今回の改正は、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震災害により被災された納税義務者の負担軽減を図るため、雑損控除に関する特例措置を附則第5条の2とし

て追加規定するものであります。第1項、第2項は、能登半島地震災害により生じた損失金額に係る雑損控除についての特例を規定しております。

裏面をご覧ください。第3項は、申請書に特例適用を受ける旨の記載がある場合に限り適用する旨を規定しております。附則第6条の改正は、引用する条項を改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正地方税法の施行日である令和6年2月21日から適用するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第29号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第30号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

議長（太田伸子君） 日程第5 議案第30号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第30号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第9号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,002万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億5,178万8,000円とするものでございます。

7ページ、歳入明細をご覧ください。18款1項51目財政調整基金繰入金4,002万1,000円の増額は、この後ご説明申し上げます歳出に対する財源とするためのものでございます。

続きまして8ページ、歳出明細をご覧ください。3款3項1目国民年金業務事業の増額は、決算審査の結果、超過交付と判断された過年度国庫金を還付するものでございます。7款2項2目除雪事業は、このところの降雪により除雪の出動が増え、委託料が不足することから増額するものであります。

ページをお戻りいただきまして3ページ、第2表繰越明許費をご覧ください。令和5年度から令和6年度へ繰り越す事業と金額を記載してございます。20の事業で合計2億6,129万7,000円を繰り越すものであります。

それでは、主な事業につきましてご説明を申し上げます。

3ページの3つ目、2款総務費7項スポーツ事業費、スノーハープ維持管理事業3,780万6,000円は、設計のための現地調査に不測の時間を要したことから着工が遅れ、降雪時期までに工事を完了することができなかった部分について繰り越すものでございます。

6つ目の3款民生費1項社会福祉費、物価高騰対応重点交付金事業（給付金・定額減税一体支援分）2,005万円は、住民税均等割のみ課税世帯に対し10万円を給付する事業であります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、この3月15日に国から交付決定の通知がありましたことから、繰り越すものでございます。

次に、下から3つ目、3款民生費2項児童福祉費、子育て支援事業2,750万円は、白馬中学校西側で、現在、建設工事が進んでおります子ども第三の居場所事業に対する補助金でございます。物価高騰の影響を受けて建設資材が高騰したことで設計を見直し、着工が遅れたことから、年度内に工事が完了できなかったものでございます。

次に、一番下の4款衛生費2項清掃費、塵芥処理事業2,440万円は、黒豆沢土砂災害に伴う災害ごみの処理費用でございます。年度内に災害ごみの搬出まで状況が進展しなかったことによるものであります。

4ページ、お願いします。

下から2つ目、10款災害復旧費1項農林業施設災害復旧費は、現年発生農地農業用施設災害復旧事業が2つございます。

上段の363万円は、昨年9月の豪雨による農地と農業用水路を復旧するものでございます。

下段の3,773万円は、黒豆沢土砂災害による農地と農業用水路を復旧するものであります。いずれも発災後、設計や査定を経まして年度内に着工ができなかったことによるものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第30号 令和5年度白馬村一般会

計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより発委の審議に入ります。

日程第6 発委第3号及び日程第7 発委第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託をせず、質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

△日程第6 発委第3号 白馬村議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定について

議長（太田伸子君） 日程第6 発委第3号 白馬村議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番津滝俊幸議会運営委員長。

議会運営委員長（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。発委第3号 白馬村議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定についてをご説明いたします。

本条例は、議員の職責及び議会への村民の信頼の確保に鑑み、白馬村議会議員が長期間にわたり議員の職務を果たせない場合において、議員報酬等を減額することを定めたものであります。

第1条で本条例の目的、第2条で長期間にわたり議員の職務が果たせない場合とはを定義し、第5条と第6条で議員報酬及び期末手当の減額の率を定め、第7条で公務上の災害等の除外規定を定めております。

本条例の施行日は公布の日とするものです。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。発委第3号 白馬村議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 発委第4号 刑事訴訟法（再審法）の改正を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第7 発委第4号 刑事訴訟法（再審法）の改正を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 第1番丸山和之です。発委第4号 刑事訴訟法（再審法）の改正を求める意見書について説明いたします。

陳情第1号が採択されたことに伴い、本意見書を提出するものであります。

内容は、現行の刑事訴訟法は、冤罪被害の救済手続として不十分な制度となっていることから、3項目の改正を行なうよう求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣であります。

以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第4号 刑事訴訟法（再審法）の改正を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたし

ます。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第10 議員派遣について

議長(太田伸子君) 日程第10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は、全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

村長(丸山俊郎君) 令和6年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今月6日に開会し、本日まで16日間にわたり、令和6年度一般会計予算をはじめ、提出いたしました全ての案件につき原案のとおりお認めを頂き、厚く御礼申し上げます。

特に令和6年度予算案につきましては、予算特別委員会を通じ、細部にわたりご意見、ご提案を頂きました。執行に際しましては、その意を十分に踏まえ、住民の生活、福祉の向上のために適正に執行してまいりますので、議員各位並びに村民の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、開会の挨拶でも若干触れさせていただきましたが、4月1日から、村が公共交通として運行主体となる、初めてとなります白馬デマンドタクシーの運行をスタートさせます。

これまで村としましては、誰を、いつ、どこへ運ぶかを基本に交通施策を検討してまいりました。そこで、最も公共交通を必要とする高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買物、通院などの交通確保と社会参加を図るために、平成20年1月にデマンド型乗り合いタクシー白馬ふれ愛号の試験運行を開始し、以降、平成21年度から23年度までは実証運行と位置づけ、24年度以降は本格運行として今年度まで運行してまいりました。

このたび、この白馬ふれ愛号と観光客を対象にした冬の観光A I デマンドタクシーを統合し、白馬デマンドタクシーとして新たに運行を開始するものであります。これまでの白馬ふれ愛号は1日8便の時間設定をさせていただき、いわゆるセミデマンド方式で、予約をしてから最大1時間の待ち時間が生じておりましたが、今後は運行時間内であれば、予約に応じて僅かな待ち時間で利用できることとなるフルデマンド方式へと発展し、より便利で柔軟な利用につながるものと期待しております。

過去に実施しました高齢者へのアンケート調査におきましても、「運転免許があるうちは自分で運転する」「家族が運転する車に同乗する」といった理由から、公共交通があっても利用しないというお答えがございました。

しかしながら、今後は白馬デマンドタクシーの運行をより利便性の高いものにつくり、育て上げ、利用促進につなげていくことはもちろんであります。CO₂の削減をはじめ、交通事故の加害者にならないこと、家計に優しいことなど、公共交通の利用メリットをお伝えし、理解を深め、公共交通へ移行していただくような周知や啓発も必要になってこようかと思っております。

4月1日から5月末までの2か月間は利用促進と周知を兼ねたお試し期間として運賃を無料で運行いたしますので、村民の皆様には、ぜひ、この期間にご利用いただき、体験していただければと思います。

議員の皆様におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期であり、また、本日は冬に逆戻りしたかのような気候となりましたが、健康には十分ご留意され、引き続き本村発展のためご活躍いただきますようご祈念申し上げ、令和6年第1回白馬村議会定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和6年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時04分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 3月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員